

令和7年度版

# 福島の環境

第3部 環境保全編

—令和6年度事業報告—



福島市



## 福島市環境基本条例 前文

私たちのまち福島は、東に丘陵状の阿武隈山地、西には磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰に囲まれた福島盆地の中に開け、荒川、松川、摺上川等の河川が市域の東を北に向けて流れる阿武隈川に注いでいる。

市域の中央には、緑につつまれた信夫山が位置し、四方に市街地、農用地、森林へと広がりをみせ、また、飯坂、土湯、高湯等の温泉が分布している。

私たちは、これらの豊かな自然の恵みの下、ここに生活し、知恵と努力により今日の社会を築いてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型、生活型の公害などの問題が顕在化してきている。さらに、一人ひとりの活動や都市の活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えてであることから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、恵み豊かな環境の下に、安全で健康かつ快適な生活を営むことは市民の権利であると同時に、私たちは、こうした環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、環境が有限なものであることを認識し、市民、事業者及び行政のすべての者が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していくことにより、私たちのまち福島が、人と自然が健全に共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、この条例を制定する。

# 福島の環境（環境保全編）目次

## 第3部 環境保全編

### 第1章 福島市の環境の現状

第1節 大気汚染	1
1. 環境基準について	1
2. 監視体制と緊急時の対策について	3
3. 大気汚染の現況	5
4. 大気汚染防止対策	6
第2節 悪臭	8
1. 悪臭の現況	8
2. 悪臭防止対策	8
第3節 水質汚濁	10
1. 環境基準について	10
2. 水質汚濁の現況	13
3. 水質汚濁防止対策	17
第4節 騒音・振動	20
1. 環境基準について	20
2. 騒音・振動の現況	22
3. 騒音・振動防止対策	24
第5節 有害化学物質	28
1. ダイオキシン類	28
第6節 土壤汚染	29
1. 環境基準について	29
2. 土壤汚染防止対策	30
3. 土壤汚染の現況	31
第7節 その他の	32
1. 電波障害対策	32
2. 地盤沈下対策	32
3. ふるさとふくしま清流づくり推進事業	33
4. 公害苦情相談等の処理	33
5. 関係機関との連携	34
資料編	35
用語解説	65

- この報告書の内容は、主として福島市の環境への取り組みと、福島市内の環境の現況となっています。
- 特に記載がない場合は、令和6年度の内容を掲載しています。
- 記載されている市町村名は、令和7年3月31日現在。



# 第3部 環境保全編



## 第1章

# 福島市の環境の現状

第1節 大気汚染

第2節 悪臭

第3節 水質汚濁

第4節 騒音・振動

第5節 有害化学物質

第6節 土壤汚染

第7節 その他



# 第1章 福島市の環境の現状

## 第1節 大気汚染

### 1. 環境基準について

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質(PM2.5)の10物質について定められています。(表1-1-1)

また、非メタン炭化水素(NMHC)については、光化学オキシダントの生成防止のための濃度指針が示されています。(表1-1-2)

表1-1-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	基 準 値	評価方法
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<長期的評価> 1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<長期的評価> 1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。 <短期的評価> 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同左
微 小 粒 子 状 物 質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期基準> 1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。 <短期基準> 1日平均値のうち年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

- 備考
- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
  - 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が  $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
  - 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
  - 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が  $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 1-1-2 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物 質	指 針 値
非メタン炭化水素(NMHC)	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 $0.06\text{ppm}$ に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が $0.20\text{ppmC}$ から $0.31\text{ppmC}$ の範囲にあること。

## 2. 監視体制と緊急時の対策について

### (1) 大気汚染防止法に基づく監視体制について

大気汚染防止法に基づき、大気汚染の常時監視は、県知事、中核市においては市長が行うことと定められています。平成30年度に福島市が中核市に移行したことに伴い、市内の大気汚染の常時監視は福島市が行っています。

平成29年度まで、福島県が4測定局（南町・森合・古川・杉妻町）を設置していましたが、福島市の中核市移行に伴い、杉妻町測定局を除く3測定局が市に移管されました。杉妻町測定局は測定局の移管に伴い廃止されたため、新たに松浪町測定局を設置しました。

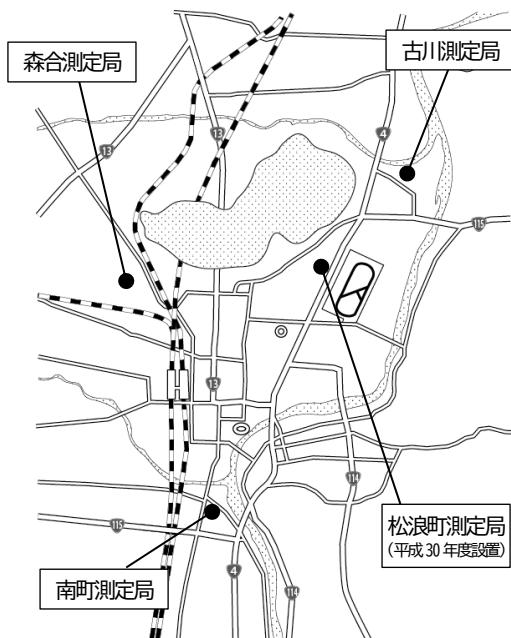
微小粒子状物質（PM2.5）は、森合測定局と古川測定局で測定を行っています。（表1-1-3、図1-1-1）

市内の4測定局は、県内及び全国の大気汚染常時監視システムのネットワークにより結ばれており、大気汚染測定局の測定結果は、そらまめ君（環境省大気汚染物質広域監視システム）などのWEBサイトで随時公開されています。

表1-1-3 大気汚染測定局の設置場所及び測定項目

監視測定局名	設置場所	測定項目								
		二酸化硫黄	一酸化炭素	(SPM)	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	臭素炭化水素	(PM2.5)	微小粒子状物質
南町測定局	福島第一中学校（郷野目字向町17-2）	○		○	○	○				○
森合測定局	森合小学校（森合字中谷地4-4）	○		○	○	○	○	○	○	○
古川測定局	福島第三中学校（古川44-2）			○	○	○			○	○
松浪町測定局	福島第三小学校（松浪町3-46）		○	○		○	○			○

図1-1-1 福島市における大気汚染測定地点図



松浪町局（外観）

## (2) 緊急時の対策について

大気汚染防止法においては、大気の汚染により地区住民に被害が生じるおそれがある場合、県知事がその事態を一般に周知すること、著しく大気を汚染するおそれのある事業者等に対して協力を求めることになっています。

近年は、微小粒子状物質(PM2.5)の呼吸器や循環器系への影響が指摘されるようになり、福島県内でPM2.5の濃度が上昇した場合には、関係機関への情報提供や市民への広報を行うこととしています。

### ① 光化学スモッグ及び硫黄酸化物対策

光化学スモッグ及び硫黄酸化物対策については、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、注意報、警報または重大警報が発令された場合には、発令機関である地方振興局から関係機関を通じて、学校や一般住民などに周知するとともに、本市は、排ガス量が毎時1万Nm<sup>3</sup>以上の工場・事業場等に対して、注意報等の発令の区分に応じて、燃料使用量、ばい煙排出量の削減などを要請・命令することになっています。しかし、これまで市内において光化学スモッグ注意報が発令されたことはありません。

また、かつては大気汚染の大きな原因であった硫黄酸化物ですが、燃料の低硫黄化や排煙の規制等によりその状況は大幅に改善され、県内における硫黄酸化物の濃度上昇の可能性は低い状況となっています。

表1-1-4に光化学スモッグの予報、注意報、警報及び重大警報発令基準、発令時の工場・事業場に対する措置を示しました。

### ② 微小粒子状物質(PM2.5) 対策

福島県内で微小粒子状物質(PM2.5)の濃度が上昇した場合には、福島県が策定した「PM2.5に係る対応について」に基づき福島県から「注意喚起」情報提供がなされ、本市においても「PM2.5に係る『注意喚起』情報提供を受けた際の対応マニュアル」に基づき、関係機関への情報提供や市民への広報を行うこととしています。

令和6年度は、県内で「注意喚起」情報提供はありませんでした。

表1-1-4 光化学スモッグ注意報等の発令・解除の基準及び工場・事業場に対する措置

区分	発令基準	工場・事業場に対する措置	解除基準
光化学スモッグ 予報	オキシダント濃度が0.1ppm(1時間値、以下同じ)以上になり、かつ、上昇傾向にあるとき。	燃料等の使用量の削減準備の協力を要請する。 また、廃棄物等の不要不急の焼却自粛の準備を要請する。	オキシダント濃度が0.1ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。 注意報が解除されたとき又は日没になったとき。
光化学スモッグ 注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	燃料等の使用量の概ね20%の削減協力を要請する。 また、廃棄物等の不要不急の焼却自粛の準備を要請する。	オキシダント濃度が0.12ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。 日没になったとき。
光化学スモッグ 警報	オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	燃料等の使用量の概ね40%の削減協力を要請する。	オキシダント濃度が0.24ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。
光化学スモッグ 重大警報	オキシダント濃度が0.4ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	燃料等の使用量の概ね40%の削減協力を命令する。	オキシダント濃度が0.4ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。

備考 1 光化学スモッグ緊急時の発令期間は原則として毎年4月から9月までの間とし、注意報の発令は午後5時の測定値で最終判断し、原則として午後5時30分以降の発令は行わない。

### 3. 大気汚染の現況

工場・事業場などから排出されるばいじんや有害物質などの大気汚染物質の排出量が削減され、大気汚染物質の年平均値も光化学オキシダントを除き下降傾向にあります。

市内では4ヶ所の大気汚染測定局において機器による大気汚染の24時間常時監視が行われています。(表1-1-5)また、有害大気汚染物質、アスベストについても監視調査を行っています。

(関連資料:p35 資料1)

#### (1) 大気汚染の常時監視結果

本市では、一般環境大気測定局として南町測定局、森合測定局及び古川測定局、自動車排出ガス測定局として松浪町測定局を設置し、4つの測定局で大気汚染の常時監視を行っています。

測定を行った大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素及び微小粒子状物質(PM2.5)について、環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様に環境基準が達成されていませんが、光化学スモッグ注意報等の発令には至りませんでした。

表1-1-5 環境基準の達成状況

測定項目\測定局	南町局	森合局	古川局	松浪町局
二酸化硫黄	○	○	—	—
一酸化炭素	—	—	—	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
光化学オキシダント	×	(×)	×	—
二酸化窒素	○	(○)	○	○
微小粒子状物質	—	○	○	—

備考 光化学オキシダント：短期評価  
その他の項目：長期評価  
○：環境基準を達成した項目  
×：環境基準を達成できなかった項目  
()付は、測定日数が250日以下の数値で判定した場合の結果

#### (2) 有害大気汚染物質等の常時監視結果

##### ① 有害大気汚染物質

令和6年度は、22種類の物質について、一般環境調査として市内1地点で実施しました。

調査の結果、環境基準及び指針値を超過した物質はありませんでした。

##### ② アスベスト

令和6年度は、市内2地点で一般環境大気中のアスベストのモニタリング調査を実施しました。

年間を通して、電子顕微鏡によるアスベストの同定が必要な総繊維数濃度(1本/Lを超える繊維数濃度)には達することはありませんでした。

また、令和6年度には、市内の解体現場等で発生源周辺調査を行いましたが、電子顕微鏡によるアスベストの同定が必要な総繊維数濃度には達することはませんでした。

## 4. 大気汚染防止対策

### (1) 特定工場等の届出状況

本市における大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設は、工場・事業所数 179、施設数 427、揮発性有機化合物排出施設は、工場・事業所数 1、施設数 1、一般粉じん発生施設は工場・事業所数 8、施設数 84、また、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばいじんに係るばい煙発生施設は工場・事業所 4、施設数 6 となっており、市条例による粉じん発生施設は工場・事業所数 7、施設数 7 となっています。

なお、平成 29 年 8 月 16 日に「水銀に関する水俣条約」が発効したことに伴い、平成 30 年 4 月 1 日より改正大気汚染防止法が施行され、水銀排出施設が規制対象となりました。市内の対象工場・事業場数は 3、施設数 5 となっています。

(関連資料：p41 資料 2)

### (2) 特定粉じん排出等作業の届出状況

令和 6 年度は、27 件の特定粉じん排出等作業実施届出がありましたが、改善勧告や改善命令の対象となる案件はありませんでした。

令和 2 年度に公布された改正大気汚染防止法により、令和 3 年 4 月からすべての特定粉じん排出等作業が作業基準適用の対象となり、令和 4 年 4 月からは一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果の報告義務が課されるなど、規制が強化されました。

同改正法により、建築物、船舶（鋼製の船舶に限る。）については、令和 5 年 10 月からは事前調査が行える者を有資格者に限定するなど規制が追加されています。（工作物については、令和 8 年 1 月から必要になりますが、それ以前であっても資格を有する者に行わせることが望ましい。）



特定粉じん排出作業の養生検査

### (3) ばい煙排出の規制

#### ① 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、大気汚染防止法施行令で定める地域ごとに設定される K 値と、ばい煙発生施設ごとの排出口の高さをもとに一定の算式によって得られる 1 時間当りの硫黄酸化物の排出量として示されます。

これは、硫黄酸化物の最大着地濃度を考慮して排出される硫黄酸化物の量を規制するものであり、K 値が小さいほど規制がきびしいということになります。この K 値規制は昭和 43 年 12 月の第 1 次規制から昭和 51 年 9 月の第 8 次規制まで改正強化され、本市の K 値の規制値は、17.5 となっています。

## ② 窒素酸化物

二酸化窒素に係る環境基準を達成することを目標として、昭和48年大型施設（ボイラー、溶解炉、焼却炉等）を対象に、はじめて窒素酸化物の規制が実施されました。

その後、窒素酸化物低減技術の進歩に伴って、昭和50年12月に第2次、昭和52年6月に第3次、昭和54年8月に第4次、さらに昭和58年9月の第5次の規制強化が拡充された結果、大部分のばい煙発生施設が規制されることになりました。

## （4）自動車排出ガス対策

自動車排出ガスによる大気汚染は、道路沿線住民の生活環境の問題だけでなく、広域的には光化学オキシダント発生の大きな要因となります。

自動車排出ガス規制は、国内の要請や海外の規制強化を受け、規制強化が逐次行われており、その結果、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車といったエコカーが誕生することとなりました。

エコカーの普及が自動車排出ガスによる大気汚染の軽減に大きな効果が期待されることから、新車購入及び電気自動車の充電設備などのインフラ整備に対する補助や税制上の特例措置が国により実施されています。

最近では、国の「大気環境配慮型SS（愛称：e→AS）」（ガソリンスタンド）認定事業や、カーシェア及び軽電気自動車の普及推進（ゼロカーボン・ドライブ）といった新たな取り組みが進められています。

また、プラグインハイブリット車、電気自動車、燃料電池自動車は、住宅用蓄電池や非常用電源として利用できることから、これらの普及は大気汚染防止のみならず、再生可能エネルギー・レジリエンスの分野に大きな波及効果が期待されています。

本市では、次世代自動車普及推進事業として、道の駅つちゆの電気自動車用急速充電設備の設置、公用車にハイブリット車、電気自動車導入を行うなど、次世代自動車の普及推進に努めています。



燃料電池自動車（FCV）

## 第2節 悪臭

### 1. 悪臭の現況

悪臭は、騒音と同様に日常生活に關係の深い身近な感覚的公害です。令和6年度の総苦情件数16件のうち、悪臭は0件でした。

なお、屋外でのごみの焼却について、悪臭を伴うものとして市に苦情が寄せられることがあります。屋外での不適切なごみの焼却行為（いわゆる野焼き）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されています。

（関連資料：p64 資料20）

### 2. 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づく規制地域は、昭和48年7月に指定され、その後、昭和54年4月及び平成3年11月に地域の見直しを行い、規制地域が拡大されました。（表1-2-1）

また、平成8年4月施行の同法の改正においては、従来の特定悪臭物質の濃度規制では十分な規制効果が見込まれない区域について、濃度規制の代わりに嗅覚測定法による規制ができるようになりましたが、現在、本市では該当する区域は指定していません。

同法による規制物質及び基準は表1-2-2に示す通りですが、規制の対象とする工場、事業場は特に定めていないため、規制地域内の全ての工場、事業場等から発生する悪臭物質について基準が適用されることとなります。規制地域内の工場、事業場は、敷地境界上（1号規制）、気体排出口（2号規制）、排出水（3号規制）のそれぞれについて規制され、それぞれの規制対象ごとに対象となる物質、規制基準が定められています。（図1-2-1）

なお、移動発生源や一時的に設置される作業場などは対象とされません。

また、悪臭防止法では、ゴム、プラスチック、廃油などの燃焼により悪臭が生じる物の野外焼却の禁止、汚水が流入する水路等における悪臭発生の防止などについて規定しています。

表1-2-1 悪臭防止法に基づく規制地域

地域区分	該当地域（都市計画法に定める用途地域区分など）
A区域	1. 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 2. 桜木町のうち、4番及び14番から17番までの区域 3. 堀河町のうち、1番、2番、8番、9番の区域並びに東浜町のうち、7番から9番までの区域
B区域	商業地域（A区域の2に掲げる区域を除く）及び準工業地域（A区域の3に掲げる区域を除く）
C区域	工業地域及び工業専用地域

図1-2-1 悪臭防止法の規制の区分

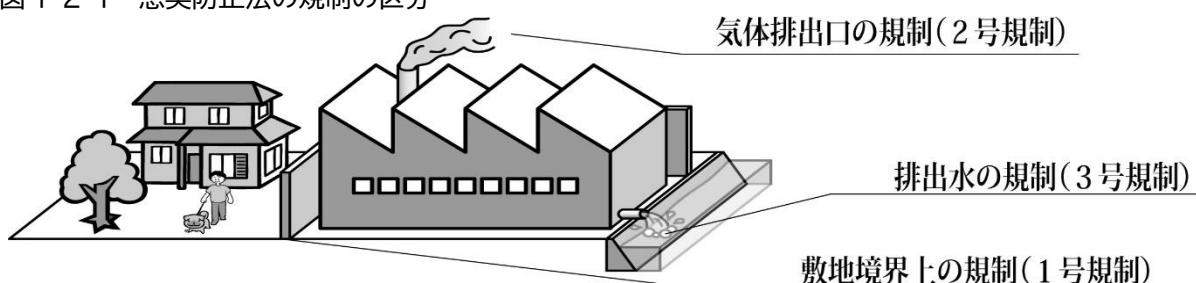


表 1-2-2 悪臭防止法に基づく規制基準

## 1 敷地境界線（1号規制）及び気体排出口（2号規制）における規制基準

特定悪臭物質名	1号規制 (ppm)			2号規制が適用される物質
	A区域	B区域	C区域	
アンモニア	1	2	5	○
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
硫化水素	0.02	0.06	0.2	○
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	○
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
スチレン	0.4	0.8	2	
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	
トルエン	10	30	60	○
キシレン	1	2	5	○
酢酸エチル	3	7	20	○
メチルイソブチルケトン	1	3	6	○
イソブタノール	0.9	4	20	○
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	○
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	○
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	○
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	○
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	○

備考 1 敷地境界線における基準は、各物質とも、A区域は臭気強度 2.5、B区域は臭気強度 3.0、C区域は臭気強度 3.5 相当の濃度である。  
 2 気体排出口における規制基準は、敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により、特定悪臭物質の種類ごとに算出される。

## 2 排出水（3号規制）における規制基準

排出水量 (Q) (m <sup>3</sup> /s)	Q ≤ 0.001			0.001 < Q ≤ 0.1			0.1 < Q		
	A区域	B区域	C区域	A区域	B区域	C区域	A区域	B区域	C区域
特定悪臭物質名	メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	0.007	0.01	0.03	0.002	0.003 0.007
	硫化水素	0.1	0.3	1	0.02	0.07	0.2	0.005	0.02 0.05
	硫化メチル	0.3	2	6	0.07	0.3	1	0.01	0.07 0.3
	二硫化メチル	0.6	2	6	0.1	0.4	1	0.03	0.09 0.3

備考 規制基準は排水中の濃度 (mg/L) による。

## 第3節 水質汚濁

### 1. 環境基準について

公共用水域の環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条の規定に基づいて定められています。

「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）として、カドミウム、シアノ、鉛などの有害物質27項目について基準値が定められており、すべての公共用水域に一律に適用されています。（表1-3-1）

「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）として、生物化学的酸素要求量（BOD）等の5項目について基準値が定められていますが、これらの基準値はすべての河川に一律に適用されるものではなく、その利水目的等に応じて6類型に区分され、類型ごとに環境基準が設定されており、市内では5河川で水域類型が指定されています。（表1-3-2、表1-3-3）

平成15年11月には、生活環境項目のうち水生生物の保全に係る項目として全亜鉛が追加（平成15年11月5日環境省告示123号）され、本市においては、摺上川、小国川の2河川が類型指定されています。

その後、ノニルフェノール（平成24年8月環境省告示第127号）、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）（平成25年3月環境省告示第30号）が追加されました。

また、ただちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質のうち、人の健康の保護に関する物質及び水生生物の保全に関する物質として「ペンタフルオロオクタンスルホン酸（以下、PFOS）及びペンタフルオロオクタン酸（以下、PFOA）」（令和2年5月28日環境省水・大気環境局長通知）が「要監視項目」として追加されました。（表1-3-4）

なお、生活環境項目である大腸菌群数については、新たな衛生微生物指標として大腸菌数への見直し（令和3年10月7日環境省告示第62号）が行われ、令和4年4月より施行されています。

地下水については、カドミウム、シアノ、鉛などの28項目が環境基準として定められています。（表1-3-5）

表1-3-1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアノ	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアノに係る基準値については、最高値とする。  
2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。  
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表1-3-2 生活環境の保全に関する環境基準

## (1) 河川(湖沼を除く。)

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値			
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上 20 CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上 300 CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上 1,000 CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上 —
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上 —
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L以上 —

備考 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 農業利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。  
 3 CFUは、培地で培養して発育した菌のコロニーを数えた個数。(大腸菌数に用いる単位)

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。  
 水道3級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの。  
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度。

## イ(水生生物の保全に係る環境基準)

類型	水 生 生 物 の 生 息 状 況 の 適 応 性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 LAS:直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表1-3-3 水質汚濁に係る環境基準の類型あてはめ一覧表

水系名	水 域	類型	達成期間	指定年月日
阿武隈川	阿武隈川中流(2)(五百川合流点から内川合流点まで)	B	5年以内	S46.5.25 開議決定
	荒川(日ノ倉橋より上流)	A※	直ちに	H18.3.24 県告示277号
	荒川(日ノ倉橋より下流)	A※	//	H21.3.23 県告示189号
	松川	A※	//	H18.3.24 県告示277号
	摺上川	A・生物A	//	//
	広瀬川(館の腰橋より上流及び小国川)	A・生物B	//	//

※ 水素イオン濃度(pH)に係る基準値は適用しない。

表 1-3-4 水質要監視項目及び指針値

1 人の健康の保護に関する物質

項目	指針値	項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	クロロタロニル	0.05 mg/L以下	フル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロエチレン	0.04 mg/L以下	プロピザミド	0.008 mg/L以下	ニッケル	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	EPN	0.006 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	ジクロルボス	0.008 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	フェノブカルブ	0.03 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	イプロベンホス	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下	クロルニトロフェン	—	全マンガン	0.2 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下	PFOS 及びPFOA	0.00005 mg/L以下

(注1) クロルニトロフェン、ニッケルの指針値は設定しないこととする。

(注2) PFOS 及びPFOAの指針値は暫定値であり、PFOS 及びPFOAの合計値とする。

2 水生生物の保全に関する物質 (河川及び湖沼)

類型	指針値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	0.7 mg/L以下	0.05 mg/L以下	1 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	0.006 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.003 mg/L以下
生物B	3 mg/L以下	0.08 mg/L以下	1 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特B	3 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下

表 1-3-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準

項目	環境基準	判断基準	項目	環境基準	判断基準
カドミウム	0.003 mg/L以下	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	検出されないこと
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
六価クロム	0.02 mg/L以下	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
砒素	0.01 mg/L以下	検出されないこと	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/L以下	検出されないこと	チウラム	0.006 mg/L以下	検出されないこと
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	検出されないこと	セレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	検出されないこと	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	検出されないこと	ふつ素	0.8 mg/L以下	検出されないこと
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	検出されないこと	ほう素	1 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	検出されないこと	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	検出されないこと

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## 2. 水質汚濁の現況

本市を流れる河川は、そのほとんどが吾妻山系に水源をもち、東に流れながら市街地に入り、阿武隈川に流入します。

阿武隈川に注ぐ市内河川の水質汚濁の要因は、工場・事業場等からの排水や一般家庭からの生活雑排水等です。

水質の改善には、工場・事業場の自主的排水改善、行政の監視指導の強化などによる汚濁負荷量の低減、公共下水道の整備促進、生活排水対策の推進、水質汚濁防止のための啓発等、総合的な対策を講じる必要があります。

### (1) 公共用水域の水質調査結果

令和6年度の公共用水域の水質調査は、阿武隈川支流の17河川23地点で実施し、そのうち8地点は福島県水質測定計画に基づき調査を実施しています。なお、平成24年度まで瀬上橋（摺上川）、松川橋（松川）として市独自に調査を実施していた地点は、平成25年度より、福島県水質測定計画に基づく調査地点への移行に伴い、いずれも阿武隈川合流前と地点名を変更しています。

環境基準及び準用基準（流入河川の環境基準を準用した基準）の達成率を有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値でみると、96%（令和5年度96%）でした。

市内の河川の水質汚濁の主な要因は、工場・事業場等からの排水及び一般家庭からの生活雑排水等であり、特に家庭からの生活排水が集約される河川についてこの傾向が強く見られます。

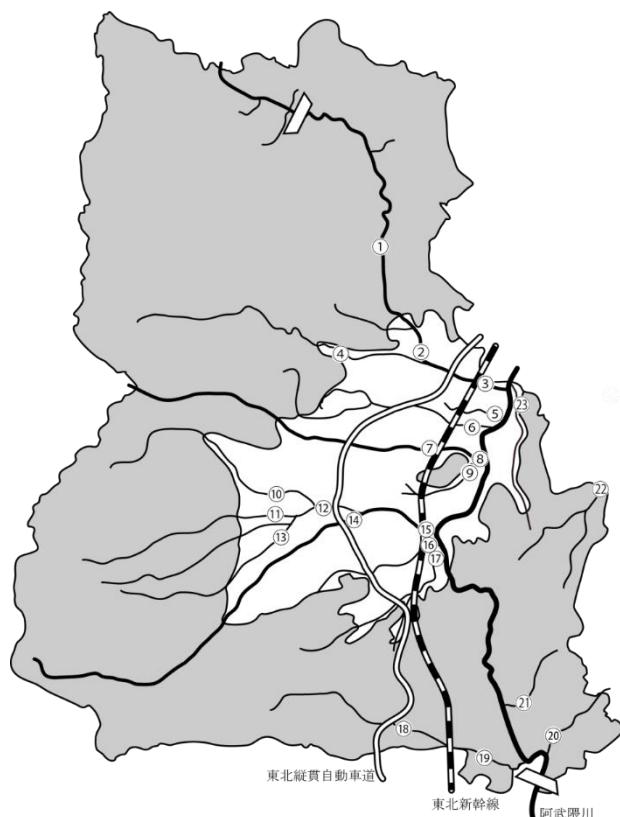
環境基準の達成率が100%なるなど、都市部やその近郊においては公共下水道の整備に伴う水質の改善が見られる一方で、公共下水道の整備が遅れている地域での水質汚濁が目立っています。

福島県水質測定計画に基づき調査を実施した8地点では、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の調査も実施しました。

また、摺上川、松川及び濁川でカドミウム等の健康項目の調査を実施しましたが、環境基準値を超過して検出された項目はありませんでした。

（関連資料：p42資料3～p51資料8）

図1-3-1 公共用水域水質調査地点図



No	水域名 (河川名)	測定地点
1		増沢橋
2	摺上川	十郷橋 ※
3		阿武隈川合流前 ※
4	小川	上小川橋
5	蛭川	上新田橋
6	八反田川	八反田橋 ※
7		信夫大橋
8	松川	阿武隈川合流前 ※
9	祓川	松川合流点前
10	天戸川	天戸橋
11	須川	須川橋 ※
12		館の下橋
13	鍛冶屋川	白津川合流点前
14	荒川	仁井田橋
15		信夫橋
16	大森川	濁川合流点前
17	濁川	大森川合流点前 ※
18	水原川	熊田橋
19		下藤内橋 ※
20	女神川	新鶴巣橋 ※
21	立田川	立田川橋
22	小国川	伊達市との境界
23	胡桃川	向瀬上駅付近

※ 福島県水質測定計画に基づく調査地点

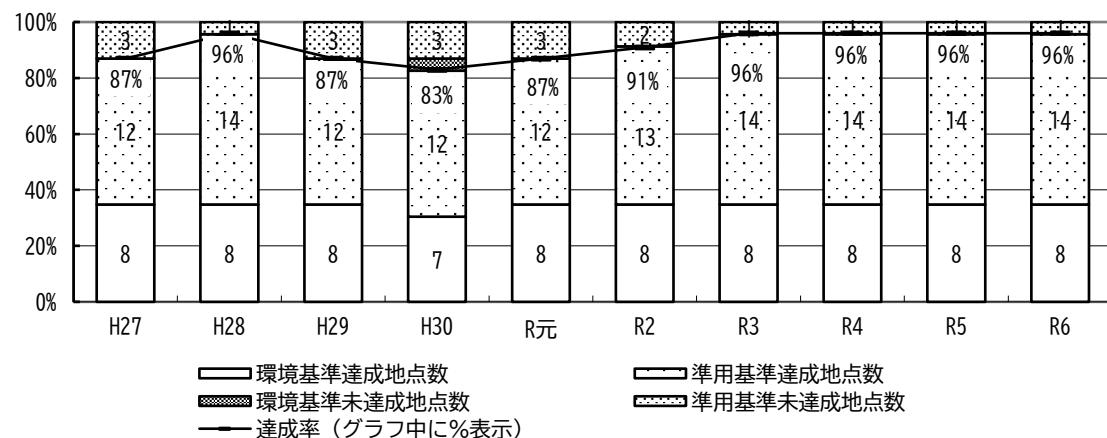
表 1-3-6 公共用水域水質測定地点の環境基準及び準用基準(生活環境項目)

No.	水域名 (河川名)	測定地点	水域類型		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 CFU/100 mL	備 考
			環境基準	準用基準						
1	摺上川	増沢橋	A	-	6.5~8.5	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 以下	阿武隈川へ流入
2		十綱橋								
3		阿武隈川合流前								
4	小川II	上小川橋	-	A	6.5~8.5	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 以下	摺上川へ流入
5	蛭川	上新田橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5.0 mg/L 以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
6	八反田川	八反田橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5.0 mg/L 以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
7	松川	信夫大橋	A	-	-	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 以下	阿武隈川へ流入
8		阿武隈川合流前								
9	祓川	松川合流点前	-	A	-	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 以下	松川へ流入
10	天戸川	天戸橋	-	A	-	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 以下	須川へ流入
11	須川	須川橋	-	A	-	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 以下	荒川へ流入
12		館の下橋								
13	鍛冶屋川	白津川合流点前	-	A	-	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 以下	須川へ流入
14	荒川	仁井田橋	A	-	-	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 以下	阿武隈川へ流入
15		信夫橋								
16	大森川	濁川合流点前	-	B	6.5~8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5.0 mg/L 以上	1,000 以下	濁川へ流入
17	濁川	大森川合流点前	-	B	6.5~8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5.0 mg/L 以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
18	水原川	熊田橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5.0 mg/L 以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
19		下藤内橋								
20	女神川	新鶴巣橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5.0 mg/L 以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
21	立田川	立田川橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5.0 mg/L 以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入
22	小国川	伊達市との境界	A	-	6.5~8.5	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 以下	広瀬川へ流入
23	胡桃川	向瀬上駅付近	-	B	6.5~8.5	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5.0 mg/L 以上	1,000 以下	阿武隈川へ流入

～参考～ 阿武隈川(福島市内)の環境基準 B類型【阿武隈川中流(2)(五百川合流点から内川合流点まで)】

- 備考 1 基準値は、生物化学的酸素要求量(BOD)については75%水質値、大腸菌数は年間の測定値の90%水質値、その他の項目については年間平均値とする。  
 2 準用基準は、環境基準が設定されていない河川について、流入先河川の環境基準を準用する。  
 3 水素イオン濃度(pH)の基準値は、松川、荒川及びこれらの河川に流入する河川については、設定されていない。

図 1-3-2 環境基準及び準用基準の達成率(BOD75%水質値)

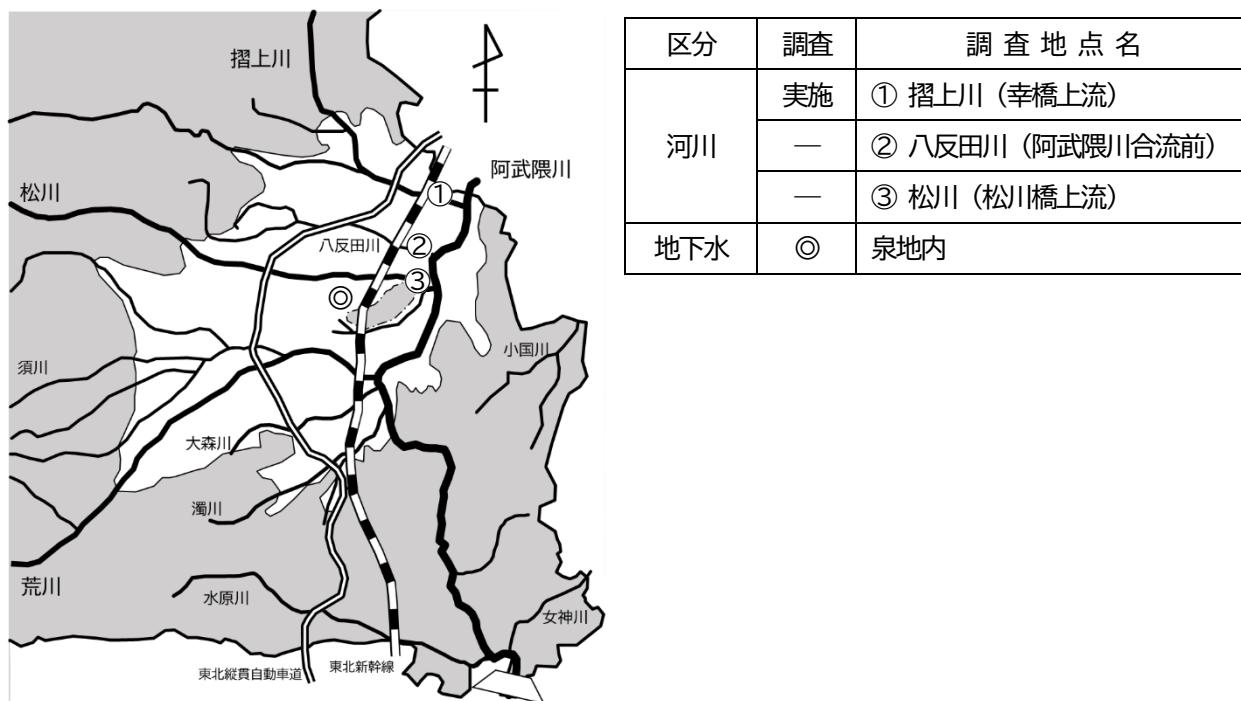


## (2) 公共用水域におけるその他の有害物質調査結果

直ちに環境基準項目とせずに引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質のうち、人の健康の保護に関する物質及び水生生物の保全に関連する物質として、令和2年にペントフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペントフルオロオクタン酸(PFOA)が追加されました。

令和6年度は、河川1地点(3年毎のローリング調査)、地下水1地点で調査を実施しました。調査結果について、指針値の超過はありませんでした。(関連資料:p51資料9)

図1-3-3 PFOS及びPFOA調査地点



### (3) 地下水の水質調査結果

令和 6 年度は、福島県水質測定計画に基づき、概況調査（ローリング方式）を 1 地点、概況調査（定点方式）を 3 地点、継続監視調査を 30 地点で実施しました。

（関連資料：p52 資料 10）

表 1-3-7 地下水水質調査結果（概要）

調査結果	調査区分	概況調査		継続監視調査	汚染井戸周辺地区調査	計
		ローリング方式	定点方式			
調査地点数		1	3	30	0	34
調査結果の内訳及び 地点数	汚染されていない	0	3	10	0	13
	環境基準値以下	1	0	16	0	17
	環境基準値超過	0	0	4	0	4
	内訳	新たに超過	(0)	(1)	(0)	(1)
概況調査（ローリング方式）	：	県内を 10km四方のメッシュに区分し、各メッシュから 1 地点を選定して調査を実施する。平成 20 年度までは「メッシュ調査」の名称で実施。				
概況調査（定点方式）	：	有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の井戸で調査を実施する。平成 20 年度までは「有害物質使用等工場・事業場周辺調査」の名称で実施。				
継続監視調査	：	過去に汚染が認められた地点で継続して調査を実施する。平成 20 年度までは「定期モニタリング調査」の名称で実施。				

#### ① 概況調査（ローリング方式）、汚染井戸周辺地区調査

概況調査（ローリング方式）を実施した泉地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されました。環境基準値内でした。

#### ② 概況調査（定点方式）

有害物質を使用または製造をしている工場等の周辺の井戸において概況調査（定点方式）を実施しましたが、汚染物質は検出されませんでした。

#### ③ 継続監視調査

継続監視調査を実施した 30 地点のうち、4 地点で汚染物質が環境基準値を超えて検出されました。新たに環境基準値を超えて検出された地点は瀬上町 I 周辺地区 3 で引き続き調査を継続します。

### 3. 水質汚濁防止対策

#### (1) 水質汚濁防止法等に基づく規制及び監視

河川及び地下水の水質については、水質汚濁防止法に基づき福島県が作成した「水質測定計画」により常時監視を行うとともに、市独自でも河川の水質測定を行い監視しています。

水質汚濁防止法に基づく届出がされた特定事業場や「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水指定施設からの排出水による公共用水域の水質汚濁の防止にあたっては、立入調査等により、その指導監視を行っています。

特定事業場からの排水に対しては、法による全国一律の排水基準とあわせ、上乗せ排水基準（県条例）が定められているほか、排水指定施設についても「福島県生活環境の保全等に関する条例」による排水基準が定められています。

#### (2) 特定事業場等届出状況及び排水基準監視調査結果

水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出状況は、令和7年3月31日現在で596事業場となっており、このうち排水規制の対象となる事業場は101事業場となっています。

また、令和6年度は80件（62事業場）で排水基準監視調査を実施しました。そのうち3件（3事業場）で排水基準不適合またはそのおそれがあり、該当する事業場に対しては、排水処理施設の改善及び維持管理を徹底するよう行政指導を行いました。

さらに、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準監視調査を11件（10事業場）で実施しましたが、排水基準不適合の事業場は、ありませんでした。

（関連資料：p53資料11）

#### (3) 特定事業場排出水の自主測定

特定事業場から排出される排出水については、水質汚濁防止法及び県条例により自主測定の実施と、その結果の記録、保存が義務付けられています。また、「阿武隈川流域に係る特定事業場の排出水自主測定指導要領」により自主測定の結果を市に報告するよう指導しています。

なお、排出水の自主測定を実施しなければならない特定事業場の規模は次のとおりです。

1. 工場、事業場から排出する排出水量が1日あたり平均30m<sup>3</sup>以上のもの。
2. 工場、事業場から排出する排出水量が1日あたり平均30m<sup>3</sup>以下であっても、排出先の河川等の水質が著しく悪化するおそれのあるもの。
3. 有害物質を有するか、又はそのおそれのある排出水を排出するおそれのあるもの。

また、排出水量が1日あたり平均500m<sup>3</sup>以上の事業場では排出水の量を連続して測定することとしています。

測定の方法、頻度は表1-3-8に示すとおりです。特定事業場における公害防止管理者の責任において行い、測定技術者及び測定機器の整備をしていない事業場については、他の機関に委託して行うこととなっています。

表1-3-8 工場・事業場における自主測定の測定項目及び頻度

工場・事業場排水の排出量の程度	測定項目		水質の測定頻度
	水質	水量	
有害物質を含む排出水を排出するもの（500m <sup>3</sup> /日以上のものについては下記による）	<input type="radio"/>		月1回以上
30m <sup>3</sup> /日 以上 500m <sup>3</sup> /日未満のもの	<input type="radio"/>		月1回以上
500m <sup>3</sup> /日 以上 1,000m <sup>3</sup> /日未満のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	月1回以上
1,000m <sup>3</sup> /日 以上のもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	月2回以上
備考 ○印は該当する測定項目を示す。			

## (4) 生活排水対策の推進

本市では、平成2年6月の水質汚濁防止法の改正を受け、平成3年2月、生活排水対策を推進し、快適な水環境を保全するため、府内組織である福島市生活排水浄化対策推進連絡会議を設置しました。

この連絡会議は、令和3年現在、福島市環境政策推進連絡会議として、生活排水対策を含めた環境の保全に関する環境施策の総合調整を図っています。

また、平成4年3月、公共用水域の水質の保全を図り、市民の快適な生活環境を確保することを目的として、「福島市生活排水浄化対策推進基本方針」を定め、この基本方針に基づき、公共下水道の整備の他、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業などの施策を推進するとともに、市民の生活排水対策の啓発に努めています。

### ① 公共下水道の整備の推進、促進

都市の健全な発展と公衆衛生の向上、居住環境の改善、そして公共用水域の水質悪化の防止には、市街地で発生する汚水を処理するための公共下水道は、欠くことのできない重要な施設です。

本市では、公共下水道の整備の推進とあわせて、福島市を含む2市2町による「阿武隈川上流流域下水道事業」の整備の促進に努めています。

また、都市部を流れる河川の周辺では、水質の浄化とあわせて周辺環境と調和した水辺環境を整備しています。

現在、3,985haの区域で供用を開始しており、污水处理人口普及率は90.4%となっています。(令和7年3月31日現在)



せせらぎが整備された祓川

### ② 公共下水道整備区域外における施策

農村地域では、河川、農業用排水の水質保全などを目的とした「農業集落排水事業」を推進しており、本市では小田、山口の2地区で実施しています。小田地区(事業区域98.8ha)については平成11年度、山口地区(事業区域213.0ha)については平成16年度に事業が完了しました。

また、公共下水道などの集合処理施設の整備が及ばない地域では、し尿と生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽の普及推進に努めています。

## (5) 広瀬川流域生活排水対策推進協議会

平成5年2月19日付け福島県告示第206号により、水質汚濁防止法第14条の7第1項の規定に基づき、福島市、梁川町、保原町、靈山町、月館町、川俣町、の1市5町の区域のうち、広瀬川及びこれに流入する河川の流域が「広瀬川流域生活排水対策重点地域」に指定されました。

これに伴い、平成5年度に1市5町で広瀬川流域生活排水対策推進協議会を設置し、生活排水対策を推進するための計画である「広瀬川流域生活排水対策推進計画」を策定し、重点的な対策を推進してきました。なお、梁川町、保原町、靈山町、月館町の4町は合併により平成18年1月1日付で伊達市となり、以降2市1町において推進しています。

本市では、広瀬川に流入する小国川流域が指定されていますが、現在では小国川の水質は改善され、ここ数年環境基準を達成している状況にあります。

## (6) 水道水源保護条例

水は、私たちが生活する上で基本となるものです。

市民の健康及び生命を守るためにには、将来にわたつてきれいで安全な飲み水を確保する必要があり、水道水源を保護することは、極めて重要です。

この条例は、水道水源を保護するため、水源保護地域内において水質を著しく汚濁するおそれのある事業場の立地を規制する内容となっています。

現在、水道水源保護地域として、摺上川ダム水源保護地域と茂庭地区簡易水道水源保護地域の2ヶ所が指定(平成15年6月指定)されています。

また、市長の諮問機関として、平成15年2月より水道水源保護審議会が設置されています。

同審議会は水道水源を保護するため、水道水源保護地域内で水質を著しく汚濁するおそれのある事業場の立地の計画があった場合に、調査審議する機関であり、市長が水道水源保護地域を指定するなどの重要な判断にあたっては、同審議会の意見を聴くことになっています。

なお、令和7年4月より、近年の山地での開発状況を踏まえて、生態系に関する意見が重要なことから、関連の学識を持つ委員を1名追加し、委員9名で構成しております。

### ○水道水源保護審議会委員名簿

氏名	職業等
○ 今井 理基夫	福島県弁護士会福島支部 弁護士
各務 竹康	公立大学法人福島県立医科大学医学部 教授
◎ 川越 清樹	国立大学法人福島大学共生システム理工学類 教授
佐藤 圭子	福島商工会議所女性会 副会長
高木 鉄哉	福島森林管理署 署長
長渡 真弓	NPO法人野鳥の会ふくしま理事
花房 誠	特定非営利活動法人茂庭つ湖の郷 理事長
村島 勤子	福島市婦人団体連絡協議会 会長
渡辺 登美子	ふくしま未来農業協同組合女性部 福島地区部長

備考 1 ○会長 ○副会長

2 任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

3 名簿は五十音順、敬称略、令和7年4月1日現在



摺上川ダム水源保護地域指定標識

## 第4節 騒音・振動

### 1. 環境基準について

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、生活環境を保全し人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められています（平成10年9月30日環境庁告示第64号）。

この基準は、騒音の発生源ごとに、一般環境騒音（一般地域及び道路に面する地域）、新幹線鉄道騒音についてそれぞれ定められており、県知事が地域の指定と類型のあてはめを行っています。

本市では都市計画法に基づく用途地域区分にしたがって類型をあてはめています。（表1-4-1）

なお、振動についての環境基準は定められていません。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、新幹線の軌道中心の両側へ300mの地域について、用途地域の区分にしたがって類型I及び類型IIのあてはめがなされています。（表1-4-2～表1-4-5）

本市では、昭和52年12月に環境基準の類型指定が行われました。

振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月環境庁長官勧告）で、緊急に振動源及び障害防止対策が必要な振動レベル指針値として70dBの値が示されています。

高速道路については、環境基準が適用されない区間が多く、その区間では、道路に面する地域のB地域（2車線以上の車線を有する道路に面する地域）の基準により評価を行っています。

表1-4-1 騒音に係る環境基準

#### ア 一般地域（道路に面しない地域）

地域 類型	時 間 の 区 分		該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	—
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種・第2種住居地域、準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 1 AAをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置されるなど、特に静穏を要する地域とする。  
2 Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
3 Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
4 Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

#### イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

#### ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間（イの特例）

基 準 値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

※「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下の車線数の区分に応じた道路端からの距離によって特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

表1-4-2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	環境基準	該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
I	70デシベル以下	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、用途地域以外の地域であつて新幹線の付近に住居が存在する地域
II	75デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であつてI以外の地域
備考 トンネル上部、河川敷、工業専用地域等については適用されない。		

表1-4-3 新幹線鉄道に係る環境基準達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間		
a	既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80デシベル以上の区域	3年以内	開業時ただちに	開業時ただちに
b	75デシベルを超える 80デシベル未満の区域	7年以内 10年以内	開業時から3年以内	
c	70デシベルを超える 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内	

表1-4-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準類型指定地域概要

区分	類型等 面積 (km <sup>2</sup> )	類型Ⅰの地域		類型Ⅱの地域	
		面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)
上り線側（東側）	2.84	1.71	60.19	1.13	39.81
下り線側（西側）	2.84	1.99	70.03	0.85	29.97
計	5.68	3.70	65.09	1.98	34.91
備考 指定対象面積 = [19.27km (市内線路延長) - (トンネル・架橋等延長) 9.81km] × 300m = 2.84 km <sup>2</sup>					

表1-4-5 東北新幹線県内構造別延長距離（開業当時）

区分	線路延長	構造物					両側300m以内の住居（戸）
		高架橋	トンネル	橋梁	路盤	駅部高架橋及び基地等	
県内(A)	102.38km	47.73km	35.38km	8.83km	10.44km	新白河駅、郡山駅、保守基地、ターミナル	14,715戸(うち郡山5,250戸)
福島市(B)	19.27km	9.23km	7.31km	2.50km	0.23km	福島駅、保守基地	6,601戸
(B)/(A)	18.80%	19.30%	20.70%	28.30%	2.20%		44.90%



東北新幹線（福島駅）

## 2. 騒音・振動の現況

騒音・振動は、住工混在地域にある特定工場及び特定建設作業を中心に被害が発生したため、その規制・対策を講じてきましたが、規制対策が進んだことにより従来の発生源からの被害が出ることは少なくなりました。

しかし、近年の傾向として、発生源の多様化と快適な環境を求める住民意識の高揚により、生活環境と密接な関係のある発生源からの被害が苦情として市に寄せられています。

(関連資料：p54資料12～p58資料16)

### (1) 騒音・振動調査結果

#### ① 環境騒音

県が定めた「環境騒音調査実施要領」に基づき、昭和57年度以降類型区分ごとに調査地点を定めて、環境騒音調査を実施しています。

令和6年度は8地点で調査を実施しましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

#### ② 自動車交通騒音・振動

自動車交通騒音については、自動車交通量の増大、流通手段の進展等により、全国的な傾向として交通量の多い主要幹線道路周辺で高い関心が持たれています。

令和6年度は、地点ごとの自動車交通騒音・振動を測定し評価する点的評価を12地点、併せて、道路端から50mの範囲内に存在する住居等について騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する面的評価を3路線で実施しました。

面的評価は、騒音規制法に基づく自動車交通騒音の常時監視に関する事務が県から市に移管されたことに伴い平成24年度から実施しています。

主に国道4号、国道13号において高い騒音レベルを示しており、環境基準を超過している地域がありました。

#### ③ 高速自動車道騒音

東北縦貫自動車道の騒音については、苦情の発生状況等に応じて実態調査を実施し、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて東日本高速道路株式会社に遮音壁の設置等の騒音防止対策の実施を要望しています。

遮音壁の設置等が進んだことにより、最近は沿線からの苦情は少なくなっています。

令和6年度は、3地点で騒音調査を実施しました。

#### ④ 東北新幹線鉄道騒音・振動

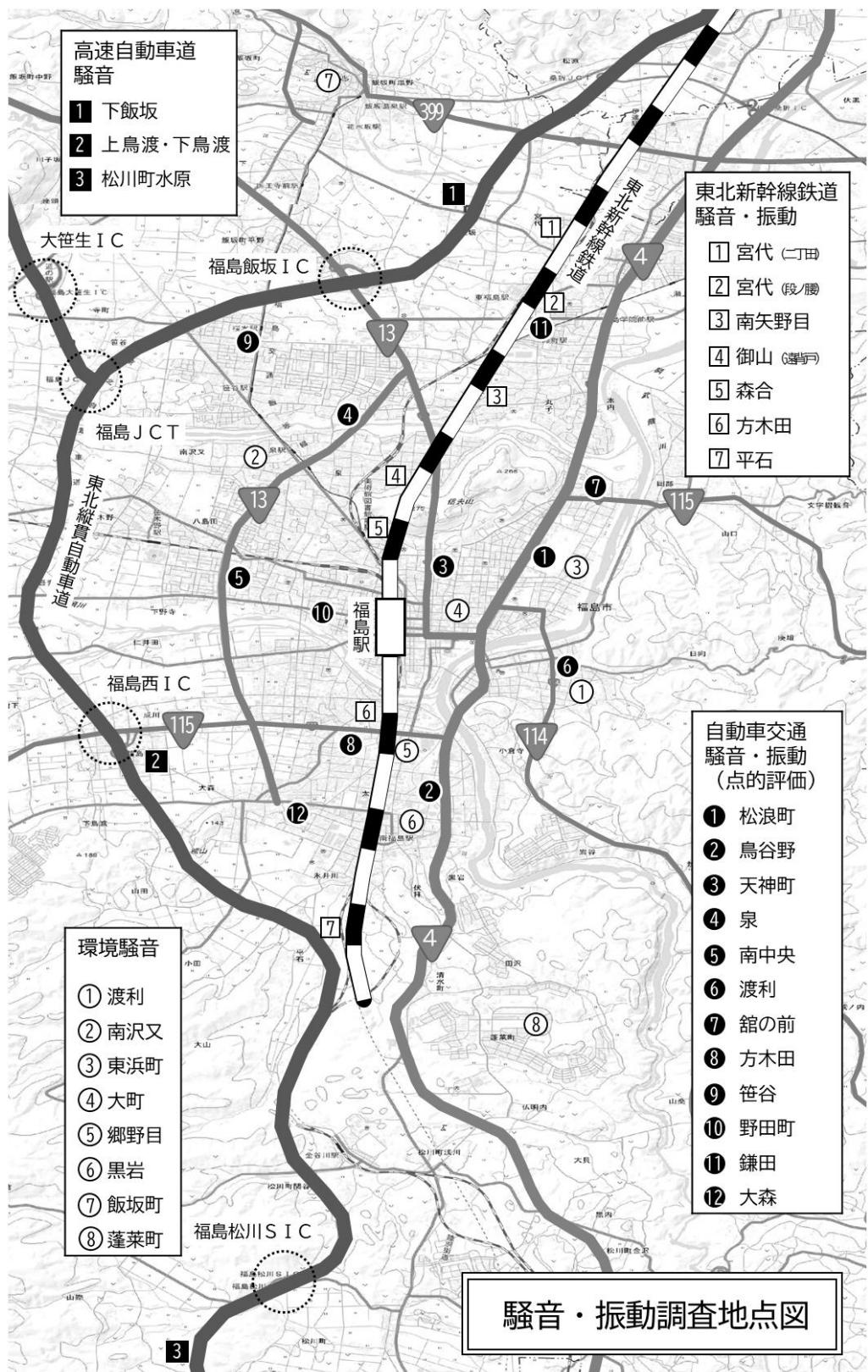
東北新幹線鉄道の騒音・振動については、経年的に調査を実施するとともに、苦情の発生状況等に応じて実態調査を実施しています。

令和6年度は7地点で騒音・振動の調査を実施し、全地点で環境基準を超過しました。

開業以来、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」）にその対策を要望し、JR東日本では、防音壁の嵩上げ、走行車両の改良、レールの削正などの騒音・振動軽減対策を実施しています。

しかしながら、北海道新幹線の開通等によりスピードアップが図られているなかで、福島駅通過車両の増加に伴い、通過車両から発生する騒音・振動に対する苦情が寄せられており、沿線の生活環境の悪化が懸念されています。

図1-4-1 福島市騒音調査地点図



### 3. 騒音・振動防止対策

#### (1) 工場・事業場の騒音・振動

##### ① 騒音防止対策

本市における騒音の規制は、騒音規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例及び福島市公害防止対策条例に基づいて行っています。

騒音規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分に準じて第1種から第4種までの「規制地域」を指定している一方で、県条例と市条例では市内全域を規制地域としており、それぞれの規制地域ごとに規制基準（表1-4-6）が設定されています。

また、法及び条例で規制される特定施設等は届出制となっており、特定施設等が設置されている工場・事業場について規制基準が適用されます。

##### ② 振動防止対策

本市における振動防止対策は、振動規制法に基づいて行っています。

振動規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分に準じて、第1種、第2種の「規制地域」を指定し、それぞれの規制地域ごとに規制基準（表1-4-7）が設定されています。

本市では、昭和54年3月に規制地域が指定され、最近では、平成12年4月にその見直しがされました。

また、法で規制される特定施設は届出制となっており、特定施設が設置されている工場・事業場について規制基準が適用されます。

なお、振動については、条例による規制は行われていません。

（関連資料：p59資料17）

表1-4-6 騒音規制法及び県条例に基づく工場・事業場に係る騒音規制基準 （単位：デシベル）

地域区分	時間の区分			該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間(7時～19時)	朝(6時～7時) 夕(19時～22時)	夜間(22時～6時)	
第1種区域	50	45	40	第1種・第2種低層住居専用地域
第2種区域	55(50)	50(45)	45(40)	第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	60(55)	55(50)	50(45)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 用途地域以外の地域
第4種区域	65(60)	60(55)	55(50)	工業地域
第5種区域	75(70)	70(65)	65(60)	工業専用地域

備考 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上とする。  
2 ( )内の数字は、学校、病院、図書館、特別養護老人ホーム等、特別に静穏を要する施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準。  
3 該当地域のうち下線を付した地域は、福島県生活環境の保全等に関する条例による規制地域。

表1-4-7 振動規制法に基づく工場・事業場に係る振動規制基準 （単位：デシベル）

地域区分	時間の区分		該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間(7時～19時)	夜間(19時～7時)	
第1種区域	60(55)	55(50)	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65(60)	60(55)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 1 振動レベルの測定場所は、原則として振動特定工場等の住居に面する敷地の境界線上とする。  
2 ( )内の数字は、学校、病院、図書館、特別養護老人ホーム等、特別に静穏を要する施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準。

## (2) 建設作業の騒音・振動

建設作業による騒音・振動は、法及び条例により用途地域の区分に準じて規制地域を指定しており、作業内容及び規制地域の区分に応じて基準が定められています。(表1-4-8)

また、指定地域内で法に定める特定建設作業及び条例に定める騒音指定建設作業を実施する際には届出が義務づけられており、その建設作業に伴って発生する騒音・振動が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、騒音防止の方法を改善し、または作業時間を変更すべきことを勧告することになっています。

しかしながら、同作業は、災害、その他非常事態の発生などにより行う公共性が強いものも多く、非常時の際にはこれらの作業を規制から除外するなど配慮している面もあります。

なお、平成8年12月20日の騒音規制法施行令の一部改正により、平成9年10月1日から一定出力以上のバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業についても特定建設作業の対象となりました。これに伴い福島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正が平成10年3月31日に行われ、同年7月1日より施行されました。

最近は、低騒音・低振動型の工法が普及しつつあり、作業も一時的なものであるため、大型の重機を使用する作業についての苦情は比較的少なくなっています。その反面、ハンドブレーカーなど、手持ちの削岩機による騒音苦情の割合が増加傾向にあります。

(関連資料：p61資料18)

表1-4-8 特定建設作業及び騒音指定建設作業に係る規制基準

区域区分		騒音の規制基準	振動の規制基準	作業できない時間	1日あたりの作業時間	同一作業場所における作業時間	日曜・休日における作業
法規制	第1号区域	85デシベル	75デシベル	午後7時～翌午前7時	1日のうち10時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	禁 止
	第2号区域			午後10時～翌午前6時	1日のうち14時間を超えないこと		
	県条例規制(騒音のみ)		—	午後7時～翌午前7時	1日のうち10時間を超えないこと		

備考 1 基準が適用されるのは、騒音・振動規制法に基づく指定地域（法規制）及びその他の地域のうち学校、病院等の周囲80mの地域（条例規制）  
 2 第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の全域、並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の区域。  
 第2号区域：法に基づく規制地域のうち第1号区域を除く地域。  
 なお、県条例に基づく規制では、区域の区分はない。  
 3 基準を上回る騒音、振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、防止対策のほかに、一日あたりの作業時間を表に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。  
 4 表に掲げる基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業等を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

## (3) 交通騒音・振動

### ① 自動車交通騒音・振動

自動車交通騒音については、騒音規制法第17条に基づいて同法に基づく規制地域及び道路の区分ごとに許容限度（要請限度）が定められており、自動車交通騒音がこの限度を超え、周辺の生活環境が著しくそこなわれると認められる場合には、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できることになっています。(表1-4-9)

道路交通振動についても、振動規制法第16条に基づき、振動規制法に基づく規制地域区分ごとに定める限度を超えることにより周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときは、道路管理者に対し道路の舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できることになっています。(表1-4-10)

## ② 高速自動車道騒音

本市では、地域住民から苦情があった地域について、騒音の実態調査を実施し、県、沿線市町村で構成する福島県高速交通公害対策連絡会議を通じ、東日本高速道路（株）へ遮音壁の設置等による騒音軽減対策の実施を要望しています。

この結果、東日本高速道路（株）では令和6年度末までに延長24,601mの遮音壁を設置し、騒音の軽減に努めるとともに、吸音性のある高機能舗装の施工を進めています。

## ③ 東北新幹線鉄道騒音・振動

昭和57年6月開業以来、毎年東北新幹線に伴って発生する騒音等の実態調査を行い、その結果をもとに、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて、東日本旅客鉄道（株）に対して騒音・振動の軽減のための要望を行っています。

東日本旅客鉄道（株）では、防音壁の嵩上げやレールの削正、トンネル付近の緩衝工の施工などの地上対策を行うほか、車両改良による騒音・振動の軽減に努めています。

表 1-4-9 騒音規制法に基づく自動車交通騒音の限度

地域区分	時 間 の 区 分	
	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例	75デシベル	70デシベル

(注) 1. a区域をあてはめる地域は、第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域とする。

2. b区域をあてはめる地域は、第1種・第2種住居地域及び準住居地域とする。

3. c区域をあてはめる地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

表 1-4-10 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

地域区分	時 間 の 区 分		該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間(7時~19時)	夜間(19時~7時)	
第1種区域	65デシベル	60デシベル	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	70デシベル	65デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
備考 1 都道府県知事、道路管理者及び都道府県公安委員会の協議により、学校・病院等の周辺の道路の限度は5デシベル下げ、特定の既設幹線道路の夜間の第1種区域の限度は65デシベルとすることができる。 2 振動の測定は、道路の敷地の境界線で行うものとする。			



東北自動車道（松川パーキングエリア付近）

#### (4) その他の騒音対策

##### ① 深夜営業騒音及び近隣騒音

多種多様化している騒音問題のうち深夜営業騒音については、福島県生活環境の保全等に関する条例により地域を指定して、音量及び音響機器等について規制基準（表1-4-11）を設け実態に即した行政指導を行っていますが、法的規制になじまない問題については教育や啓発を通じて騒音の防止に努めていく必要があります。

##### ② 拡声器騒音

近年、商業等の宣伝周知のための移動放送（車両搭載）、街頭放送及び航空機からの放送が多くなっていますが、これらの拡声器の使用にあたっては、福島県生活環境の保全等に関する条例により使用基準が定められています。（表1-4-12）

表1-4-11 飲食店営業等に係る深夜騒音規制基準

地域区分	規制基準	該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
A区域	45（40）	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
B区域	55（50）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考  
 1 騒音レベルの測定場所は、原則として営業所の敷地の境界線上とする。  
 2 上記の規制は、午後10時から午前6時まで適用。  
 3 ( )内の数字は、保育所、病院、特別養護老人ホーム等の周囲おおむね50mの区域内における基準。

表1-4-12 拡声器の使用基準

区分 項目	移動放送（車両搭載）	移動放送以外（街頭など）	航空機からの放送
騒音レベル等	音源直下地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル未満	左に同じ	地上1.2mの高さにおける測定値の最大値から3個のピーク値の平均が70デシベル未満
使用禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	左に同じ	午後5時から翌日の午前9時まで（日曜日、祝日は午前10時まで）

## 第5節 有害化学物質

### 1. ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、廃棄物の燃焼や化学物質の製造過程で非意図的に生成される有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称です。

ダイオキシン類は、人間の脂肪への蓄積性が高く、発がん性や催奇形性、生殖障害など、人体に悪影響を与えることが懸念されています。

ダイオキシン類対策は、大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正などにより進められてきましたが、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が成立し、その中で大気・水質・土壌に関する環境基準と耐容一日摂取量が定めされました。また、平成14年9月1日から水底の底質に関する環境基準が追加されました。

通常、環境基準を超えていなければ、環境からのダイオキシン類摂取量が耐容一日摂取量を超えることはありません。

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類を発生させる特定施設の所有者には、排出基準の遵守と年1回以上のダイオキシン類の自主測定の義務が課されました。令和7年3月31日現在、市内では、8事業場13施設の届出がされています。

令和6年度は、一般環境調査について、大気1地点、水質・底質3地点、地下水1地点及び土壌1地点で実施しましたが、いずれの調査でも環境基準の超過はありませんでした。

また、発生源調査を1地点で実施しましたが、規制基準の超過はありませんでした。

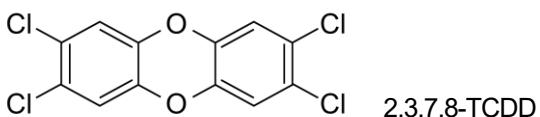
(関連資料：p62資料19)

表1-5-1 土壤の汚染に係る環境基準

媒体	環境基準
大気	年間平均値 0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質	年間平均値 1 pg-TEQ/L 以下
底質	測定結果毎 150 pg-TEQ/g 以下
土壤	測定結果毎 1,000 pg-TEQ/g 以下

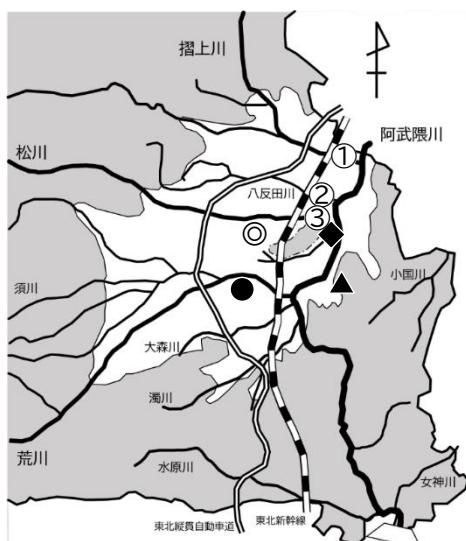
※1 pg(ピコグラム)は10<sup>-12</sup> g(1兆分の1グラム)

ダイオキシン類は、毒性の異なる200種類以上の物質の総称で、その中でも2,3,7,8-TCDDという物質が最も毒性が強いとされています。  
ダイオキシン類の毒性は、個々に検出されたダイオキシン類の量の単純な合計ではなく、それぞれの物質持つ毒性の強さによって2,3,7,8-TCDDの量に換算し、その量を合計した値(TEQ:毒性等量)によって評価します。



2,3,7,8-TCDD

図1-5-1 ダイオキシン類調査地点



項目	No.	調査地點名
大気	◆	信夫ヶ丘球場
水質 底質	①	摺上川(幸橋上流)
	②	八反田川(阿武隈川合流前)
	③	松川(松川橋上流)
地下水	◎	泉地内
土壤	▲	茶屋沼公園
発生源	●	あらかわクリーンセンター

## 第6節 土壤汚染

### 1. 環境基準について

平成3年8月に、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として「土壤の汚染に係る環境基準」(土壤環境基準)が定められ、その後項目追加等が行われ、現在は29項目について設定されています。

土壤環境基準には、「溶出基準」と「農用地基準」とがあり、溶出基準は地下水の摂取によるリスクの観点から28項目について、農用地基準は農作物(米)に対する影響または農作物の摂取によるリスクの観点から3項目について定められています。(表1-6-1)

表1-6-1 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全ジアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
緑水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、緑水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件は、汚染土壤が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。  
2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。  
3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## 2. 土壤汚染防止対策

近年、地下水の水質調査や自主的な土壤汚染調査の実施などに伴い、工場敷地内や工場跡地などで土壤汚染が明らかになるケースが増えています。

このような現状を背景に、平成 15 年 2 月 15 日より土壤汚染対策法が施行され、一定の要件を満たす土地に対して土壤汚染調査を義務付け、それにより特定有害物質が基準を超えた土壤汚染が判明した土地については、指定区域として公示されることになりました。

また、平成 22 年 4 月 1 日より施行された改正土壤汚染対策法により、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に届出義務が課せられ、その土地が土壤汚染のおそれがあると市長が判断した場合には調査命令の対象とすることができることとなりました。

表 1-6-2 特定有害物質と指定区域の指定基準

特定有害物質	指 定 の 要 件		
	土壤含有量基準	土壤容出量基準	
(第1種特定有害物質)	クロロエチレン	-	検液 1L につき 0.002 mg 以下
	四塩化炭素	-	検液 1L につき 0.002 mg 以下
	1,2-ジクロロエタン	-	検液 1L につき 0.004 mg 以下
	1,1-ジクロロエチレン	-	検液 1L につき 0.1 mg 以下
	1,2-ジクロロエチレン	-	検液 1L につき 0.04 mg 以下
	1,3-ジクロロプロパン	-	検液 1L につき 0.002 mg 以下
	ジクロロメタン	-	検液 1L につき 0.02 mg 以下
	テトラクロロエチレン	-	検液 1L につき 0.01 mg 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	-	検液 1L につき 1 mg 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	-	検液 1L につき 0.006 mg 以下
(第2種特定有害物質)	トリクロロエチレン	-	検液 1L につき 0.01 mg 以下
	ベンゼン	-	検液 1L につき 0.01 mg 以下
	カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につき 45 mg 以下	検液 1L につき 0.003 mg 以下
	六価クロム化合物	土壤 1kg につき 250 mg 以下	検液 1L につき 0.05 mg 以下
	シアノ化合物	土壤 1kg につき 遊離シアノ 50 mg 以下	検出されないこと
	水銀及びその化合物	土壤 1kg につき 15 mg 以下	検液 1L につき 水銀 0.0005mg 以下であり、かつ検液中にアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壤 1kg につき 150 mg 以下	検液 1L につき 0.01 mg 以下
	鉛及びその化合物	土壤 1kg につき 150 mg 以下	検液 1L につき 0.01 mg 以下
	砒素及びその化合物	土壤 1kg につき 150 mg 以下	検液 1L につき 0.01 mg 以下
(第3種特定有害物質)	ふつ素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000 mg 以下	検液 1L につき 0.8 mg 以下
	ほう素及びその化合物	土壤 1kg につき 4000 mg 以下	検液 1L につき 1 mg 以下
	シマジン	-	検液 1L につき 0.003 mg 以下
	チウラム	-	検液 1L につき 0.006 mg 以下
	チオベンカルブ	-	検液 1L につき 0.02 mg 以下
備考	PCB	-	検出されないこと
	有機りん化合物	-	検出されないこと

備考 有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

### 3. 土壤汚染の現況

市内においても、地下水の水質調査や自主的な土壤汚染調査の実施などに伴う土壤汚染調査によって、いくつかの土壤汚染が判明していますが、それぞれ、土の入替え等による汚染の除去や土壤の浄化などの対策が講じられています。

令和6年度に土壤汚染対策法第3条に基づく調査が実施された土地が2件あり、同法第5条に基づく調査命令の対象とした土地はありませんでした。

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出については、令和6年度に22件の届出がされ、調査命令の対象とした土地はありませんでした。

令和7年3月31日現在、市内に要措置区域として指定している土地はなく、形質変更時要届出区域として指定している土地が6件あります。(表1-6-3)

表1-6-3 形質変更時要届出区域として指定している区域

指定番号 (整理番号)	指定・解除年月日	指定区域の所在地	区域の面積	特記事項
指-02 (形-14-2)	平成27年2月23日 指定	福島市杉妻町18-4の一部	7,334 m <sup>2</sup>	基準に適合しない 特定有害物質 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
指-05 (形-21-01)	令和3年5月1日 指定	福島市曾根田町107番地1ほか3筆、八反田2番5、三河北町76番ほか2筆、江向1番3ほか6筆、森合字江向9番2、六反田2番2ほか16筆	3392.67 m <sup>2</sup>	基準に適合しない 特定有害物質 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
指-06 (形-22-01)	令和4年6月11日 指定	福島市森合字西中川3番7の一部ほか4筆、森合字中川13番地1ほか2筆、森合字三川尻8番1ほか2筆及び曾根田町101番2ほか1筆 計13筆	919.92 m <sup>2</sup>	基準に適合しない 特定有害物質 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
指-07 (形-23-01)	令和5年10月12日 指定	福島市小倉寺字赤坂1番の一部	200 m <sup>2</sup>	基準に適合しない 特定有害物質 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
指-08 (形-23-02)	令和5年12月6日 指定	福島市岡部字山下1番1の一部ほか4筆、岡部字上川原2番1の一部ほか5筆及び渡利字梅ノ木畠6番1の一部ほか12筆 計24筆	16,060 m <sup>2</sup>	基準に適合しない 特定有害物質 カドミウム及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
指-09 (形-23-03)	令和6年3月26日 指定	福島市森合字西中川3番7の一部	125.5 m <sup>2</sup>	基準に適合しない 特定有害物質 砒素及びその化合物

## 第7節 その他

### 1. 電波障害対策

建物の高層化に伴う放送電波の障害対策については、地域住民の居住環境を保全するため、「福島市電波障害防止に関する指導要綱」に基づき、高さ 10m以上の建築物の建築主に対して、周辺地域の受信状況の事前調査や、障害予想地域への障害防止対策の実施を指導しています。

令和6年度の指導件数は1件でした。(表1-7-1)

市内的一部には電波障害が発生している地域もありますが、アナログ放送から地上デジタル放送への転換に伴い、建築物に起因する電波障害が大幅に解消されるなど、テレビの受信環境は大幅に改善されています。

なお、自然地形等に由来する難視聴地域対策については、消費生活センターが対応しています。

表1-7-1 福島市電波障害防止に関する指導要綱に基づく指導件数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
共同受信施設を設置するもの	0	0	0	0	0
既設の共同受信施設を利用するもの	0	0	0	0	0
アンテナ等の対策を実施するもの	0	0	0	0	0
その他(障害が発生したら対策をするなど)	1	0	0	2	1
障害なし	5	1	0	3	0
計	6	1	0	5	1

### 2. 地盤沈下対策

地盤の変動は、地殻内部の原因に基づくものと、人為的な原因によるものとに大別されますが、人為的な原因に基づくものとしては、地下水や水溶性天然ガス、石油等の採取による地層の圧密、石炭や金属鉱物などの地下資源の採掘による地盤の陥没、土木工事などに伴う排水や盛土、重量構造物の荷重による軟弱地盤の圧密などがあります。

この中で、特に一般的な地盤沈下の原因是、地下水の過剰汲み揚げであるといわれています。

地盤沈下と地下水の移動は深い関係にあり、その実態を把握することは、地盤沈下現象を未然に防止し、適切な対策を行う上できわめて重要です。

本市における地盤沈下については、国土地理院が昭和42年以降水準点の測量を実施しており、その結果、問題となる地盤沈下は認められておらず、また、地下水の汲み揚げ等によると考えられる地盤沈下に対する苦情は発生していません。

工業用水、または建築物用水として多量の地下水を採取している地域は、「工業用水法」または「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき地下水採取の規制措置が講じられていますが、本市では、これらの法による地域指定はなされていません。

「福島県生活環境の保全等に関する条例」では、吐出口の断面積が 21cm<sup>2</sup>以上の揚水施設の設置者に届出を義務付けるとともに、吐出口の断面積が 36.2cm<sup>2</sup>以上または1日あたりの揚水能力が 500m<sup>3</sup>以上の揚水施設について、地下水採取量の測定を義務付けています。

また、本市では、「福島市地下水保全条例」により、日量 30m<sup>3</sup>以上の地下水を採取する者に届出を義務付けています。

令和6年度までに、105 本の井戸が福島市地下水保全条例に基づき届出されており、それらの揚水量は1日あたり 50,072.7m<sup>3</sup>、うち工業用水が 53.5%、農業用水が 31.3%となっており、これら 2つの用途で全体の約 85%を占めています。(表1-7-2)

表1-7-2 地下水揚水量（福島市地下水保全条例に基づく届出の集計）

(単位:m<sup>3</sup>)

用途	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工業用水	24,830.1	24,830.1	24,830.1	24,246.1	26,798.1
ビル用水	5,790.3	5,790.3	5,790.3	5,290.3	5,290.3
上水道用水	355.0	355.0	355.0	355.0	355.0
農業用水	15,690.2	15,690.2	15,690.2	15,690.2	15,690.2
水産養殖用水	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
消雪用水	576.0	576.0	576.0	576.0	576.0
その他	1,263.1	1,263.1	1,363.1	1,363.1	1,363.1
計	48,504.7	48,504.7	48,604.7	47,520.7	50,072.7

### 3. ふるさとふくしま清流づくり推進事業

河川の水質汚濁が進み、住宅が密集している地域において、生活排水対策に関する啓発活動を推進し、地域住民主体の活動を支援していくことを目的として、「生活排水対策推進指導員制度」を平成5年度に創設しました。平成14年度からは、名称を「ふるさとふくしま清流づくり推進事業」と変更し実施しています。講習開催の受付については、「ふくしま市政 出前講座」から行っております。

令和6年度は、出前講座「福島の水環境講座」の開催はありませんでした。

### 4. 公害苦情相談等の処理

#### (1) 公害紛争処理制度

昭和45年に公害紛争処理法が制定され、国と県に紛争処理機関が設けられています。

国においては公害等調整委員会、県においては公害審査会が設置されており、公害紛争の内容に応じ、あっせん、調停及び仲裁の方法により公害紛争を処理することになっています。

また、公害紛争処理法第49条の規程により、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるよう定められています。

このため、本市においては、住民からの公害に関する苦情相談に応じ、必要な調査、指導及び助言等にあたり、その解決に努めています。

#### (2) 公害苦情相談の状況

令和6年度の公害苦情の総数は16件で、前年度の28件と比較して12件の減少となりました。

種類別では、騒音が10件と最も多く、全体の62.5%を占めています。

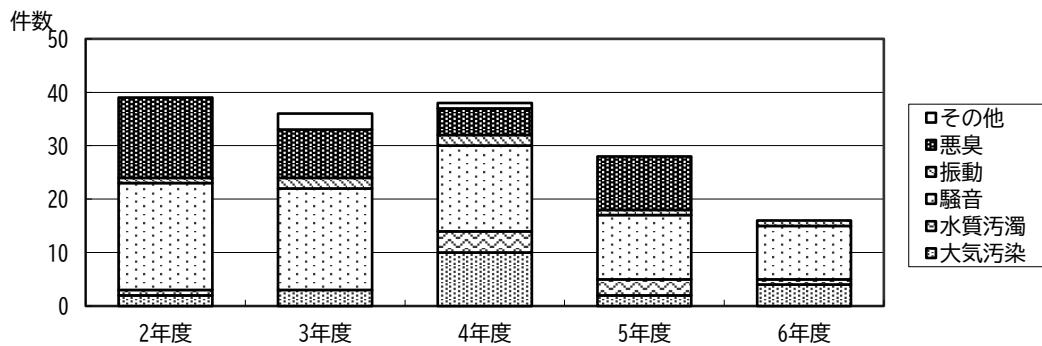
(関連資料：p66 資料20～資料21)

表1-7-3 公害苦情件数の推移

年 度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	区分	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数
大気汚染	2	5.1%	3	8.3%	10	26.3%	2	7.1%	4	25.0%
水質汚濁	1	2.6%	0	0.0%	4	10.5%	3	10.7%	1	6.3%
騒 音	20	51.3%	19	52.8%	16	42.1%	12	42.9%	10	62.5%
振 動	1	2.6%	2	5.6%	2	5.3%	1	3.6%	1	6.3%
悪 臭	15	38.5%	9	25.0%	5	13.2%	10	35.7%	0	0.0%
そ の 他	0	0.0%	3	8.3%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
計	39	100.0%	36	100.0%	38	100.0%	28	100.0%	16	100.0%

※端数処理の都合上、構成ごとの割合の合計は必ずしも100%にはならない。

図 1-7-2 公害苦情件数の推移グラフ



## 5. 関係機関との連携

### (1) 阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会

昭和46年に、阿武隈川水系の水質調査や水質汚濁に関する資料及び情報の交換、水質事故等の緊急時の情報連絡、その他水質汚濁防止の推進に必要な連絡調査を目的に設置され、国土交通省、経済産業省、福島県、宮城県、阿武隈川流域市町村及び消防本部で構成されています。

協議会の事務局は国土交通省東北地方整備局河川部河川環境課にあり、支局は国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所（上流）並びに国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所（下流）にあります。



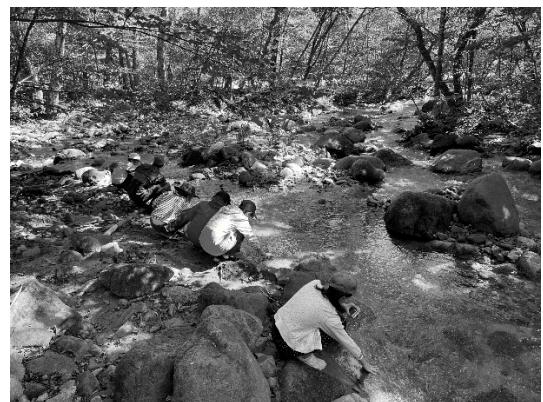
水質事故対応（オイルフェンス設置）

### (2) 阿武隈川サミット

阿武隈川サミットは、阿武隈川の治水・利水・環境保全を推進し、川と共生していくことを目的として平成6年に発足しました。現在の構成メンバーは、源流の福島県西郷村から河口の宮城県亘理町までの沿川22市町村の首長です。

阿武隈川サミットでは、第1回サミット開催以来、意見交換、討議を重ねながら、その目的実現のため、様々な事業を展開してきました。

令和6年度の事業としては、毎年の「阿武隈川 春のサイクリング」のほか、記念事業として「阿武隈川サミット30周年記念講演会（鏡石町）」を実施しました。



阿武隈川原流探検

# 資料編

## －大気汚染－

- 資料 1 福島市内の測定局における測定結果  
資料 2 大気汚染関係施設の届出状況

## －水質汚濁－

- 資料 3 公共用水域水質調査結果（総括表）  
資料 4 公共用水域水質調査結果（経年変化）  
資料 5 公共用水域水質調査結果における環境基準及び準用基準の達成率  
資料 6 BOD75%水質値経年変化図  
資料 7 公共用水域水質調査結果（地点別個表）  
資料 8 阿武隈川水質調査結果  
資料 9 公共用水域における PFOS 及び PFOA の調査結果  
資料 10 地下水の水質調査結果  
資料 11 水質関係施設届出状況及び排水基準監視調査結果

## －騒音・振動－

- 資料 12 環境騒音調査結果  
資料 13 自動車交通騒音・振動調査結果  
資料 14 高速自動車道（東北縦貫自動車道）騒音調査結果  
資料 15 東北縦貫自動車道遮音壁設置状況  
資料 16 東北新幹線鉄道騒音・振動調査結果  
資料 17 騒音・振動関係施設の届出状況  
資料 18 建設作業（騒音・振動関係）実施届出状況

## －化学物質－

- 資料 19 ダイオキシン類調査結果

## －環境保全－

- 資料 20 発生源業種別公害苦情件数  
資料 21 用途地域別公害苦情件数



# 一大気汚染

資料1 福島市内の測定局における測定結果

## 1. 大気汚染常時監視調査結果（総括表）

測定項目	項目	測定局				
		南町局	森合局	古川局	松浪町局	
二酸化硫黄	年平均値	(ppm)	0.000	0.000	—	—
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	—	—
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	—	—
一酸化炭素	年平均値	(ppm)	—	—	—	0.1
	8時間値が20ppmを超えた回数	(回)	—	—	—	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	—	—	—	0
浮遊粒子状物質	年平均値	(mg/m <sup>3</sup> )	0.010	0.009	0.011	0.011
	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数	(時間)	0	0	1 <sup>※1</sup>	0
	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	0	0	0	1 <sup>※2</sup>
光化学オキシダント	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.043	0.047	0.045	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間)	124	48	215	—
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.076	0.074	0.080	—
二酸化窒素	年平均値	(ppm)	0.005	0.005	0.003	0.006
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0
微小粒子状物質	年平均値	(μg/m <sup>3</sup> )	—	6.9	8.3	—
	日平均値が35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	(日)	—	1 <sup>※2</sup>	2 <sup>※2※3</sup>	—

※1 ふくしま花火大会の影響（7月27日）

※2 黄砂の影響（4月18日）

※3 強風の影響（3月26日）

### －環境基準の評価方法について－

二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況の評価方法として、短期的評価及び長期的評価があります。

短期的評価は、大気汚染の状態を環境基準に照らして、測定を行った時間又は日により評価する方法です。また、長期的評価は、主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するものです。

一般に環境基準の達成、未達成をいう場合は長期的評価を指しています。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われます。

## 2. 有害大気汚染物質等の測定結果

測定項目	単位	測定結果 (平均値)	環境基準、指針値等		
		一般環境 (桜木町)	(※1は指針値、※2は令和5年度常時監視全国平均値)		
ベンゼン	μg/m³	0.46	1年平均値が	3 μg/m³	以下であること。
トリクロロエチレン	//	0.044	//	130 μg/m³	//
テトラクロロエチレン	//	0.031	//	200 μg/m³	//
ジクロロメタン	//	0.68	//	150 μg/m³	//
アクリルニトリル	//	0.0004	1年平均値が	2 μg/m³	以下であること。(※1)
アセトアルデヒド	//	1.7	//	120 μg/m³	// (※1)
塩化ビニルモノマー	//	0.0089	//	10 μg/m³	// (※1)
塩化メチル	//	1.3	//	94 μg/m³	// (※1)
クロロホルム	//	0.17	//	18 μg/m³	// (※1)
1,2-ジクロロエタン	//	0.15	//	1.6 μg/m³	// (※1)
水銀及びその化合物	ng/m³	1.6	//	40 ng/m³	// (※1)
ニッケル化合物	//	1.0	//	25 ng/m³	// (※1)
ヒ素及びその化合物	//	0.63	//	6 ng/m³	// (※1)
1,3-ブタジエン	μg/m³	0.031	//	2.5 μg/m³	// (※1)
マグン及びその化合物	ng/m³	8.6	//	140 μg/m³	// (※1)
鉛及びその化合物	//	1.1	一般環境	3.6 ng/m³	(※2)
六価クロム化合物	//	0.13	—		(※2)
酸化工チレン	μg/m³	0.041	一般環境	0.067 μg/m³	(※2)
トルエン	//	1.5	一般環境	4.6 μg/m³	(※2)
ベニウム及びその化合物	ng/m³	0.0041	一般環境	0.019 ng/m³	(※2)
ベンゾ[a]ピレン	//	0.049	一般環境	0.13 ng/m³	(※2)
ホルムアルデヒド	μg/m³	1.8	一般環境	2.4 μg/m³	(※2)

## 3. 一般環境大気中アスベスト濃度調査結果

(単位:本/L)

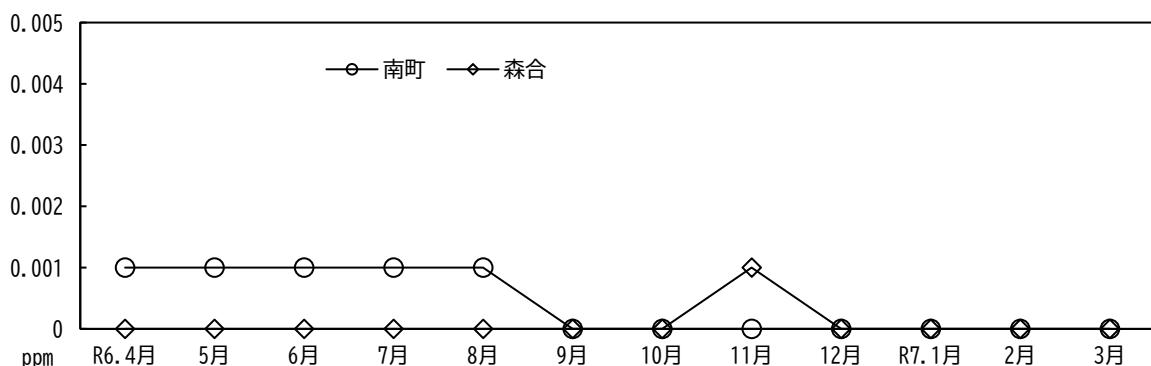
調査地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
桜木町	地点①	検出せず	—	—	検出せず	—	—	検出せず	—	—	検出せず	—	—	検出せず
	地点②	検出せず	—	—	検出せず	—	—	検出せず	—	—	検出せず	—	—	検出せず

注 測定結果には、アスベスト以外も含む総繊維数濃度(本/L)を記載。“検出せず”は、検出下限値(0.056本/L)未満を意味する。総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合は、顕著なアスベスト飛散が疑われるものとして、電子顕微鏡などにより、アスベストの存在を確認することとされている。(アスベストモニタリングマニュアル、環境省)

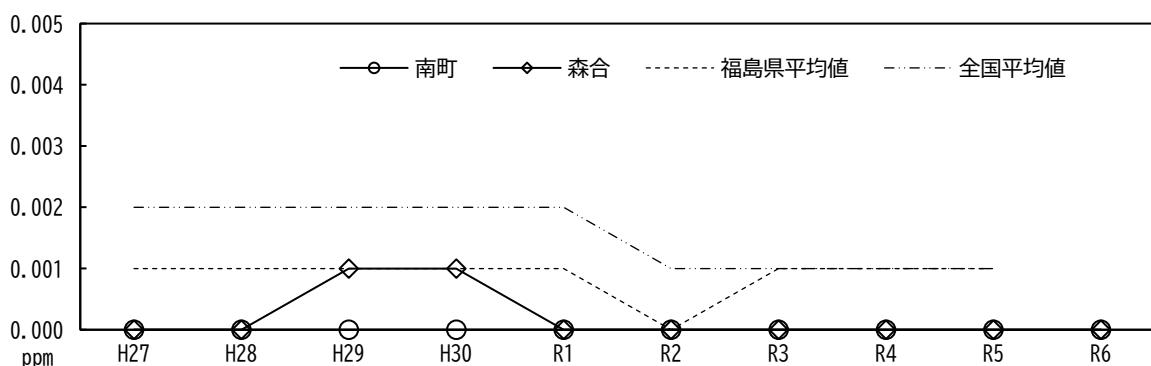
#### 4. 大気汚染状況の推移

##### (1) 二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )

○経月変化

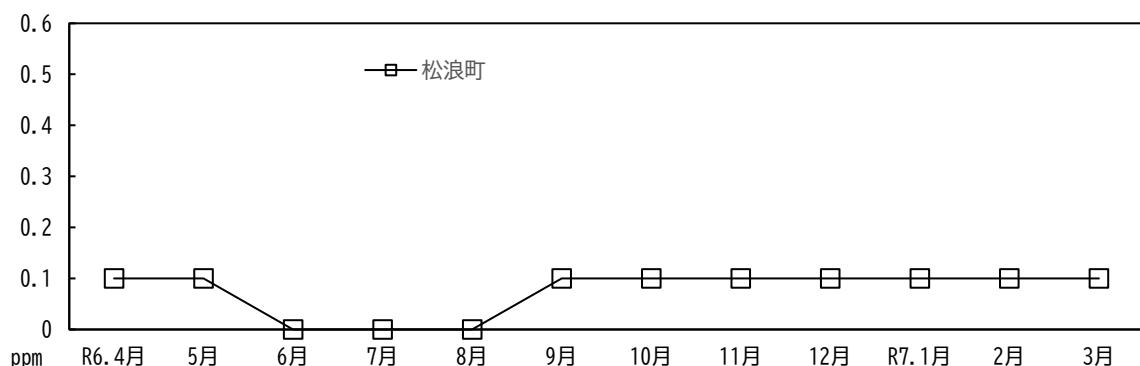


○経年変化

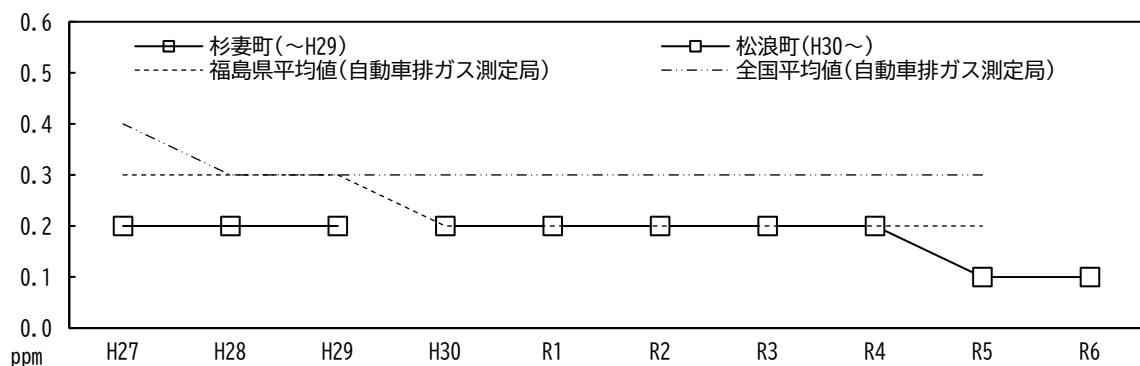


##### (2) 一酸化炭素 (CO)

○経月変化

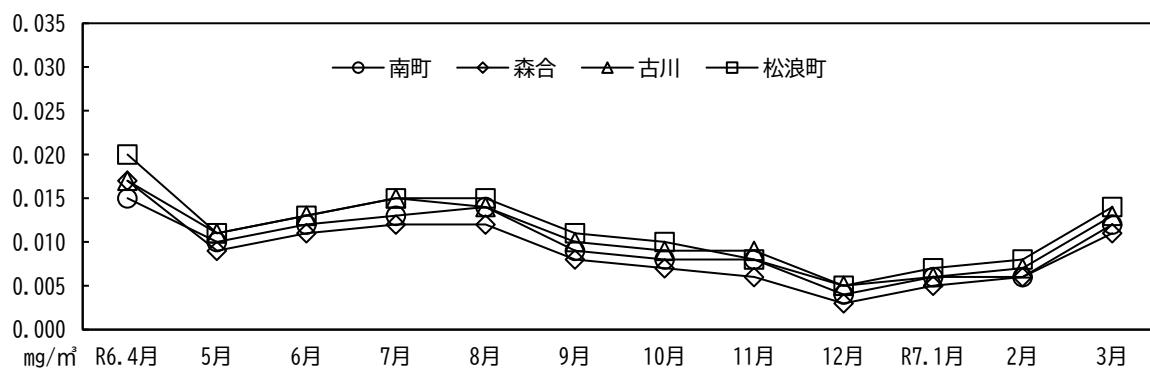


○経年変化

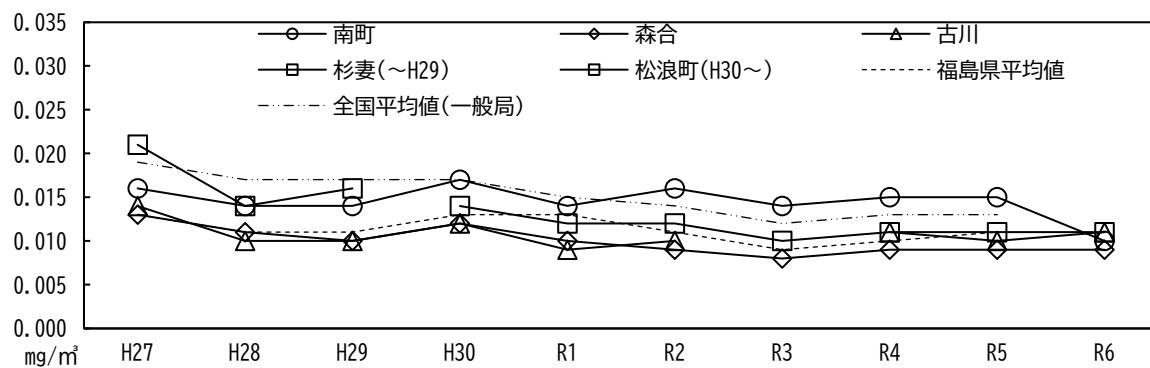


### (3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

#### ○経月変化

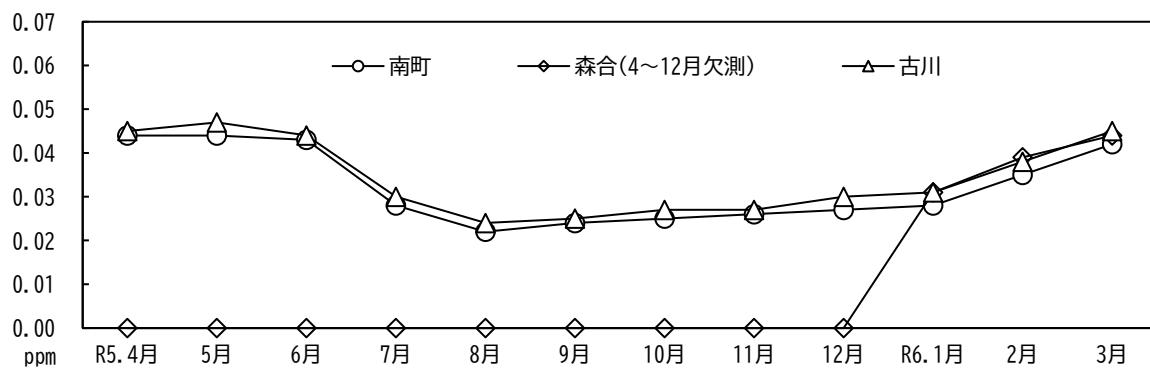


#### ○経年変化

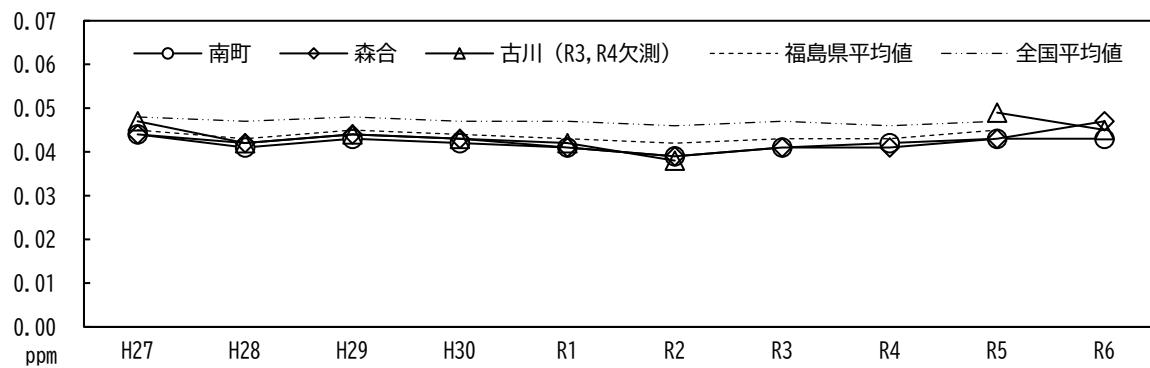


### (4) 光化学オキシダント ( $O_x$ )

#### ○経月変化

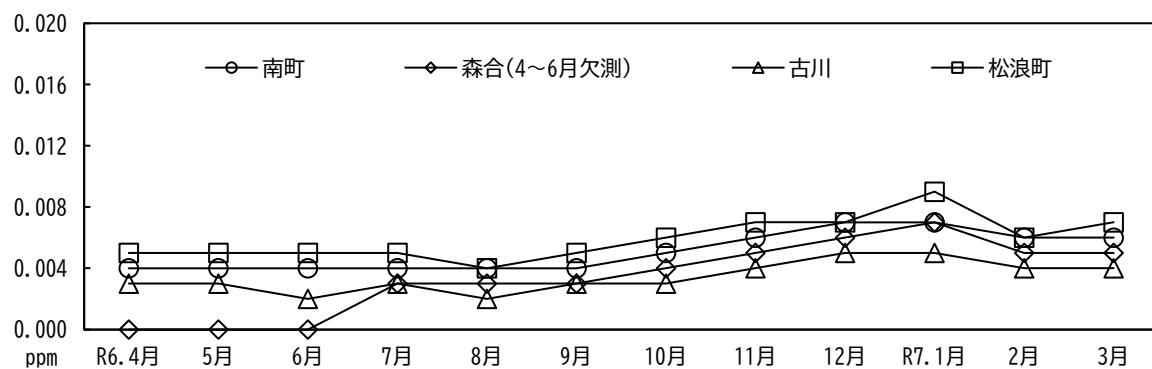


#### ○経年変化

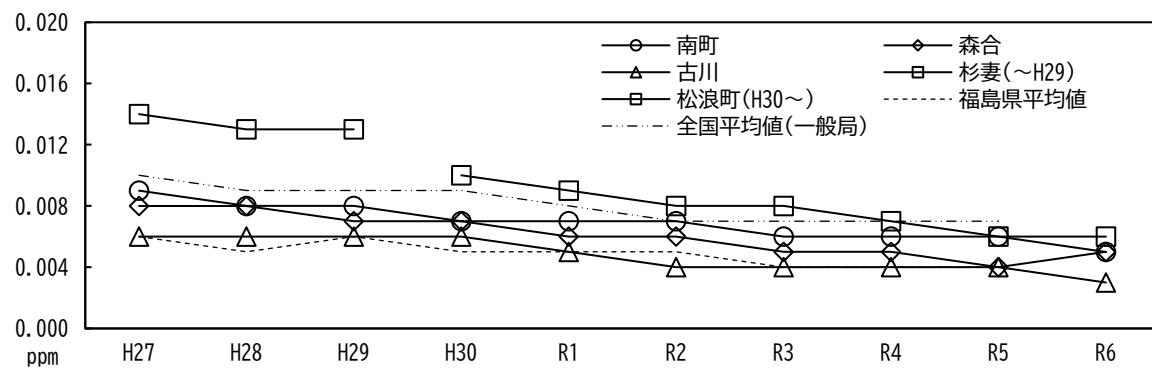


## (5) 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )

○経月変化

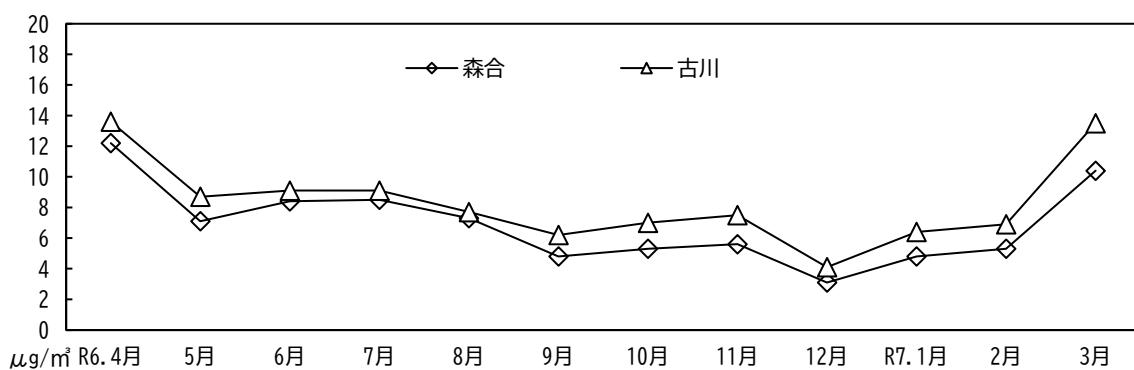


○経年変化

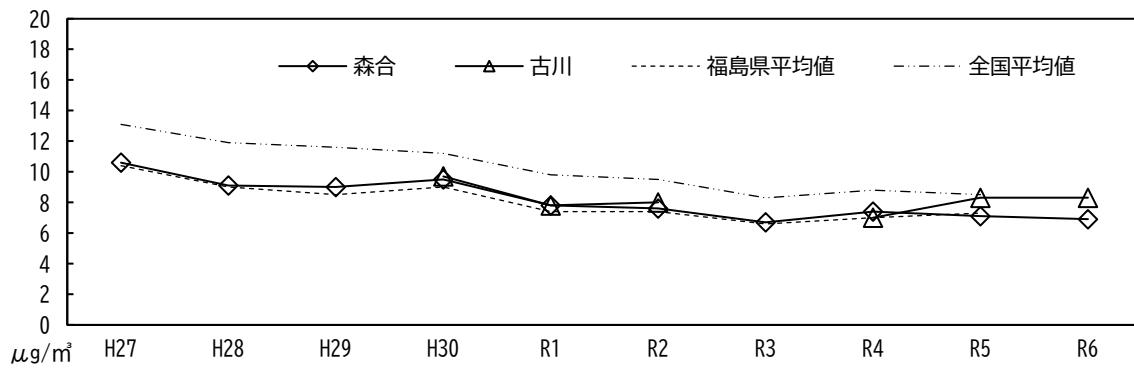


## (6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

○経月変化

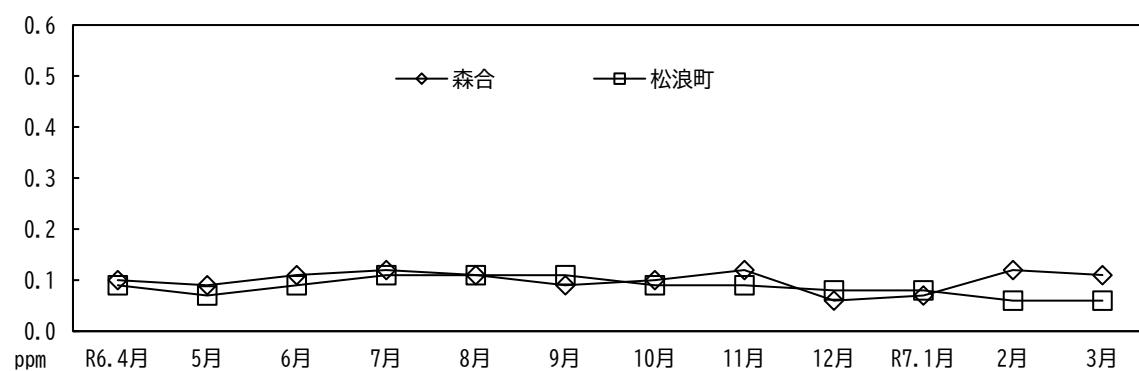


○経年変化

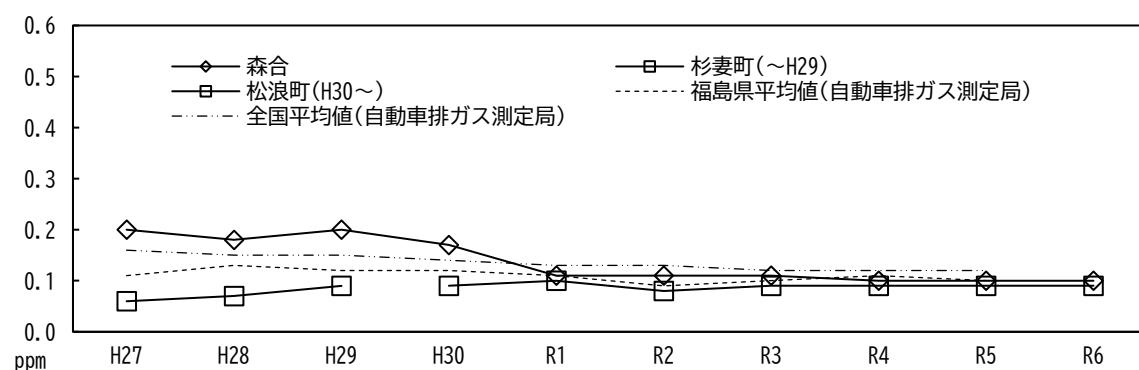


## (7) 非メタン炭化水素 (NMHC)

### ○経月変化



### ○経年変化



## 1. 大気汚染防止法に基づく特定施設

## (1) ばい煙発生施設

項目番号	施設名	施設数
1	ボイラー	395
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	8
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	5
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	9
11	乾燥炉	3
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	1
13	廃棄物焼却炉	5
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1
施設数 計		427
事業所数計		179

(令和7年3月31日現在)

## (2) 揮発性有機化合物排出施設

項目番号	施設名	施設数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1
施設数 計		1
事業所数計		1

(令和7年3月31日現在)

## (3) 粉じん発生施設

項目番号	施設名	施設数
2	鉱物又は土石の堆積場	8
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	59
4	破碎機及び摩碎機	7
5	ふるい	10
施設数 計		84
事業所数計		8

(令和7年3月31日現在)

## 2. 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

項目番号	施設名	施設数
4	廃棄物焼却炉	6
施設数 計		6
事業所数計		4

(令和7年3月31日現在)

## 3. 福島市公害防止対策条例に基づく粉じん発生施設

項目番号	施設名	施設数
7	鉱物、土石又はのこぎりくずの堆積場	7
施設数 計		7
事業所数計		7

(令和7年3月31日現在)

# —水質汚濁—

資料3 公用水域水質調査結果（総括表）

No	水域名 測定地点 (河川名)	水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD : mg/L)			浮遊物質量 (SS : mg/L)			溶存酸素量 (DO : mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL)			化学的酸素要求量 (COD : mg/L)				
		最大	最小	平均	最大	最小	平均	75%値	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均	90%値	最大	最小	平均
1	増尺橋	7.2	6.8	7.1	1.0	<0.5	0.7	0.7	3	<1	1	13.4	9.1	10.9	52	8	24	44	3.2	2.1	2.6
2	摺上川 十綱橋 ※	7.3	6.6	7.1	1.3	<0.5	0.8	0.9	4	1	2	13.8	9.5	11.2	1,200	48	210	230	3.4	2.2	2.7
3	阿武隈川合流前 ※	7.4	6.8	7.1	1.2	0.6	0.8	0.9	10	1	4	13.3	9.5	11.2	160	33	77	120	3.6	2.2	2.7
4	小川 上小川橋	7.3	6.8	7.1	1.5	<0.5	0.7	0.7	4	<1	1	13.8	8.7	10.9	130	10	53	110	3.3	1.7	2.4
5	蛭川 上新田橋	7.3	7.0	7.2	2.7	1.0	1.6	1.9	12	1	7	13.7	9.4	11.0	1,200	460	820	1,100	4.1	2.5	3.2
6	八反田川 八反田橋 ※	7.1	6.5	6.9	1.5	0.6	1.0	1.2	10	2	5	13.4	8.9	10.9	830	160	440	750	3.0	1.4	2.1
7	松川 信夫大橋	7.2	5.3	6.2	0.8	<0.5	0.6	0.6	74	1	10	13.2	8.0	10.3	230	<1	32	65	2.2	<0.5	1.0
8		6.8	6.0	6.4	1.0	<0.5	0.6	0.5	8	<1	4	13.4	8.5	10.7	84	<1	19	48	1.0	<0.5	0.8
9	祓川 松川合流点前	7.3	6.8	7.1	1.3	<0.5	0.6	0.6	1	<1	1	12.6	8.8	10.4	220	22	77	120	1.7	0.5	0.9
10	天戸川 天戸橋	7.4	6.8	7.1	1.2	<0.5	0.6	0.5	5	<1	2	13.6	9.3	11.0	540	12	140	430	1.6	0.6	1.1
11	須川 須川橋 ※	3.6	3.4	3.4	0.7	<0.5	0.5	<0.5	3	<1	1	13.1	8.4	10.5	6	<1	2	4	1.1	<0.5	0.8
12		5.6	4.4	4.7	0.6	<0.5	0.5	<0.5	11	3	6	12.8	8.8	10.6	4	<1	2	3	1.1	<0.5	0.8
13	鐵台屋川 白津川合流点前	7.5	7.0	7.3	1.1	<0.5	0.8	0.9	20	1	6	13.1	9.0	10.6	2,000	110	470	1,200	2.1	0.9	1.2
14	荒川 仁井田橋	7.5	7.0	7.3	1.1	<0.5	0.7	0.7	5	<1	2	13.3	9.0	10.7	220	8	44	57	1.4	0.6	1.0
15		6.8	6.0	6.4	1.2	<0.5	0.6	<0.5	17	10	13	12.4	8.7	10.4	87	<1	19	40	2.1	<0.5	0.9
16	大森川 濁川合流点前	7.4	6.9	7.2	3.1	0.7	1.4	1.5	11	2	5	12.3	9.3	10.4	1,200	230	490	680	3.2	1.6	2.2
17	濁川 大森川合流点前 ※	7.4	6.9	7.2	3.5	1.0	2.1	2.7	22	4	8	11.7	8.3	9.8	1,100	230	600	900	6.4	3.0	4.2
18	水原川 熊田橋	8.9	7.1	7.4	1.6	<0.5	0.7	0.8	12	<1	3	14.6	9.1	11.3	530	14	180	380	3.5	1.0	1.8
19		8.1	7.0	7.4	3.2	0.8	1.5	1.5	22	2	7	14.1	8.4	10.9	500	83	230	410	7.5	1.9	3.3
20	女神川 新鶴巣橋 ※	8.6	7.5	7.8	4.3	1.1	1.9	2.1	8	<1	3	15.2	9.1	11.5	5,500	360	1,200	1,500	6.8	3.7	4.8
21	立田川 立田川橋	7.9	7.5	7.7	4.5	0.8	1.5	1.5	4	1	2	15.2	7.9	11.1	2,400	21	410	390	5.9	3.0	4.2
22	小国川 伊達市との境界	7.7	7.3	7.6	2.6	<0.5	1.0	0.9	9	<1	3	15.1	6.8	10.8	1,100	34	240	430	4.1	2.5	3.2
23	胡桃川 向瀬上駅付近	7.6	7.3	7.4	11	1.4	4.0	4.3	20	1	8	10.6	7.2	8.9	3,700	250	1,500	2,900	9.8	3.9	6.3

注1 ※は、県の測定計画に基づく調査地点

注2 BODは年間の測定値の75%水質値、大腸菌数は年間の測定値の90%水質値、その他の項目は年間の測定値の算術平均値

資料4 公用水域水質調査結果（経年変化）

No	水域名 測定地点 (河川名)	水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD : mg/L)			浮遊物質量 (SS : mg/L)			溶存酸素量 (DO : mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL)			化学的酸素要求量 (COD : mg/L)		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
1	増尺橋	7.1	7.1	7.1	0.7	0.8	0.7	1	2	1	11.0	10.7	10.9	86	58	44	2.2	2.6	2.6
2	摺上川 十綱橋 ※	7.1	7.1	7.1	0.7	0.8	0.9	7	2	2	11.0	10.9	11.2	440	430	230	2.4	2.6	2.7
3	阿武隈川合流前 ※	7.1	7.1	7.1	0.8	1.0	0.9	3	3	4	11.2	10.9	11.2	180	110	120	2.3	2.6	2.7
4	小川 上小川橋	7.1	7.2	7.1	0.5	0.6	0.7	3	1	1	11.0	10.8	10.9	180	190	110	2.0	2.3	2.4
5	蛭川 上新田橋	7.2	7.3	7.2	1.5	1.6	1.9	9	8	7	10.6	10.6	11.0	2,000	1,500	1,100	2.9	3.0	3.2
6	八反田川 八反田橋 ※	6.9	7.0	6.9	0.9	1.2	1.2	7	5	5	10.7	10.4	10.9	2,600	1,200	750	2.1	2.3	2.1
7	松川 信夫大橋	6.3	6.3	6.2	<0.5	0.5	0.6	4	5	10	10.5	10.2	10.3	110	51	65	0.7	0.8	1.0
8		6.5	6.6	6.4	<0.5	0.5	0.5	4	4	4	10.6	10.3	10.7	110	46	48	0.7	0.7	0.8
9	祓川 松川合流点前	7.2	7.2	7.1	0.6	0.5	0.6	2	2	1	10.3	10.2	10.4	200	160	120	0.8	0.8	0.9
10	天戸川 天戸橋	7.1	7.1	7.1	<0.5	0.5	0.5	1	1	2	11.1	10.9	11.0	200	220	430	0.9	1.0	1.1
11	須川 須川橋 ※	3.5	3.4	3.4	<0.5	<0.5	<0.5	1	2	1	10.6	10.3	10.5	6	1	4	0.8	0.8	0.8
12		4.9	4.8	4.7	<0.5	<0.5	<0.5	7	6	6	10.5	10.3	10.6	5	2	3	0.8	0.8	0.8
13	鐵台屋川 白津川合流点前	7.3	7.4	7.3	0.6	0.8	0.9	6	4	6	10.3	10.4	10.6	1,600	1,800	1,200	0.9	1.2	1.2
14	荒川 仁井田橋	7.2	7.3	7.3	0.5	0.6	0.7	2	3	2	10.6	10.7	10.7	77	63	57	0.8	0.9	1.0
15	信夫橋	6.6	6.5	6.4	<0.5	<0.5	<0.5	12	12	13	10.5	10.5	10.4	130	120	40	0.9	0.9	0.9
16	大森川 濁川合流点前	7.4	7.3	7.2	1.7	1.5	1.5	7	4	5	10.6	10.5	10.4	1,500	1,600	680	2.3	2.3	2.2
17	濁川 大森川合流点前 ※	7.2	7.2	7.2	2.5	2.3	2.7	13	8	8	9.7	9.8	9.8	2,000	1,100	900	4.6	4.5	4.2
18	水原川 熊田橋	7.3	7.4	7.4	0.9	0.7	0.8	7	3	3	10.5	10.6	11.3	520	390	380	1.7	1.8	1.8
19		7.5	7.5	7.4	1.5	1.5	1.5	11	6	7	10.8	10.7	10.9	810	760	410	2.7	3.3	3.3
20	女神川 新鶴巣橋 ※	7.8	7.8	7.8	2.1	1.9	2.1	4	4	3	10.6	10.9	11.5	1,900	1,400	1,500	4.4	4.8	4.8
21	立田川 立田川橋	7.8	7.8	7.7	1.8	1.6	1.5	3	4	2	10.6	10.7	11.1	350	570	390	4.0	4.5	4.2
22	小国川 伊達市との境界	7.7	7.7	7.6	0.9	1.3	0.9	7	6	3	11.1	11.0	10.8	680	510	430	2.9	3.5	3.2
23	胡桃川 向瀬上駅付近	7.5	7.5	7.4	6.0	5.3	4.3	9	8	8	9.3	8.7	8.9	2,100	5,200	2,900	5.8	6.4	6.3

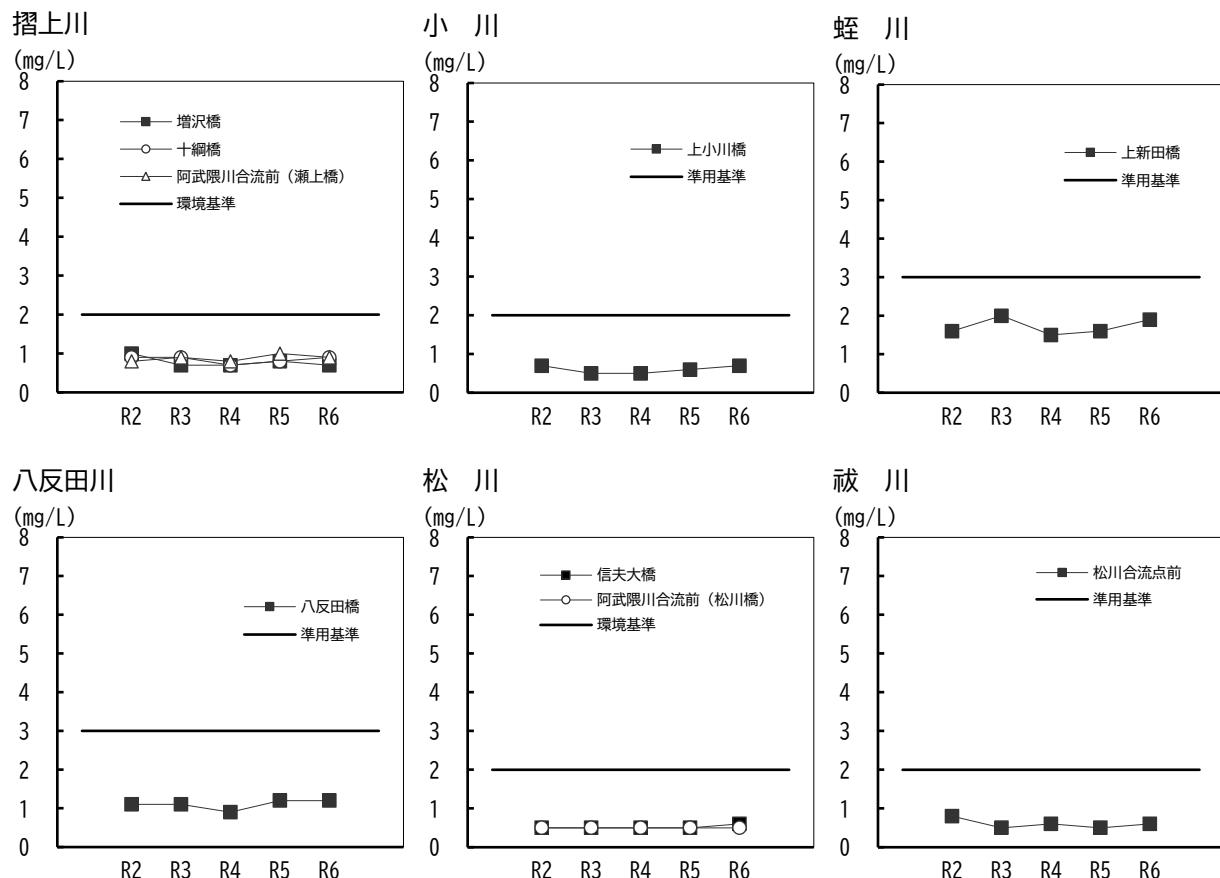
注1 ※は、県の測定計画に基づく調査地点

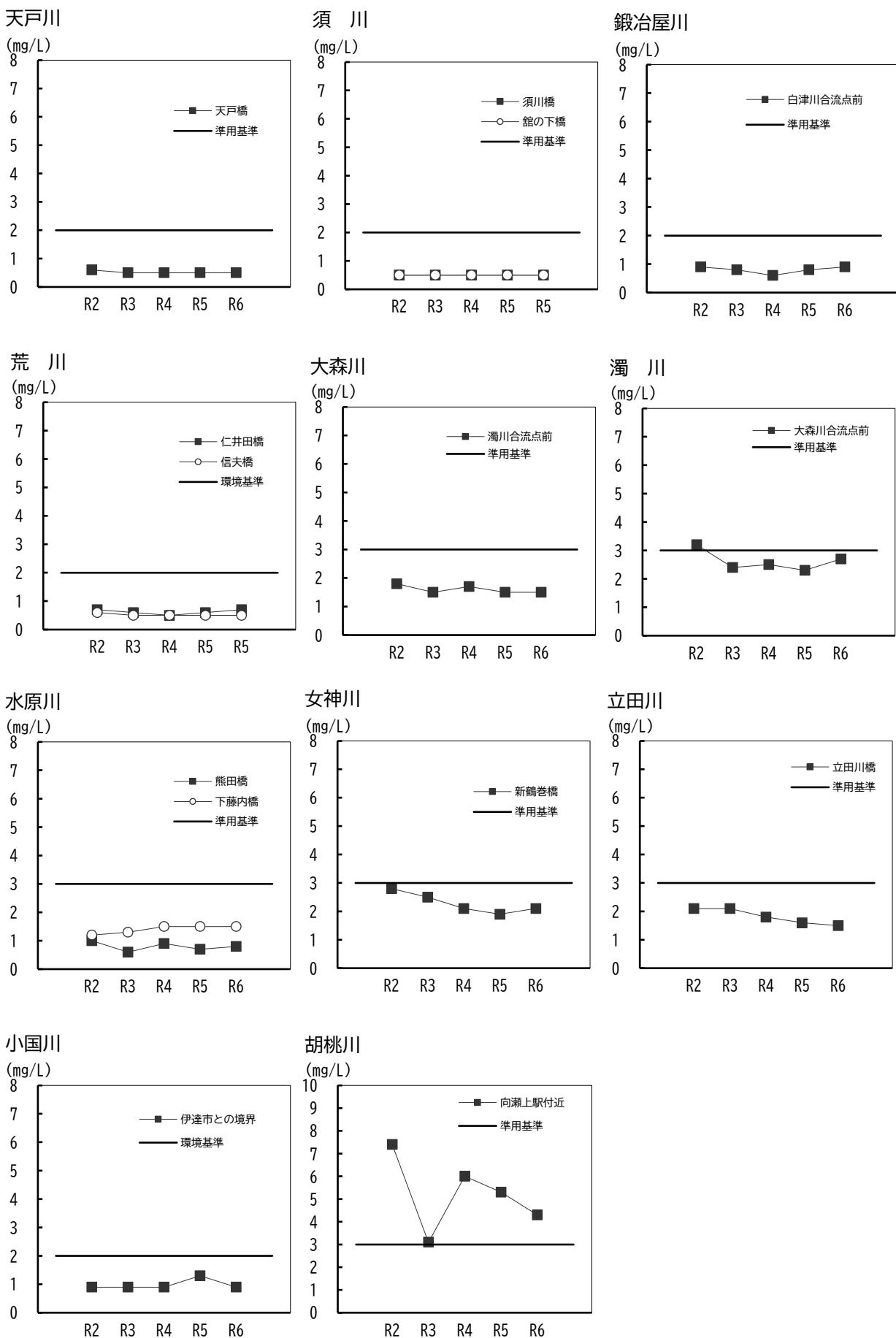
注2 BODは年間の測定値の75%水質値、大腸菌数は年間の測定値の90%水質値、その他の項目は年間の測定値の算術平均値

## 資料5 公用用水域水質調査結果における環境基準及び準用基準の達成率

項目	水素イオン濃度(pH)			生物化学的酸素要求量(BOD)			浮遊物質(SS)			溶存酸素量(DO)			大腸菌数			計			
	年度	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
環境基準設定地点数(A)		4	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	36	36	36	
基準準用地点数(B)		10	10	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	70	70	70	
地 点 数 計(C)		14	14	14	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	106	106	106	
環境基準達成地点数(a)		4	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	6	6	7	34	34	35	
準用基準達成地点数(b)		10	10	10	14	14	14	15	15	15	15	15	15	8	8	10	62	62	64
達 成 地 点 数 計(c)		14	14	14	22	22	22	23	23	23	23	23	14	14	17	96	96	99	
環境基準達成率(a/A%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	75	75	88	94	94	97	
準用基準達成率(b/B%)		100	100	100	93	93	93	100	100	100	100	100	53	53	67	89	89	91	
達 成 率(c/C%)		100	100	100	96	96	96	100	100	100	100	100	61	61	74	91	91	93	

## 資料6 BOD75%水質値経年変化図





資料7 公共用水域水質調査結果（地点別個表）

No.1 摺上川 増沢橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	溶存酸素 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
令和6年4月	晴(晴)	18.0	8.1	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.2	0.6	2.1	3	12.0	102	30	-	-	
5月	晴(曇)	19.2	10.8	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.0	0.6	2.2	1	10.9	99	8	-	-	
6月	晴(曇)	23.6	16.0	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	0.8	2.5	1	10.0	101	12	-	-	
7月	曇(曇)	27.3	19.0	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	1.0	2.4	1	9.1	98	20	-	-	
8月	晴(晴)	24.8	17.2	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.2	0.9	2.6	1	9.3	96	52	-	-	
9月	晴(晴)	27.1	19.7	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	0.6	2.8	< 1	9.1	100	25	-	-	
10月	晴(晴)	24.2	17.2	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	0.5	3.2	2	9.7	101	14	-	-	
11月	晴(晴)	14.7	13.8	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	0.7	2.7	1	10.6	103	24	-	-	
12月	曇(曇)	7.5	9.3	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	< 0.5	2.7	1	11.2	98	22	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	1.8	4.7	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	6.8	< 0.5	3.1	1	12.6	98	44	-	-	
2月	曇(曇)	0.4	3.7	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	6.9	0.6	2.4	1	13.4	101	14	-	-	
3月	雪(曇)	0.3	2.4	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	0.7	2.5	2	13.3	97	23	-	-	
最大値		27.3	19.7			> 100			7.2	1.0	3.2	3	13.4	103	52			
最小値		0.3	2.4			> 100			6.8	< 0.5	2.1	< 1	9.1	96	8			
平均値		15.7	11.8			> 100			7.1	0.7	2.6	1	10.9	100	24			
75%値										0.7	2.7				-			
90%値										-	-				44			

No.2 摺上川 十綱橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	溶存酸素 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノルフィノール (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴(晴)	20.9	8.6	淡黄色	無臭	5.99	> 100	透明	7.2	0.6	2.2	4	11.9	102	230	-	-	-	
5月	晴(曇)	19.5	11.0	無色	無臭	3.22	> 100	透明	7.2	1.1	2.4	2	10.9	99	48	0.22	0.015	0.001 < 0.00006 0.0014	
6月	晴(曇)	23.3	15.9	淡黄色	無臭	3.34	> 100	透明	7.2	0.7	2.7	2	10.2	103	120	-	-	-	
7月	曇(曇)	24.9	18.9	淡黄色	無臭	3.05	> 100	透明	7.2	1.3	2.5	2	9.6	104	61	-	-	-	
8月	晴(晴)	28.2	17.7	淡黄色	無臭	3.31	> 100	透明	7.2	1.0	2.6	2	9.7	102	120	0.30	0.015 < 0.001 < 0.00006 0.0031		
9月	晴(晴)	27.1	20.0	淡黄色	無臭	3.86	> 100	透明	7.3	0.8	2.8	1	9.5	104	80	-	-	-	
10月	晴(晴)	25.7	16.7	無色	無臭	3.45	> 100	透明	7.3	0.6	3.0	2	10.1	103	140	-	-	-	
11月	晴(晴)	15.0	14.0	無色	無臭	4.85	> 100	透明	7.1	0.8	2.7	1	11.3	109	140	0.24	0.015	0.001 < 0.00006 0.0008	
12月	曇(曇)	9.0	9.8	淡黄色	無臭	2.19	> 100	透明	6.8	< 0.5	2.8	1	11.1	98	1200	-	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	4.3	5.3	淡黄色	無臭	4.62	> 100	透明	6.7	0.5	3.4	2	12.4	98	100	-	-	-	
2月	曇(曇)	3.8	4.8	淡黄色	無臭	2.59	> 100	透明	6.6	0.9	2.5	1	13.8	108	170	0.30	0.021	0.001 < 0.00006 0.0026	
3月	雪(曇)	0.7	3.0	淡黄色	無臭	欠測	> 100	透明	7.0	0.9	2.6	2	13.3	99	110	-	-	-	
最大値		28.2	20.0			5.99	> 100		7.3	1.3	3.4	4	13.8	109	1200	0.30	0.021	0.001 < 0.00006 0.0031	
最小値		0.7	3.0			2.19	> 100		6.6	< 0.5	2.2	1	9.5	98	48	0.22	0.015	< 0.001 < 0.00006 0.0008	
平均値		16.9	12.1			3.68	> 100		7.1	0.8	2.7	2	11.2	102	210	0.27	0.017	0.001 < 0.00006 0.0020	
75%値										0.9	2.8				-				
90%値										-	-				230				

No.3 摺上川 阿武隈川合流前(瀬上橋)

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	溶存酸素 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノルフィノール (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴(晴)	15.0	8.6	無色	無臭	8.3	> 100	透明	7.2	0.6	2.2	3	11.5	98	39	-	-	-	
5月	晴(曇)	15.6	11.2	無色	無臭	4.88	> 100	透明	7.0	0.9	2.3	3	10.9	99	69	0.36	0.020	0.001 < 0.00006 < 0.0006	
6月	晴(曇)	19.6	15.5	無色	無臭	5.40	> 100	透明	7.1	0.6	2.7	4	10.2	102	58	-	-	-	
7月	曇(曇)	25.0	19.2	無色	無臭	4.87	> 100	透明	7.4	1.0	2.5	3	10.6	114	38	-	-	-	
8月	晴(晴)	25.0	18.5	無色	無臭	4.61	> 100	透明	7.2	1.2	2.7	10	10.0	106	88	0.30	0.018	0.001 < 0.00006 < 0.0006	
9月	晴(晴)	25.6	18.8	淡黄色	無臭	6.85	> 100	透明	7.0	0.8	2.7	2	9.5	102	100	-	-	-	
10月	晴(晴)	18.8	16.1	無色	無臭	3.76	> 100	透明	7.0	0.8	3.0	3	9.8	99	120	-	-	-	
11月	晴(晴)	9.9	12.4	無色	無臭	5.73	> 100	透明	7.2	0.8	2.6	1	11.2	105	160	0.30	0.016	0.001 < 0.00006 < 0.0006	
12月	曇(曇)	9.1	8.7	無色	無臭	4.58	> 100	透明	6.9	0.7	2.7	2	11.5	99	63	-	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	2.5	4.6	淡黄色	無臭	欠測	> 100	微濁	6.9	0.8	3.6	6	12.6	97	92	-	-	-	
2月	曇(曇)	1.1	3.0	無色	無臭	5.79	> 100	透明	6.9	0.6	2.4	1	13.3	99	33	0.43	0.015	0.001 < 0.00006 0.0006	
3月	雪(曇)	0.5	3.7	無色	無臭	6.90	> 100	透明	6.8	1.0	2.6	4	12.8	97	64	-	-	-	
最大値		25.6	19.2			8.32	> 100		7.4	1.2	3.6	10	13.3	114	160	0.43	0.020	0.001 < 0.00006 0.0006	
最小値		0.5	3.0			3.76	> 100		6.8	0.6	2.2	1	9.5	97	33	0.30	0.015	0.001 < 0.00006 < 0.0006	
平均値		14.0	11.7			5.61	> 100		7.1	0.8	2.7	4	11.2	101	77	0.35	0.017	0.001 < 0.00006 0.0006	
75%値										0.9	2.7				-				
90%値										-	-				120				

No.4 小川川 上小川橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	溶存酸素 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノルフィノール (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴(晴)	16.9	10.1	淡黄色	無臭	2.08	> 100	-	7.2	< 0.5	1.7	2	11.3	101	17	-	-	-	
5月	晴(曇)	17.0	13.4	無色	無臭	0.51	> 100	-	7.2	0.6	2.1	< 1	10.2	97	29	-	-	-	
6月	晴(曇)	22.2	14.4	淡黄色	無臭	1.41	> 100	-	7.1	< 0.5	2.8	4	10.2	100	130	-	-	-	
7月	曇(曇)	26.4	19.8	淡黄色	無臭	0.11	> 100	-	7.2	0.8	2.0	< 1	9.0	99	42	-	-	-	
8月	晴(晴)	27.0	21.8	淡黄色	無臭	0.25	> 100	-	7.3	0.7	2.3	1	8.7	99	110	-	-	-	
9月	晴(晴)	26.9	21.7</																

No. 5 蛭川 上新田橋

調査月	天候 当日前日	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備考
令和6年4月	晴(晴)	17.1	12.5	無色	無臭	0.07	> 100	-	7.3	1.3	2.5	6	11.4	107	880	-	-	
5月	晴(曇)	15.5	14.4	淡黄色	無臭	0.37	> 100	-	7.0	1.9	3.3	11	9.7	95	1100	-	-	
6月	晴(曇)	20.3	17.7	淡黄色	無臭	0.42	80	-	7.3	1.3	4.1	9	9.6	101	760	-	-	
7月	曇(曇)	26.0	21.9	淡黄色	無臭	0.63	55	-	7.3	1.6	4.1	9	9.5	108	620	-	-	
8月	晴(晴)	27.8	23.8	淡褐色	無臭	0.22	64	-	7.3	1.4	3.7	12	9.6	113	640	-	-	
9月	晴(晴)	26.1	21.3	淡黄色	無臭	0.40	65	-	7.2	1.1	2.7	10	9.4	106	460	-	-	
10月	晴(晴)	21.5	19.3	淡白色	無臭	0.33	73	-	7.3	1.4	2.8	10	9.9	108	910	-	-	
11月	晴(晴)	10.6	12.8	無色	無臭	0.26	> 100	-	7.2	1.2	2.8	2	11.0	104	1200	-	-	
12月	曇(曇)	9.2	8.3	無色	無臭	0.42	> 100	-	7.0	1.0	2.6	1	11.9	102	940	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	4.0	4.8	淡黄色	無臭	0.67	> 100	-	7.0	2.7	3.2	3	13.0	101	880	-	-	
2月	曇(曇)	0.9	2.8	無色	無臭	0.28	> 100	-	7.1	2.0	3.0	4	13.7	101	620	-	-	
3月	雪(曇)	0.5	3.3	無色	無臭	0.55	75	-	7.0	2.6	3.4	10	12.9	97	780	-	-	
最大値		27.8	23.8			0.67	> 100		7.3	2.7	4.1	12	13.7	113	1200			
最小値		0.5	2.8			0.07	55		7.0	1.0	2.5	1	9.4	95	460			
平均値		15.0	13.6			0.39	84		7.2	1.6	3.2	7	11.0	104	820			
75%値											1.9	3.4			-			
90%値											-	-			1100			

No. 6 八反田川 八反田橋

調査月	天候 当日前日	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴(晴)	17.5	11.6	無色	無臭	1.49	90	透明	7.0	0.8	1.6	6	11.1	102	290	-	-	
5月	晴(曇)	16.3	13.8	淡黄色	無臭	1.23	68	微濁	6.5	0.9	1.6	10	10.3	100	190	0.64	0.046	
6月	晴(曇)	19.2	16.1	淡黄色	微下臭	1.41	87	透明	7.0	0.7	2.8	7	9.8	100	480	-	-	
7月	曇(曇)	26.8	21.7	淡黄色	無臭	0.28	> 100	透明	7.1	1.2	3.0	3	8.9	101	470	-	-	
8月	晴(晴)	28.5	24.0	淡黄色	無臭	0.23	> 100	微濁	7.1	1.2	2.3	3	9.2	109	240	0.73	0.037	
9月	晴(晴)	26.0	21.4	淡綠色	無臭	0.87	> 100	透明	6.9	0.8	1.4	4	9.5	107	190	-	-	
10月	晴(晴)	22.2	19.1	淡綠色	無臭	0.91	> 100	透明	7.0	0.8	2.2	2	9.8	105	750	-	-	
11月	晴(晴)	11.3	12.7	淡綠色	無臭	0.52	> 100	透明	7.1	0.9	2.3	2	11.4	107	620	0.97	0.042	
12月	曇(曇)	9.3	8.2	無色	無臭	0.78	> 100	透明	6.6	0.6	1.5	2	11.7	99	160	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	4.3	4.5	淡黃色	無臭	0.33	> 100	微濁	6.7	0.9	2.4	4	12.6	97	620	-	-	
2月	曇(曇)	0.8	2.5	無色	無臭	0.49	> 100	透明	6.7	1.5	1.7	7	13.4	98	430	1.2	0.080	
3月	雪(曇)	0.7	3.0	無色	無臭	0.74	78	微濁	6.8	1.5	2.2	8	13.3	98	830	-	-	
最大値		28.5	24.0			1.49	> 100		7.1	1.5	3.0	10	13.4	109	830	1.2	0.080	
最小値		0.7	2.5			0.23	68		6.5	0.6	1.4	2	8.9	97	160	0.64	0.037	
平均値		15.2	13.2			0.77	94		6.9	1.0	2.1	5	10.9	102	440	0.89	0.051	
75%値											1.2	2.3			-			
90%値											-	-			750			

No. 7 松川 信夫大橋

調査月	天候 当日前日	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備考
令和6年4月	晴(晴)	22.4	12.5	淡白色	無臭	7.76	> 100	-	6.1 < 0.5	< 0.5	6	10.6	100	< 1	-	-	-	
5月	晴(曇)	20.1	16.5	無色	無臭	1.65	> 100	-	5.3 < 0.5	0.7	1	9.6	98	< 1	-	-	-	
6月	晴(曇)	23.6	20.9	淡白色	無臭	3.34	> 100	-	6.1 < 0.5	0.9	6	8.8	99	4	-	-	-	
7月	曇(曇)	24.8	22.6	無色	無臭	0.57	> 100	-	6.7	0.7	< 0.5	1	9.0	104	230	-	-	-
8月	晴(晴)	31.0	26.2	淡白色	無臭	1.29	> 100	-	6.1	0.6	0.9	5	8.0	100	23	-	-	-
9月	晴(晴)	27.0	24.0	淡黄色	無臭	1.06	> 100	-	6.6 < 0.5	0.7	2	8.6	102	65	-	-	-	
10月	晴(晴)	27.0	22.8	無色	無臭	1.97	> 100	-	6.6 < 0.5	1.3	4	8.8	102	44	-	-	-	
11月	晴(晴)	16.5	14.8	無色	無臭	1.36	> 100	-	7.2	0.5	0.8	4	10.2	101	2	-	-	-
12月	曇(曇)	10.0	8.4	淡白色	無臭	2.57	> 100	-	5.4 < 0.5	1.1	5	11.5	98	< 1	-	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	4.8	4.3	淡黄色	無臭	1.91	> 100	-	5.9 < 0.5	0.9	5	12.7	97	< 1	-	-	-	
2月	曇(曇)	3.7	5.8	中茶色	無臭	1.00	15	-	5.6	0.8	2.2	74	12.8	102	2	-	-	-
3月	雪(曇)	0.2	2.3	無色	無臭	2.77	> 100	-	6.4	0.6	0.9	10	13.2	96	7	-	-	-
最大値		31.0	26.2			7.76	> 100		7.2	0.8	2.2	74	13.2	104	230			
最小値		0.2	2.3			0.57	15		5.3 < 0.5	< 0.5	1	8.0	96	< 1				
平均値		17.6	15.1			2.27	93		6.2	0.6	1.0	10	10.3	100	32			
75%値										0.6	0.9				-			
90%値										-	-			65				

No. 8 松川 阿武隈川合流前(松川橋)

調査月	天候 当日前日	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴(晴)	17.3	10.5	無色	無臭	欠測	80	透明	6.2 < 0.5	0.5	7	11.1	99	< 1	-	-	-	
5月	晴(曇)	16.4	13.9	無色	無臭	1.76	> 100	透明	6.0 < 0.5	< 0.5	1	10.1	98	1	0.55	0.011	0.011 < 0.0006	
6月	晴(曇)	18.8	15.1	無色	無臭	3.81	> 100	透明	6.6 < 0.5	0.9	4	9.8	97	16	-	-	-	
7月	曇(曇)	28.1	20.7	無色	無臭	0.62	> 100	透明	6.8	1.0	0.6	1	9.0	100	48	-	-	-
8月	晴(晴)	29.0	22.8	無色	無臭	2.02	80	透明	6.4	0.6	0.9	5	8.5	99	14	0.62	0.011 < 0.0006	
9月	晴(晴)	26.0	21.0	無色	無臭	1.04	> 100	透明	6.8	0.5	0.7 < 1	9.3	104	84	-	-	-	
10月	晴(晴)	24.0	19.4	無色	無臭	2.51	> 100	透明	6.7	0.5	0.7	1	9.1	99	33	-	-	-
11月	晴(晴)	13.5	12.7	淡白色	無臭	1.73	> 100	透明	6.6 < 0.5	0.6	3	10.9	103	12	0.66	0.011	0.012 < 0.0006	
12月	曇(曇)	9.0	8.3	無色	無臭	2.55	> 100	透明	6.1 < 0.5	1.0	4	11.6	99	< 1	-	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	4.0	4.4	淡白色	無臭	2.96	84	微濁	6.2 < 0.5	0.9	6	12.9						

No.9 級川 松川合流点前

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	DO飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
令和6年4月	晴(晴)	18.4	12.1	無色	無臭	0.16	> 100	-	7.2	< 0.5	0.8	1	10.7	100	58	-	-	
5月	晴(曇)	16.5	14.0	無色	無臭	0.22	> 100	-	6.8	< 0.5	0.5	1	10.0	97	51	-	-	
6月	晴(曇)	18.5	14.9	無色	無臭	0.33	> 100	-	7.2	< 0.5	0.8	< 1	10.1	100	64	-	-	
7月	曇(曇)	28.2	19.7	無色	無臭	0.17	> 100	-	6.9	0.6	0.5	< 1	9.1	99	73	-	-	
8月	晴(晴)	29.4	20.8	無色	無臭	0.24	> 100	-	7.0	0.6	0.8	< 1	8.8	99	78	-	-	
9月	晴(晴)	26.3	20.1	無色	無臭	0.34	> 100	-	7.1	0.5	0.7	< 1	9.1	100	120	-	-	
10月	晴(晴)	24.5	18.9	無色	無臭	0.29	> 100	-	7.3	0.8	1.3	< 1	9.3	100	61	-	-	
11月	晴(晴)	13.8	13.8	無色	無臭	0.19	> 100	-	7.2	0.5	0.8	< 1	10.5	101	64	-	-	
12月	曇(曇)	9.0	10.3	無色	無臭	0.14	> 100	-	6.9	< 0.5	0.8	< 1	10.9	97	36	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	3.4	7.2	無色	無臭	0.11	> 100	-	7.0	0.5	0.8	< 1	12.6	104	22	-	-	
2月	曇(曇)	0.9	6.1	無色	無臭	0.08	> 100	-	7.1	1.3	0.8	< 1	11.9	95	76	-	-	
3月	雪(曇)	0.8	6.5	無色	無臭	0.11	> 100	-	7.1	0.7	1.7	< 1	11.8	96	220	-	-	
最大値		29.4	20.8			0.34	> 100	-	7.3	1.3	1.7	1	12.6	104	220			
最小値		0.8	6.1			0.08	> 100	-	6.8	< 0.5	0.5	< 1	8.8	95	22			
平均値		15.8	13.7			0.20	> 100	-	7.1	0.6	0.9	1	10.4	99	77			
75%値										0.6	0.8				-			
90%値										-	-				120			

No.10 天戸川 天戸橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	DO飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
令和6年4月	晴(晴)	18.3	9.7	淡黄色	無臭	2.36	> 100	-	7.2	< 0.5	1.2	< 1	11.4	100	430	-	-	
5月	晴(曇)	15.8	12.5	無色	無臭	0.25	> 100	-	7.1	0.5	1.1	3	10.2	96	17	-	-	
6月	晴(曇)	21.8	15.2	淡黄色	無臭	1.46	> 100	-	7.1	< 0.5	1.3	5	10.0	99	110	-	-	
7月	曇(曇)	26.1	16.8	淡黄色	無臭	0.23	> 100	-	6.8	< 0.5	0.6	3	9.4	97	12	-	-	
8月	晴(晴)	29.1	17.2	淡黄色	無臭	0.15	> 100	-	7.1	0.6	0.8	1	9.3	96	32	-	-	
9月	晴(晴)	26.0	18.4	淡黄色	無臭	0.26	> 100	-	7.1	< 0.5	1.1	1	9.4	100	540	-	-	
10月	晴(晴)	22.6	16.6	無色	無臭	0.79	> 100	-	7.4	0.5	1.6	1	9.7	100	130	-	-	
11月	晴(晴)	12.0	12.1	無色	無臭	0.55	> 100	-	7.2	0.7	1.1	< 1	11.2	104	57	-	-	
12月	曇(曇)	7.5	8.6	無色	無臭	0.41	> 100	-	7.0	< 0.5	1.1	< 1	11.6	100	24	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	1.8	4.3	淡黄色	無臭	0.41	> 100	-	6.8	< 0.5	1.2	< 1	13.1	101	120	-	-	
2月	曇(曇)	0.1	4.4	無色	無臭	0.32	> 100	-	6.9	1.2	0.9	< 1	13.6	105	57	-	-	
3月	雪(曇)	1.0	2.4	無色	無臭	0.67	> 100	-	7.1	0.5	0.9	< 1	13.4	98	110	-	-	
最大値		29.1	18.4			2.36	> 100	-	7.4	1.2	1.6	5	13.6	105	540			
最小値		0.1	2.4			0.15	> 100	-	6.8	< 0.5	0.6	< 1	9.3	96	12			
平均値		15.2	11.5			0.66	> 100	-	7.1	0.6	1.1	2	11.0	100	140			
75%値										0.5	1.2				-			
90%値										-	-				430			

No.11 須川 須川橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	DO飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴(晴)	16.0	12.1	無色	無臭	1.50	> 100	透明	3.5	< 0.5	< 0.5	1	10.7	100	4	-	-	
5月	晴(曇)	14.8	15.1	無色	無臭	1.20	> 100	透明	3.4	0.6	0.6	< 1	9.6	95	< 1	0.25	0.012	
6月	晴(曇)	19.0	16.9	淡黄色	無臭	1.41	> 100	透明	3.6	< 0.5	< 0.5	3	9.4	97	2	-	-	
7月	曇(曇)	24.9	20.7	無色	無臭	0.66	> 100	透明	3.4	0.5	0.6	< 1	8.9	97	< 1	-	-	
8月	晴(晴)	27.9	22.4	無色	無臭	0.66	> 100	透明	3.4	0.7	0.8	< 1	8.4	97	< 1	0.41	0.022	
9月	晴(晴)	24.8	20.2	淡黄色	無臭	1.05	> 100	透明	3.4	< 0.5	0.6	< 1	9.0	99	< 1	-	-	
10月	晴(晴)	22.3	18.1	無色	無臭	1.40	> 100	透明	3.5	< 0.5	0.9	1	9.4	99	6	-	-	
11月	晴(晴)	11.5	11.7	無色	無臭	0.97	> 100	透明	3.4	< 0.5	0.8	< 1	10.8	99	< 1	0.22	0.025	
12月	曇(曇)	7.0	9.5	無色	無臭	0.71	> 100	透明	3.4	< 0.5	0.8	< 1	11.1	97	< 1	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	1.2	4.8	淡黄色	無臭	0.48	> 100	透明	3.4	< 0.5	0.9	1	12.3	95	< 1	-	-	
2月	曇(曇)	-0.7	4.1	無色	無臭	0.48	> 100	透明	3.4	< 0.5	1.1	< 1	13.0	99	< 1	0.26	0.024	
3月	雪(曇)	1.0	2.4	無色	無臭	0.76	> 100	透明	3.5	< 0.5	0.9	1	13.1	96	< 1	-	-	
最大値		27.9	22.4			1.50	> 100	-	3.6	0.7	1.1	3	13.1	100	6	0.41	0.025	
最小値		-0.7	2.4			0.48	> 100	-	3.4	< 0.5	< 0.5	< 1	8.4	95	< 1	0.22	0.012	
平均値		14.1	13.2			0.94	> 100	-	3.4	0.5	0.8	1	10.5	98	2	0.29	0.021	
75%値									< 0.5	0.9				-				
90%値									-	-				4				

No.12 須川 館の下橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	DO飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
令和6年4月	晴(晴)	15.0	10.5	淡黄色	無臭	4.22	> 100	-	5.6	< 0.5	1.0	8	10.9	98	< 1	-	-	
5月	晴(曇)	15.0	13.7	無色	無臭	2.39	> 100	-	4.5	< 0.5	0.9	4	10.0	97	2	-	-	
6月	晴(曇)	20.3	16.2	淡黄色	無臭	4.41	> 100	-	4.7	< 0.5	< 0.5	11	9.8	99	1	-	-	
7月	曇(曇)	27.9	19.5	淡黄色	無臭	1.59	> 100	-	4.4	< 0.5	0.8	3	8.9	97	2	-	-	
8月	晴(晴)	26.5	21.0	淡黄色	無臭	1.88	> 100	-	4.5	< 0.5	0.8	3	8.8	99	4	-	-	
9月	晴(晴)	24.5	19.2	淡黄色	無臭	3.41	> 100	-	4.6	< 0.5	0.8	8	9.4	101	2	-	-	
10月	晴(晴)	22.8	16.9	無色	無臭	3.81	> 100	-	4.8	< 0.5	0.6	9	9.5	98	3	-	-	
11月	晴(晴)	12.8	12.3	無色	無臭	2.30	> 100	-	4.6	0.6	0.7	4	10.8	101	2	-	-	
12月	曇(曇)	9.0	10.2	淡白色	無臭	2.32	> 100	-	4.6	< 0.5	1.1	5	10.8	96	< 1	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	3.3	5.7	淡黄色	無臭	1.01	> 100	-	4.7</td									

No.13 鍛冶屋川 白津川合流前

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	渦り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
令和6年4月	晴(晴)	14.0	12.9	淡黄色	無臭	0.52	> 100	-	7.5	0.6	1.2	7	10.5	99	1200	-	-	
5月	晴(曇)	14.0	14.6	淡褐色	無臭	0.54	45	-	7.4	1.1	2.1	20	9.8	97	160	-	-	
6月	晴(曇)	18.9	17.8	淡黄色	無臭	1.03	> 100	-	7.3	0.6	1.4	12	9.5	99	180	-	-	
7月	曇(曇)	26.0	20.2	淡黄色	無臭	0.48	> 100	-	7.4	0.8	1.4	6	9.1	101	2000	-	-	
8月	晴(晴)	28.0	21.5	淡黄色	無臭	0.58	> 100	-	7.5	0.8	1.1	5	9.0	102	230	-	-	
9月	晴(晴)	25.0	19.9	淡黄色	無臭	1.20	> 100	-	7.4	0.7	1.1	3	9.4	104	400	-	-	
10月	晴(晴)	22.8	18.0	無色	無臭	1.01	> 100	-	7.4	0.6	0.9	7	9.4	99	650	-	-	
11月	晴(晴)	11.5	12.6	無色	無臭	0.56	> 100	-	7.3	0.6	1.0	2	11.1	104	240	-	-	
12月	曇(曇)	8.5	10.8	淡黄色	無臭	0.54	> 100	-	7.2	< 0.5	1.1	2	11.0	99	110	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	1.3	5.9	淡黄色	無臭	0.37	> 100	-	7.0	0.9	1.0	1	12.3	98	160	-	-	
2月	曇(曇)	-0.3	6.5	淡黄色	無臭	0.11	> 100	-	7.1	1.0	0.9	3	12.8	104	220	-	-	
3月	雪(曇)	1.3	3.7	無色	無臭	0.38	> 100	-	7.3	1.1	1.0	3	13.1	99	120	-	-	
最大値		28.0	21.5			1.20	> 100		7.5	1.1	2.1	20	13.1	104	2000			
最小値		-0.3	3.7			0.11	45		7.0	< 0.5	0.9	1	9.0	97	110			
平均値		14.3	13.7			0.61	95		7.3	0.8	1.2	6	10.6	100	470			
75%値										0.9	1.2				-			
90%値										-	-				1200			

No.14 荒川 仁井田橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	渦り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
令和6年4月	晴(晴)	14.9	11.1	淡黄色	無臭	3.31	> 100	-	7.3	0.5	0.6	5	10.9	99	15	-	-	
5月	晴(曇)	15.1	13.7	無色	無臭	1.87	> 100	-	7.4	0.7	1.2	2	9.9	96	36	-	-	
6月	晴(曇)	19.5	17.9	淡黄色	無臭	1.72	> 100	-	7.3	< 0.5	1.0	2	9.7	102	30	-	-	
7月	曇(曇)	27.1	21.6	無色	無臭	0.68	> 100	-	7.5	1.1	1.4	< 1	9.1	103	26	-	-	
8月	晴(晴)	27.3	22.4	淡黄色	無臭	1.17	> 100	-	7.5	0.9	1.0	1	9.0	104	220	-	-	
9月	晴(晴)	23.9	20.8	淡黄色	無臭	1.45	> 100	-	7.3	0.6	1.0	1	9.1	102	30	-	-	
10月	晴(晴)	23.6	18.1	無色	無臭	3.24	> 100	-	7.3	< 0.5	0.9	1	9.6	101	36	-	-	
11月	晴(晴)	11.5	12.6	無色	無臭	1.50	> 100	-	7.3	0.6	0.8	1	11.2	105	26	-	-	
12月	曇(曇)	8.5	9.8	無色	無臭	0.86	> 100	-	7.2	< 0.5	1.0	1	11.2	99	18	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	1.8	4.7	淡黄色	無臭	1.66	> 100	-	7.0	< 0.5	0.9	1	12.6	98	57	-	-	
2月	曇(曇)	1.7	4.1	淡黄色	無臭	0.68	> 100	-	7.1	0.6	0.8	1	13.2	101	8	-	-	
3月	雪(曇)	1.1	2.3	無色	無臭	0.50	> 100	-	7.2	0.8	0.8	1	13.3	97	27	-	-	
最大値		27.3	22.4			3.31	> 100		7.5	1.1	1.4	5	13.3	105	220			
最小値		1.1	2.3			0.50	> 100		7.0	< 0.5	0.6	< 1	9.0	96	8			
平均値		14.7	13.3			1.55	> 100		7.3	0.7	1.0	2	10.7	101	44			
75%値										0.7	1.0				-			
90%値										-	-				57			

No.15 荒川 信夫橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	渦り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
令和6年4月	晴(晴)	15.9	11.1	淡白色	無臭	7.27	81	-	6.7	< 0.5	< 0.5	10	10.9	99	7	-	-	
5月	晴(曇)	17.5	14.0	淡白色	無臭	4.98	75	-	6.1	< 0.5	1.1	13	9.9	96	2	-	-	
6月	晴(曇)	19.0	16.6	淡白色	無臭	7.25	67	-	6.6	< 0.5	1.0	13	9.6	99	40	-	-	
7月	曇(曇)	28.6	20.4	淡白色	無臭	3.68	65	-	6.0	< 0.5	0.8	14	9.3	103	2	-	-	
8月	晴(晴)	28.1	20.9	淡白色	無臭	4.21	68	-	6.6	< 0.5	0.7	12	8.7	98	13	-	-	
9月	晴(晴)	24.2	19.7	淡白色	無臭	5.39	74	-	6.6	< 0.5	0.7	11	9.1	99	16	-	-	
10月	晴(晴)	23.2	17.3	淡白色	無臭	欠測	80	-	6.8	< 0.5	0.9	11	9.4	98	19	-	-	
11月	晴(晴)	10.6	12.2	淡白色	無臭	欠測	68	-	6.6	0.6	0.8	12	10.8	100	40	-	-	
12月	曇(曇)	9.1	10.4	淡白色	無臭	4.51	61	-	6.0	< 0.5	0.9	13	10.8	97	< 1	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	2.7	6.0	淡白色	無臭	2.62	51	-	6.2	< 0.5	0.8	12	12.1	97	4	-	-	
2月	曇(曇)	-0.1	4.5	淡黄色	無臭	3.73	40	-	6.1	0.5	0.8	17	12.2	94	2	-	-	
3月	雪(曇)	1.1	3.4	淡白色	無臭	欠測	50	-	6.7	1.2	2.1	13	12.4	93	87	-	-	
最大値		28.6	20.9			7.27	81		6.8	1.2	2.1	17	12.4	103	87			
最小値		-0.1	3.4			2.62	40		6.0	< 0.5	< 0.5	10	8.7	93	< 1			
平均値		15.0	13.0			4.85	65		6.4	0.6	0.9	13	10.4	98	19			
75%値									< 0.5	0.9				-				
90%値									-	-				40				

No.16 大森川 濁川合流点前

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	渦り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
令和6年4月	晴(晴)	16.2	12.7	淡黄色	無臭	0.76	> 100	透明	7.4	1.4	1.6	4	10.7	101	680	-	-	
5月	晴(曇)	18.0	15.6	淡黄色	無臭	0.60	70	微濁	7.3	1.5	3.2	11	9.7	97	360	-	-	
6月	晴(曇)	19.0	16.3	淡黄色	無臭	1.50	> 100	透明	7.2	0.7	2.4	7	9.5	97	660	-	-	
7月	曇(曇)	28.2	21.8	淡黄色	無臭	0.56	> 100	透明	7.4	1.3	2.5	11	9.4	108	390	-	-	
8月	晴(晴)	27.4	22.2	淡黄色	無臭	0.60	> 100	透明	7.4	1.1	2.9	5	9.5	109	340	-	-	
9月	晴(晴)	21.8	20.4	淡黄色	無臭	0.68	> 100	透明	7.3	0.9	1.8	4	9.3	103	340	-	-	
10月	晴(晴)	24.0	18.5	無色	無臭	0.76	> 100	透明	7.3	0.9	1.7	2	9.5	101	410	-	-	
11月	晴(晴)	8.5	12.3	無色	無臭	0.92	> 100	透明	7.2	1.0	1.8	3	10.8	100	230	-	-	
12月	曇(曇)	8.0	10.5	淡黄色	無臭	0.55	> 100	透明	7.1	0.7	1.9	3	10.4	93	360	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	1.4	6.0	淡黄色	無臭	0.52	> 100	透明	6.9	2.4	2.0	3	11.9	95	510	-	-	
2月	曇(曇)	-0.5	4.2	淡黄色	無臭	0.30	> 100	透明	6.9	1.6	2.0	2	12.3	94	440	-	-	
3月	雪(曇)	1.0	3.5	無色	無臭	0.69</td												

No.17 濁川 大森川合流点前

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	DO飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ニルフェール (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴(晴)	16.5	14.7	淡黄色	無臭	0.69	> 100	透明	7.3	1.9	3.1	4	9.7	96	750	-	-	-	-	
5月	晴(曇)	20.5	18.2	濃褐色	無臭	0.22	23	濁	7.4	3.3	6.4	22	9.1	96	230	3.5	0.32	0.035	< 0.00006 0.0097	
6月	晴(曇)	19.1	15.5	淡黄色	無臭	1.08	56	微濁	7.2	1.0	3.7	11	9.8	98	540	-	-	-	-	
7月	曇(曇)	28.4	24.0	淡黄色	無臭	0.41	81	透明	7.4	2.4	5.0	6	8.8	104	460	-	-	-	-	
8月	晴(晴)	27.5	24.8	淡黄色	無臭	0.36	> 100	透明	7.3	2.1	4.8	5	8.3	100	360	1.2	0.10	0.009	< 0.00006 0.004	
9月	晴(晴)	22.0	22.6	淡黄色	無臭	0.64	> 100	透明	7.3	1.3	3.3	5	8.3	97	750	-	-	-	-	
10月	晴(晴)	24.0	19.8	無色	無臭	0.54	> 100	透明	7.2	1.2	3.0	4	8.7	96	430	-	-	-	-	
11月	晴(晴)	8.5	13.3	無色	無臭	0.36	82	微濁	7.2	1.4	3.5	7	10.0	95	450	1.2	0.089	0.007	< 0.00006 0.006	
12月	曇(曇)	8.4	9.5	淡黄色	無臭	0.31	54	微濁	7.1	1.5	3.6	9	10.5	92	440	-	-	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	1.4	6.1	淡黄色	無臭	0.32	50	微濁	6.9	3.1	4.9	10	11.4	92	1100	-	-	-	-	
2月	曇(曇)	-0.5	4.2	淡黄色	無臭	0.15	68	微濁	6.9	2.7	4.9	4	11.7	89	900	1.7	0.15	0.012	< 0.00006 0.013	
3月	雪(曇)	1.0	4.7	淡黄色	微下水臭	0.66	58	微濁	7.2	3.5	4.3	10	11.5	89	830	-	-	-	-	
最大値		28.4	24.8			1.08	> 100		7.4	3.5	6.4	22	11.7	104	1100	3.5	0.32	0.035	< 0.00006 0.013	
最小値		-0.5	4.2			0.15	23		6.9	1.0	3.0	4	8.3	89	230	1.2	0.089	0.007	< 0.00006 0.0040	
平均値		14.7	14.8			0.48	73		7.2	2.1	4.2	8	9.8	95	600	1.9	0.16	0.016	< 0.00006 0.008	
75%値										2.7	4.9				-					
90%値										-	-				900					

No.18 水原川 熊田橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	DO飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
令和6年4月	晴(晴)	21.0	13.6	無色	無臭	0.64	> 100	-	7.5	0.5	1.5	3	10.4	100	61	-	-	-
5月	晴(曇)	21.0	20.3	淡黄色	無臭	0.03	90	-	7.2	0.9	2.6	3	9.4	104	14	-	-	-
6月	晴(曇)	23.3	18.4	淡黄色	無臭	0.72	54	-	7.3	< 0.5	1.5	12	9.1	97	69	-	-	-
7月	曇(曇)	27.0	26.0	淡黄色	無臭	0.04	> 100	-	7.5	1.2	2.3	1	10.4	128	290	-	-	-
8月	晴(晴)	31.5	26.9	淡褐色	無臭	0.02	> 100	-	8.9	1.6	3.5	2	14.6	183	190	-	-	-
9月	晴(晴)	25.4	21.9	淡黄色	無臭	0.45	> 100	-	7.4	0.5	1.8	1	9.2	105	90	-	-	-
10月	晴(晴)	28.0	20.4	淡黄色	無臭	0.84	> 100	-	7.3	0.8	1.0	2	9.2	102	120	-	-	-
11月	晴(晴)	15.5	13.2	無色	無臭	0.60	> 100	-	7.4	0.7	1.2	1	11.7	111	130	-	-	-
12月	曇(曇)	8.8	7.8	無色	無臭	0.40	> 100	-	7.2	< 0.5	1.4	< 1	11.9	100	380	-	-	-
令和7年1月	曇(曇)	2.8	3.5	淡黄色	無臭	0.24	> 100	-	7.1	0.5	1.6	1	13.1	99	140	-	-	-
2月	曇(曇)	2.2	1.7	無色	無臭	0.27	> 100	-	7.2	< 0.5	1.1	< 1	13.5	97	100	-	-	-
3月	雪(曇)	2.1	2.2	無色	無臭	0.48	> 100	-	7.1	0.7	1.7	2	13.6	99	530	-	-	-
最大値		31.5	26.9			0.84	> 100		8.9	1.6	3.5	12	14.6	183	530			
最小値		2.1	1.7			0.02	54		7.1	< 0.5	1.0	< 1	9.1	97	14			
平均値		17.4	14.7			0.39	95		7.4	0.7	1.8	3	11.3	110	180			
75%値										0.8	1.8				-			
90%値										-	-				380			

No.19 水原川 下藤内橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	DO飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ニルフェール (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴(晴)	20.4	14.3	淡黄色	無臭	0.82	> 100	透明	7.6	0.8	1.9	2	10.5	103	160	-	-	-	-	
5月	晴(曇)	20.6	19.7	中黄色	無臭	0.34	16	濁	7.3	3.2	7.5	22	9.7	106	270	1.9	0.18	0.005	< 0.00006 0.0033	
6月	晴(曇)	22.9	20.5	淡黄色	無臭	0.34	50	微濁	7.3	1.0	3.2	18	9.1	101	210	-	-	-	-	
7月	曇(曇)	26.9	24.1	中黄色	無臭	0.47	65	微濁	7.7	2.4	6.3	13	8.6	103	110	-	-	-	-	
8月	晴(晴)	31.2	27.0	淡黄色	無臭	0.47	50	微濁	7.8	2.1	4.6	9	8.4	106	160	0.68	0.067	0.001	< 0.00006 0.0044	
9月	晴(晴)	25.5	23.1	淡黄色	無臭	1.33	98	透明	8.1	1.3	2.5	2	10.1	118	110	-	-	-	-	
10月	晴(晴)	28.0	20.3	淡黄色	無臭	1.36	> 100	透明	7.4	0.8	2.1	2	9.3	103	150	-	-	-	-	
11月	晴(晴)	15.1	13.0	淡黄色	無臭	1.04	95	透明	7.4	0.9	2.3	4	11.2	106	260	0.82	0.036	0.001	< 0.00006 0.0036	
12月	曇(曇)	9.0	8.2	淡黄色	無臭	0.48	> 100	透明	7.3	1.0	2.3	3	12.5	106	500	-	-	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	2.4	3.3	中黄色	無臭	0.67	> 100	微濁	7.0	1.0	2.3	4	13.6	102	300	-	-	-	-	
2月	曇(曇)	2.7	2.3	無色	無臭	0.61	> 100	透明	7.0	1.4	2.0	2	14.0	102	83	0.80	0.044	0.003	< 0.00006 0.0064	
3月	雪(曇)	1.9	2.2	無色	無臭	1.01	> 100	透明	7.2	1.5	2.4	4	14.1	103	410	-	-	-	-	
最大値		31.2	27.0			1.36	> 100		8.1	3.2	7.5	22	14.1	118	500	1.9	0.18	0.005	< 0.00006 0.0064	
最小値		1.9	2.2			0.34	16		7.0	0.8	1.9	2	8.4	101	83	0.68	0.036	0.001	< 0.00006 0.0044	
平均値		17.2	14.8			0.75	81		7.4	1.5	3.3	7	10.9	105	230	1.1	0.082	0.003	< 0.00006 0.0044	
75%値										1.5	3.2				-					
90%値										-	-				410					

No.20 女神川 新鶴巻橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	DO飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ニルフェール (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴(晴)	20.2	15.1	無色	無臭	0.28	> 100	透明	7.8	1.7	4.3	1	11.0	109	540	-	-	-	-	
5月	晴(曇)	19.0	18.8	無色	無臭	0.09	> 100	透明	8.6	2.4	6.8	2	13.1	141	660	1.9	0.18	0.004	< 0.00006 0.019	
6月	晴(曇)	22.5	22.0	無色	無臭	0.31	> 100	透明	7.7	1.5	6.1	4	9.1	104	470	-	-	-	-	
7月	曇(曇)	27.1	23.7	淡黄色	無臭	0.13	> 100	透明	8.1											

No.21 立田川 立田川橋

調査月	天候 当日前日	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備考
令和6年4月	晴(晴)	20.1	14.7	無色	無臭	0.08	> 100	-	7.9	1.1	3.3	1	11.3	111	46	-	-	
5月	晴(曇)	18.1	16.7	淡黄色	無臭	0.02	90	-	7.7	1.7	5.9	4	11.2	115	390	-	-	
6月	晴(曇)	21.9	19.0	淡黄色	無臭	0.11	> 100	-	7.7	0.9	5.7	2	9.2	99	380	-	-	
7月	曇(曇)	27.0	21.9	淡黄色	無臭	0.02	> 100	-	7.7	1.3	5.0	1	8.7	99	2400	-	-	
8月	晴(晴)	30.5	24.5	無色	無臭	0.03	> 100	-	7.7	1.0	5.3	3	7.9	95	270	-	-	
9月	晴(晴)	25.3	22.7	淡黄色	無臭	0.06	> 100	-	7.8	0.8	3.8	1	10.0	116	290	-	-	
10月	晴(晴)	25.6	20.3	無色	無臭	0.10	> 100	-	7.7	0.9	3.4	1	9.5	105	190	-	-	
11月	晴(晴)	15.2	13.1	淡黄色	無臭	0.05	> 100	-	7.8	4.5	3.9	2	11.3	107	230	-	-	
12月	曇(曇)	8.4	8.7	無色	無臭	0.06	> 100	-	7.6	1.2	3.3	1	11.9	102	82	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	2.0	4.4	中黄色	無臭	0.07	> 100	-	7.5	1.5	3.8	1	13.4	103	310	-	-	
2月	曇(曇)	2.2	2.5	無色	無臭	0.07	> 100	-	7.6	1.1	3.0	1	15.2	111	21	-	-	
3月	雪(曇)	2.0	3.4	無色	無臭	0.10	> 100	-	7.6	2.2	3.9	2	14.1	106	370	-	-	
最大値		30.5	24.5			0.11	> 100		7.9	4.5	5.9	4	15.2	116	2400			
最小値		2.0	2.5			0.02	90		7.5	0.8	3.0	1	7.9	95	21			
平均値		16.5	14.3			0.06	99		7.7	1.5	4.2	2	11.1	106	410			
75%値										1.5	5.0				-			
90%値									-	-					390			

No.22 小国川 伊達市との境界

調査月	天候 当日前日	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備考
令和6年4月	晴(晴)	19.2	19.3	無色	無臭	0.09	> 100	透明	7.7	0.7	2.7	2	10.5	100	71	-	-	
5月	晴(曇)	17.0	15.9	淡白色	無臭	0.04	58	微濁	7.6	1.2	4.1	9	9.9	100	99	-	-	
6月	晴(曇)	21.1	17.1	淡黄色	無臭	0.13	95	透明	7.6	0.7	3.8	3	9.6	100	430	-	-	
7月	曇(曇)	26.0	23.1	無色	無臭	0.01	> 100	透明	7.5	1.4	3.9	6	6.8	80	34	-	-	
8月	晴(晴)	29.5	25.4	淡黄色	無臭	0.01	> 100	透明	7.7	0.8	3.8	2	7.6	93	74	-	-	
9月	晴(晴)	25.1	22.8	淡黄色	無臭	0.08	> 100	透明	7.6	0.6	3.4	1	8.8	102	190	-	-	
10月	晴(晴)	24.3	19.2	無色	無臭	0.09	> 100	透明	7.6	0.8	2.9	1	9.2	100	320	-	-	
11月	晴(晴)	14.4	11.8	無色	無臭	0.08	> 100	透明	7.6	0.8	2.9	1	11.6	107	120	-	-	
12月	曇(曇)	8.8	7.1	無色	無臭	0.08	> 100	透明	7.6	< 0.5	2.7	< 1	12.7	105	170	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	3.0	3.1	淡褐色	無臭	0.10	67	微濁	7.3	2.6	3.4	8	13.9	103	250	-	-	
2月	曇(曇)	1.6	1.2	無色	無臭	0.09	> 100	透明	7.5	0.8	2.5	1	15.1	107	80	-	-	
3月	雪(曇)	1.1	1.4	無色	無臭	0.15	> 100	透明	7.4	0.9	2.7	1	14.2	101	1100	-	-	
最大値		29.5	25.4			0.15	> 100		7.7	2.6	4.1	9	15.1	107	1100			
最小値		1.1	1.2			0.01	58		7.3	< 0.5	2.5	< 1	6.8	80	34			
平均値		15.9	14.0			0.08	93		7.6	1.0	3.2	3	10.8	100	240			
75%値										0.9	3.8				-			
90%値									-	-					430			

No.23 胡桃川 向瀬上駅付近

調査月	天候 当日前日	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備考
令和6年4月	晴(晴)	15.3	14.5	淡黄色	無臭	0.40	95	-	7.6	4.3	6.3	2	9.0	88	250	-	-	
5月	晴(曇)	16.0	17.1	淡黄色	無臭	0.30	65	-	7.3	3.8	5.6	9	8.9	92	1900	-	-	
6月	晴(曇)	20.7	19.8	淡黄色	無臭	0.40	46	-	7.5	2.4	5.8	18	8.8	96	490	-	-	
7月	曇(曇)	26.2	23.6	淡黄色	無臭	0.15	50	-	7.4	1.7	4.7	17	8.5	101	1800	-	-	
8月	晴(晴)	27.0	25.8	淡褐色	無臭	0.37	36	-	7.4	1.4	3.9	20	7.2	89	570	-	-	
9月	晴(晴)	26.0	23.1	中黄色	無臭	0.27	55	-	7.3	1.9	4.3	9	7.8	91	2300	-	-	
10月	晴(晴)	20.8	19.7	無色	無臭	0.01	95	-	7.5	2.3	5.7	2	7.9	85	3700	-	-	
11月	晴(晴)	10.5	10.9	淡黄色	無臭	0.08	> 100	-	7.6	2.7	6.1	1	9.7	88	1500	-	-	
12月	曇(曇)	9.0	7.3	淡黄色	無臭	0.05	95	-	7.4	3.7	7.2	2	8.2	68	370	-	-	
令和7年1月	曇(曇)	2.0	3.4	淡黄色	無臭	0.05	81	-	7.4	5.2	7.1	4	10.4	78	1300	-	-	
2月	曇(曇)	1.0	2.0	淡黄色	無臭	0.05	78	-	7.4	7.8	8.9	3	10.6	76	810	-	-	
3月	雪(曇)	0.5	1.6	無色	無臭	0.04	65	-	7.4	11	9.8	8	9.5	68	2900	-	-	
最大値		27.0	25.8			0.40	> 100		7.6	11	9.8	20	10.6	101	3700			
最小値		0.5	1.6			0.01	36		7.3	1.4	3.9	1	7.2	68	250			
平均値		14.6	14.1			0.18	72		7.4	4.0	6.3	8	8.9	85	1500			
75%値										4.3	7.1				-			
90%値									-	-					2900			

資料8 阿武隈川水質調査結果

○調査地点：阿武隈川 蓬萊橋(黒岩)

○測定機関：国土交通省福島河川国道事務所

調査月	天候	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノルフェノール (mg/L)	L A S (mg/L)
令和6年4月	晴	25.0	18.5	淡茶褐色	無臭	48.13	-	7.7	1.8	4.1	7	9.7	19	-	-	-	-	
5月	曇	17.8	19.0	淡茶褐色	無臭	29.74	-	7.5	2.3	5.6	10	8.8	1400	1.9	1.1	0.007	< 0.0006 < 0.0006	
6月	晴	31.0	25.6	淡茶褐色	無臭	35.99	-	7.7	1.2	4.4	8	8.6	4	-	-	-	-	
7月	晴	29.8	25.5	淡茶褐色	無臭	38.27	-	7.6	0.9	4.4	11	8.2	39	-	-	-	-	
8月	晴	30.0	28.0	淡茶褐色	無臭	31.45	-	7.7	0.5	4.0	11	7.9	23	1.7	0.13	0.012	< 0.0006 < 0.0006	
9月	曇	28.5	25.4	淡茶褐色	無臭	75.11	-	7.8	1.2	5.2	13	8.5	110	-	-	-	-	
10月	晴	27.6	22.7	淡茶褐色	無臭	56.17	-	7.9	0.9	3.2	7	8.8	42	-	-	-	-	
11月	曇	16.2	14.5	淡茶褐色	無臭	61.04	-	7.7	1.3	5.8	10	10.0	140	1.8	0.12	0.010	< 0.0006 < 0.0006	
12月	曇	12.0	8.3	無色	無臭	40.02	-	7.8	1.0	3.3	3	12.0	35	-	-	-	-	
令和7年1月	曇	7.7	4.2	無色	無臭	36.37	-	7.7	1.2	3.2	3	12.0	49	-	-	-	-	
2月	晴	5.7	4.5	淡茶褐色	無臭	30.87	-	7.8	2.5	4.0	6	12.0	14	2.5	0.086	0.010	< 0.0006 0.0042	
3月	晴	9.6	7.6	淡白・乳白色	無臭	48.12	-	7.7	3.8	4.7	11	12.0	43	-	-	-	-	
最大値		31.0	28.0			75.11		7.9	3.8	5.8	13	12.0	1400	2.5	1.1	0.012	< 0.0006 0.0042	
最小値		5.7	4.2			29.74		7.5	0.5	3.2	3	7.9	4	1.7	0.086	0.007	< 0.0006 < 0.0006	
平均値		20.1	17.0			44.27		7.7	1.6	4.3	8	9.9	160	2.0	0.36	0.010	< 0.0006 0.0015	
75%値									1.8	4.7		-						
90%値								-	-				140					

※水質関連システムよりデータ引用

資料9 公共用水域におけるPFOS 及びPFOAの調査結果

検体の区分	河 川 水	地下 水
調査地点 項目 (単位)	摺上川 (幸橋上流)	泉地内
PFOS 及びPFOA (μg/L) (指針値: 0.05 μg/L ※)	0.0009	0.0075
備 考	採水日：令和6年8月20日 (火) 天 候：晴 (前日 曇)	採水日：令和6年8月20日 (火) 天 候：晴 (前日 曇)

※環境省通知における表記は 0.00005 mg/L

## 資料10 地下水の水質調査結果

(単位: mg/L)

○概況調査(ローリング方式) (アルキル水銀を除く全ての環境基準項目の調査を実施。他の項目は不検出)															
No.	測定地点(地区)名	総水銀	PCB	ジクロロメタン	クロロエレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエレン	トライクロロエレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素
1	松川町沼袋	<0.0005	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	7.6	<0.08	<0.02
○概況調査(定点方式)															
No.	測定地点(地区)名	鉛	砒素	ジクロロメタン	クロロエレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエレン	トライクロロエレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素
1	太平寺	<0.005	<0.005						<0.0005		<0.001	<0.0005			
2	松川町沼袋								<0.0005		<0.001	<0.0005			
3	飯坂町湯野				<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005			
○継続監視調査															
No.	測定地点(地区)名	総水銀	PCB	ジクロロメタン	クロロエレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエレン	トライクロロエレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素
1	笹木野周辺地区								<0.0005		<0.001	<0.0005			
2	渡利周辺地区1				<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005			
3	渡利周辺地区2				<0.0002	<0.0004	<0.002	0.025	<0.0005	0.011	0.002	0.078			
4	渡利周辺地区3								<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005			
5	瀬上町I周辺地区1				<0.0002	<0.0004	<0.002	0.013	<0.0005	0.018	0.004	0.13			
6	瀬上町I周辺地区3			<0.002	0.0010	<0.0004	<0.002	0.042	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005			
7	瀬上町I周辺地区4							<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005			
8	上鳥渡周辺地区1								<0.0005		<0.001	0.0007			
9	上鳥渡周辺地区2				<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0017			
10	上鳥渡周辺地区3								<0.0005		<0.001	0.0011			
11	上鳥渡周辺地区4								<0.0005		<0.001	<0.0005			
12	郷野目周辺地区2				<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005			
13	郷野目周辺地区3				<0.0002	<0.0004	<0.002	0.006	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005			
14	郷野目周辺地区4				<0.0002	<0.0004	<0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005			
15	佐倉周辺地区				<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	0.002	<0.0005			
16	泉I周辺地区1				<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0027			
17	泉I周辺地区3								<0.0005		<0.001	0.0037			
18	笹谷I周辺地区1								<0.0005		<0.001	0.0031			
19	笹谷I周辺地区2				<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	0.0011	<0.001	0.0078			
20	笹谷I周辺地区4								<0.0005		<0.001	<0.0005			
21	笹谷I周辺地区5								<0.0005		<0.001	0.0009			
22	笹谷II								<0.0005		<0.001	<0.0005			
23	飯野町明治I				<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005			
24	飯野町明治II	<0.0005													
25	黒岩Ⅲ周辺地区1											3.4			
26	黒岩Ⅲ周辺地区2											9.7			
27	黒岩Ⅲ周辺地区3											11			
28	岡島周辺地区1											10			
29	岡島周辺地区2											5.1			
30	岡島周辺地区3											2.5			
環境基準	検出されないと 示す記号	検出されないと 示す記号	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	

**測定値** : 環境基準値を超過して検出した項目

## 1. 特定事業場排水基準監視調査結果

(令和7年3月31日現在)

号番号	業種及び施設	特定事業場数	規制対象事業場数	立入事業場数		排水基準監視調査実施件数		
				事業場数	不適合数	件数	不適合数	不適合率(%)
1の2	豚房・牛房・馬房	33	0	—	—	—	—	—
2	畜産食料品	4	1	1	0	1	0	0.0
3	水産食料品	2	0	—	—	—	—	—
4	農産保存食料品	6	4	4	0	4	0	0.0
5	みそ・しょうゆ・調味料	9	1	1	0	1	0	0.0
8	パン・菓子・製あん	3	0	—	—	—	—	—
10	飲料	5	0	—	—	—	—	—
12	動植物油脂	1	0	—	—	—	—	—
16	めん類	5	2	2	0	2	0	0.0
17	豆腐・煮豆	95	1	1	1	3	1	33.3
18の2	冷凍調理食品	1	1	1	0	1	0	0.0
19	紡績・繊維製品	3	2	1	0	1	0	0.0
22	木材薬品処理	2	0	—	—	—	—	—
23の2	新聞・出版・印刷・製版	14	0	—	—	—	—	—
32	有機顔料・合成染料	1	1	1	0	1	0	0.0
47	医薬品	2	1	1	0	1	0	0.0
51の2	ゴム製品製造	1	1	1	0	2	0	0.0
53	ガラス・ガラス製品	2	1	1	0	1	0	0.0
54	セメント製品	5	0	—	—	—	—	—
55	生コンクリート	12	1	1	0	1	0	0.0
61	鉄鋼	1	1	1	0	4	0	0.0
62	非鉄金属製造業	1	0	—	—	—	—	—
63	金属製品・機械器具	3	1	1	0	1	0	0.0
64の2	水道・工業用水道	1	1	1	0	1	0	0.0
65	酸・アルカリ表面処理	8	0	—	—	—	—	—
66	電気めっき	2	2	2	0	4	0	0.0
66の3	旅館	135	42	8	0	8	0	0.0
66の4	共同調理場	4	4	4	2	6	2	33.3
66の5	弁当仕出・製造	2	0	—	—	—	—	—
66の6	飲食店	7	1	0	0	0	0	0.0
67	洗たく	41	3	1	0	1	0	0.0
68	写真現像	11	1	—	—	—	—	—
69の3	地方卸売市場	1	0	—	—	—	—	—
70の2	自動車分解整備事業	4	0	—	—	—	—	—
71	自動式車両洗浄施設	127	1	1	0	4	0	0.0
71の2	科学技術の試験・研究機関	17	2	2	0	2	0	0.0
71の3	一般廃棄物の焼却処理施設	2	2	2	0	2	0	0.0
71の5	ジクロロメタンによる洗浄施設	1	1	1	0	1	0	0.0
72	し尿処理施設	21	21	21	0	26	0	0.0
73	下水道終末処理場	1	1	1	0	1	0	0.0
74	特定事業場排水の処理施設	0	0	—	—	—	—	—
計		596	101	62	3	80	3	3.8

\*号番号は水質汚濁防止法施行令別表第1の特定施設の号番号。

\*立入事業場数及び排水基準監視調査実施件数には、再調査分を再掲し、のべ数として計上した。

\*特定施設が複数ある場合は、当該事業場の事業特性をより顕著に表すもののひとつを選択して計上した。

## 2. 排水指定事業場排水基準監視調査結果

(令和7年3月31日現在)

号番号	業種及び施設	排水指定事業場数	規制対象事業場数	立入事業場数		排水基準監視調査実施件数		
				事業場数	不適合数	件数	不適合数	不適合率(%)
3	電子部品・デバイス製造業	3	0	—	—	—	—	—
4	窯業・土石製品製造業	5	1	1	0	1	0	0.0
6	鉄道用車両の整備施設	1	0	—	—	—	—	—
7	コイン式洗車施設	11	0	—	—	—	—	—
8	一般廃棄物の最終処分場	3	3	3	0	3	0	0.0
9	産業廃棄物の最終処分場	6	6	6	0	10	0	0.0
11	ゴルフ場	1	1	0	0	0	0	0.0
計		30	11	10	0	14	0	0.0

\*号番号は福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第20条の排水指定施設の号番号。

\*立入事業場数及び排水基準監視調査実施件数には、再調査分を再掲し、のべ数として計上した。

\*特定事業場に排水指定施設が設置されている場合は、のべ数として特定事業場と排水指定事業場に重複して計上した。

資料12 環境騒音調査結果

	地点名	都市計画法に基づく用途地域区分	環境基準類型 (騒音規制法 地域区分)	時間 区分	環境 基準 (dB)	騒音レベル(dB)			
						等価騒音 レベル (L <sub>Aeq</sub> )	時間率騒音レベル		
							中央値 (L <sub>A50</sub> )	上端値 (L <sub>A5</sub> )	下端値 (L <sub>A95</sub> )
1	渡利	第一種低層住居専用地域	A類型 (第1種)	昼間	55	42	38	45	34
				夜間	45	37	36	40	34
2	南沢又	第1種中高層住居専用地域	A類型 (第2種)	昼間	55	44	36	45	33
				夜間	45	36	34	38	33
3	東浜町	第一種住居地域	B類型 (第2種)	昼間	55	45	40	48	37
				夜間	45	38	36	40	34
4	大町	商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	47	43	50	41
				夜間	50	41	37	43	35
5	郷野目	工業地域	C類型 (第4種)	昼間	60	52	46	57	42
				夜間	50	45	40	48	38
6	黒岩	近隣商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	44	41	46	39
				夜間	50	40	38	43	36
7	飯坂町	商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	46	39	47	35
				夜間	50	37	36	39	35
8	蓬萊町	第二種低層住居専用地域	A類型 (第1種)	昼間	55	42	39	43	37
				夜間	45	37	36	39	34

騒音レベル 環境基準超過時間帯

## ○騒音に係る環境基準

A類型 昼間：55dB 夜間45dB

B類型 昼間：55dB 夜間45dB

C類型 昼間：60dB 夜間50dB

※等価騒音レベルにより評価を行う。

※昼間：6時～22時 夜間22時～6時

## 1. 自動車交通騒音・振動調査結果（点的評価）

測定地点	測定地点	地域の区分					車線数	マイク高さ(m)	騒音レベル(dB)		振動レベル(dB)				交通量(台/10分)		平均速度(km/h:10台)			
		用途地域	環境基準	要請限度	騒音規制法	振動規制法			昼間	夜間	昼間		夜間		昼間	夜間	昼間	夜間		
									06:00 22:00	22:00 06:00	09:00 11:00	15:00 17:00	23:00 01:00	03:00 05:00	06:00 22:00	22:00 06:00	06:00 22:00	22:00 06:00		
									22:00 06:00	06:00 22:00	11:00 17:00	17:00 01:00	01:00 05:00	05:00 22:00	06:00 22:00	22:00 06:00	06:00 22:00	22:00 06:00		
1	松浪町 国道4号	近隣商業	C類型	C区域	3種	2種	5	1.2	LAEQ	74	69	<25	<25	<25	<25	大型	48	12	39	49
									中央値	70.1	56.5	36.9	35.7	<25	<25	小型	307	35	44	53
									上端値	79.0	74.9	46.9	46.3	43.7	40.6	二輪	1	1		
									下端値	46.2	38.7	<25	<25	<25	<25					
2	鳥谷野 国道4号	工業	C類型	C区域	4種	2種	4	1.2	LAEQ	74	72	<25	<25	<25	<25	大型	47	27	44	50
									中央値	71.4	60.6	35.4	32.7	<25	28.0	小型	353	26	44	48
									上端値	78.9	78.7	43.7	41.4	36.7	45.8	二輪	1	0		
									下端値	52.4	43.9	<25	<25	<25	<25					
3	天神町 国道13号	近隣商業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAEQ	71	66	<25	<25	<25	<25	大型	19	3	34	37
									中央値	67.4	53.7	30.0	30.1	<25	<25	小型	194	40	38	46
									上端値	76.8	72.4	37.9	37.3	27.8	<25	二輪	0	0		
									下端値	51.3	45.2	<25	<25	<25	<25					
4	泉 国道13号(西道路)	二種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	67	61	<25	<25	<25	<25	大型	27	6	43	48
									中央値	64.0	46.7	<25	<25	<25	<25	小型	296	23	48	46
									上端値	71.7	65.3	29.5	28.7	<25	<25	二輪	1	0		
									下端値	51.6	33.9	<25	<25	<25	<25					
5	南中央 国道13号(西道路)	準工業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAEQ	67	61	<25	<25	<25	<25	大型	25	5	43	53
									中央値	62.0	46.0	<25	<25	<25	<25	小型	275	15	44	52
									上端値	72.0	66.5	34.4	33.1	<25	<25	二輪	1	0		
									下端値	48.3	36.3	<25	<25	<25	<25					
6	渡利 国道114号	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	66	60	<25	<25	<25	<25	大型	10	1	53	55
									中央値	61.1	43.5	<25	<25	<25	<25	小型	135	10	54	56
									上端値	71.8	64.9	<25	<25	<25	<25	二輪	0	1		
									下端値	45.4	32.4	<25	<25	<25	<25					
7	館の前 国道115号	二種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	67	61	<25	<25	<25	<25	大型	10	2	37	47
									中央値	60.6	42.3	<25	<25	<25	<25	小型	108	12	42	45
									上端値	73.2	62.9	29.6	34.1	26.4	<25	二輪	0	0		
									下端値	48.5	35.0	<25	<25	<25	<25					
8	方木田 国道115号	準住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	66	61	<25	<25	<25	<25	大型	24	2	45	48
									中央値	61.5	46.7	30.5	29.2	<25	<25	小型	207	16	47	49
									上端値	71.3	66.0	38.2	38.3	<25	<25	二輪	1	1		
									下端値	47.8	38.7	<25	<25	<25	<25					
9	笹谷 主要地方道福島・飯坂線	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	LAEQ	62	55	<25	<25	<25	<25	大型	6	1	37	53
									中央値	55.0	37.1	25.2	26.1	<25	<25	小型	86	7	37	42
									上端値	66.2	55.9	34.7	34.2	<25	25.8	二輪	0	0		
									下端値	45.5	31.9	<25	<25	<25	<25					
10	野田町 主要地方道福島・吾妻・裏磐梯線	二種住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	LAEQ	64	55	<25	<25	<25	<25	大型	6	0	29	-
									中央値	58.7	40.6	30.2	30.1	<25	<25	小型	114	3	40	42
									上端値	69.5	57.0	39.9	37.2	<25	25.2	二輪	1	0		
									下端値	46.5	37.3	<25	<25	<25	<25					
11	鎌田 県道飯坂・保原線	一種住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEQ	66	59	<25	<25	<25	<25	大型	18	4	39	48
									中央値	59.6	45.3	30.4	29.7	<25	<25	小型	139	14	41	46
									上端値	71.7	63.6	46.1	41.1	29.5	27.9	二輪	1	0		
									下端値	49.0	40.2	<25	<25	<25	<25					
12	大森 県道南福島停車場線	準工業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAEQ	71	65	<25	<25	<25	<25	大型	21	5	58	65
									中央値	66.8	50.6	27.6	29.7	<25	<25	小型	148	12	61	63
									上端値	76.5	70.4	38.5	39.5	30.8	26.8	二輪	1	1		
									下端値	51.4	37.8	<25	<25	<25	<25					

※ 測定を行った12地点は、一般国道、主要地方道(県道)、一般県道に面し、「幹線交通を担う道路に近接する空間における特例」の基準、昼間70dB、夜間65dBが適用になる。

※ LAeq 値は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省)に従い四捨五入し整数表示としている。

## 2. 自動車交通騒音調査結果（面的評価）

路線名 (括弧内は評価実施区間の戸数)	面的評価結果(全体)割合(%) (括弧内は戸数)				面的評価結果(近接空間)割合(%) (括弧内は戸数)				面的評価結果(非近接空間)割合(%) (括弧内は戸数)			
	昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
1 一般国道114号 (637戸)	100.0 (637戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (199戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (438戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)
2 上名倉飯坂伊達線 (427戸)	99.5 (425戸)	0.0 (0戸)	0.5 (2戸)	0.0 (0戸)	99.4 (169戸)	0.0 (0戸)	0.6 (1戸)	0.0 (0戸)	99.6 (256戸)	0.0 (0戸)	0.4 (1戸)	0.0 (0戸)
3 庭坂福島線 (2,204戸)	95.5 (2,106戸)	0.0 (0戸)	4.4 (97戸)	0.1 (1戸)	90.5 (809戸)	0.0 (0戸)	9.5 (85戸)	0.0 (0戸)	99.0 (1,297戸)	0.0 (0戸)	0.9 (12戸)	0.1 (1戸)

### ◎道路における自動車の交通に関する基準等

環境基準		要静度(騒音)		要静度(振動)		都市計画法に基づく用途地域					
類型	1車線	2以上	区域区分	1車線	2以上	区域区分	第1種	65/60	第2種	70/65	近隣商業、商業、準工業、工業
A	—	60/55	a	65/55	70/65		第1種	65/60	第1種・第2種低層住専、第一種・第二種中高層住専		
B			b						第一種・第二種住居、準住居		
C	65/60		c	75/70			第2種	70/65	近隣商業、商業、準工業、工業		
特例	70/65	特例		75/70				—			

※数値は、昼間/夜間(dB)

◇騒音 昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～6:00

◇振動 昼間：7:00～19:00 夜間：19:00～7:00

\*特例は「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用

1) 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から15mの範囲

2) 2車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から20mの範囲

\*「幹線交通を担う道路」

1) 高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道は4車線以上の区間のみ)

2) 一般自動車道である自動車専用道路

## 資料14 高速自動車道(東北縦貫自動車道)騒音調査結果

調査地点	川口起点離(km)	測定車線(上下)	都市計画用途地域	測定地点	騒音レベル(dB)								直近民家までの距離	
					昼間				夜間					
					L <sub>Aeq</sub>	L <sub>A50</sub>	L <sub>A5</sub>	L <sub>A95</sub>	L <sub>Aeq</sub>	L <sub>A50</sub>	L <sub>A5</sub>	L <sub>A95</sub>		
1 下飯坂(定点)	266.7	下り	市街化調整区域	25m	61	60	64	54	60	58	64	48	100m	
				50m	59	58	63	52	58	57	62	47		
				100m	57	55	59	49	55	54	59	46		
2 上鳥渡・下鳥渡	254.8	上り	準工業地域	20m	59	56	62	51	53	52	57	44	20m	
				180m	50	43	50	40	46	38	46	34		
3 松川町水原	243.3	下り	市街化調整区域	20m	58	56	62	48	57	53	63	38	20m	

◎高速自動車道騒音に係る基準について

・騒音に係る環境基準(道路に面する地域)が設定されている地域においては、環境基準による評価を行う。

・環境基準が設定されていない地域においては、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準により評価を行う。

なお、道路端から20m以内の地点は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準により評価を行う。

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域・・・昼間 65dB 夜間 60dB

幹線交通を担う道路に近接する空間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※ 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

\* L<sub>Aeq</sub> 値は、「騒音に係る環境基準の調査マニュアル」(環境省)に従い四捨五入し整数表示としている。

資料 15 東北縦貫自動車道遮音壁設置状況

○上り車線

対象地区	設置区間 -Kp(川口起点)-	遮音壁 長さ (m)	設置 年度	備考
1 飯坂町	268.221 ~ 268.450	229	H9	2の延伸(北)
2 東湯野小学校	267.900 ~ 268.221	321	S52	
3 "	267.500 ~ 267.900	400	S53	2の延伸(南)
4 飯坂町	267.258 ~ 267.500	242	H9	3の延伸(南)
5 下飯坂	266.252 ~ 266.602	350	H3	
6 "	265.820 ~ 265.917	97	H11	7の延伸(北)
7 沖高	265.600 ~ 265.820	220	S62	8の延伸(北)
8 "	265.502 ~ 265.600	98	H9	
9 飯坂町平野	264.822 ~ 265.190	368	H4	
10 "	264.026 ~ 264.310	284	H14	
11 "	263.300 ~ 263.691	391	H7	12の延伸(北)
12 笹谷(万世)	262.428 ~ 263.300	872	S52	
13 " (万世)	262.314 ~ 262.428	114	S59	12の延伸(南)
14 "	261.846 ~ 262.023	177	H9	
15 " (堰場)	261.200 ~ 261.840	640	S53	
16 " (堰場)	261.180 ~ 261.200	20	S58	15の延伸(南)
17 " (下釜)	260.610 ~ 260.870	260	S58	
18 笹木野	259.550 ~ 259.900	350	S61	
19 "	259.291 ~ 259.550	259	H6	18と20の延伸
20 " (西原)	259.065 ~ 259.291	226	S55	
21 " (長畠)	258.634 ~ 259.065	431	H3	20の延伸(南)
22 " (中島)	258.235 ~ 258.593	358	H12	
23 上野寺	257.903 ~ 257.959	56	H12	24の延伸(北)
24 "	257.789 ~ 257.903	114	H4	
25 "	257.685 ~ 257.789	104	H7	24の延伸(南)
26 西川原	256.834 ~ 257.058	224	H17	
27 成川	255.640 ~ 256.181	541	H6	28の延伸(北)
28 "	255.060 ~ 255.640	580	S57	
29 下鳥渡	254.052 ~ 254.500	448	H9	30の延伸(北)
30 "	253.796 ~ 254.052	256	H3	
31 大森	253.383 ~ 253.499	116	H9	
32 山田	252.760 ~ 252.800	40	H14	33の延伸(北)
33 "	252.600 ~ 252.760	160	S61	
34 小田(向田)	251.648 ~ 251.800	152	H元	
35 "	251.303 ~ 251.648	345	H2	34の延伸(南)
36 平石	250.862 ~ 251.102	240	H6	
37 "	250.200 ~ 250.710	510	S62	
38 "	250.068 ~ 250.200	132	H5	37の延伸(南)
39 松川	245.843 ~ 246.263	420	H7	
40 松川町	245.222 ~ 245.460	238	H9	

○下り車線

対象地区	設置区間 -Kp(川口起点)-	遮音壁 長さ (m)	設置 年度	備考
41 東湯野	268.263 ~ 268.467	204	H14	42の延伸(北)
42 "	268.037 ~ 268.263	226	S55	
43 "	267.818 ~ 268.037	219	S56	42の延伸(南)
44 下飯坂	266.200 ~ 266.650	450	S60	
45 "	265.640 ~ 265.746	106	H12	46の延伸(北)
46 沖高	265.420 ~ 265.640	220	S62	
47 飯坂町平野	263.800 ~ 264.368	568	H7	
48 笹谷	262.203 ~ 262.538	335	H9	49の延伸(北)
49 笹谷小学校	262.046 ~ 262.203	157	S53	50の延伸(北)
50 "	261.723 ~ 262.046	323	S52	
51 笹谷(西畠)	261.096 ~ 261.723	627	S55	50の延伸(南)
52 "	260.598 ~ 260.974	376	S63	
53 笹木野	259.580 ~ 260.189	609	H6	54の延伸(北)
54 " (山神)	259.050 ~ 259.580	530	S56	
55 "	258.751 ~ 259.050	299	H5	54と56の延伸
56 " (石田)	258.202 ~ 258.751	549	H2	57の延伸(北)
57 " (和田)	257.778 ~ 258.202	424	H元	
58 成川	255.100 ~ 255.430	330	S57	
59 上鳥渡	254.750 ~ 255.010	260	H9	
60 上鳥渡	254.403 ~ 254.535	132	H20	61の延伸(北)
61 下鳥渡	253.700 ~ 254.403	703	H9	
62 山田	252.780 ~ 252.854	74	H9	63の延伸(北)
63 "	252.578 ~ 252.780	202	S61	64の延伸(北)
64 "	252.081 ~ 252.578	497	S59	
65 " (高倉)	251.832 ~ 252.081	249	H2	64と66の延伸
66 小田(畠中)	251.680 ~ 251.832	152	H元	
67 " (程平)	251.307 ~ 251.427	120	H2	
68 平石	250.770 ~ 250.960	190	S62	
69 "	250.452 ~ 250.490	38	H14	70の延伸(北)
70 "	249.800 ~ 250.452	652	H5	
71 "	249.536 ~ 249.800	264	H7	70の延伸(南)
72 "	248.932 ~ 249.508	576	H7	
73 松川	245.656 ~ 246.076	420	H7	
74 "	245.327 ~ 245.399	72	H19	75の延伸(南)
75 "	244.903 ~ 245.338	435	S59	
76 "	244.607 ~ 244.823	216	S59	
77 "	242.364 ~ 242.792	428	H9	

合計	上り 11,383 m	上下計 23,615 m
	下り 12,232 m	

(令和7年3月31日現在)

資料 16 東北新幹線鉄道騒音・振動調査結果

調査地點	調査地点概要						列車速度 (km/h)		調査結果(dB)				全測定 本数					
	東京起点 距離(km)	環境基準 地域類型	都市計画 用途地域	構造物 種類 (高さ[m])	軌道の 種類	防音壁 種類 (高さ[m])			騒音レベル									
									25m 地点	50m* 地点	100m* 地点	25m 地点						
1 宮代(二丁田) (下り側)	261.5	I 類型	市街化 調整区域	R・C けた式 高架橋 (11.1)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0)	平均	273	80	74	66	54	11	9				
2 宮代(段ノ腰) (上り側)							最高	319										
3 南矢野目 (下り側)							最低	229										
4 御山(遠背戸) (下り側)	257.4	I 類型	第一種 住居地域	R・C けた式 高架橋 (5.9)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0+1.0)	平均	283	79	74	-	59	10	10				
5 森合 (下り側)							最高	320										
6 方木田 (下り側)							最低	204										
7 平石 (下り側)	250.5	I 類型	市街化 調整区域	R・C けた式 高架橋 (13.4)	スラブ	直壁 (1.8+2.1)	平均	262	73	69	-	59	10	10				
8							最高	307										
9							最低	185										

※ 福島駅 約 256.2 km

\*調査地点に変更がある場合は調査結果下段に( )で表示。

環境基準 I 類型 70dB 以下  
II 類型 75dB 以下

騒音レベル 環境基準超過地点

## 1. 騒音規制法に基づく特定施設

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

特定施設の種類	規制地域区分					計
	第1種	第2種	第3種	第4種		
1. 金属加工機械	1	35	32	255	323	
□ 製管機械				(3)	(3)	
ハ ベンディングマシン		(2)	(2)	(8)	(12)	
ニ 液圧プレス		(16)	(11)	(80)	(107)	
ホ 機械プレス	(1)	(2)	(7)	(116)	(126)	
ヘ セン断機		(14)	(8)	(34)	(56)	
ト 鍛造機			(2)		(2)	
リ ブラスト		(1)		(14)	(15)	
ヌ タンブラー			(2)		(2)	
2. 空気圧縮機および送風機	3	316	501	663	1,483	
3. 破碎機・磨碎機・ふるい機等	1	5	5	1	12	
4. 織機		84	133	602	819	
5. 建設用資材製造機械		3	2	1	6	
イ コンクリートプラント		(2)	(1)	(1)	(4)	
□ アスファルトプラント		(1)	(1)		(2)	
7. 木材加工機械		38	25	24	87	
イ ドラムバーカー		(1)			(1)	
□ チッパー		(4)	(5)	(2)	(11)	
ニ 帯のこ盤		(21)	(9)	(13)	(43)	
ホ 丸のこ盤		(5)	(3)	(5)	(13)	
ヘ かんな盤		(7)	(8)	(4)	(19)	
9. 印刷機械	10	18	121	112	261	
10. 合成樹脂用射出成型機				59	84	143
11. 鑄型造型機			6	15	13	34
計	15	505	893	1,755	3,168	

※( )内は指定施設の種類ごとのうち数

## 2. 振動規制法に基づく特定施設

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

特定施設の種類	規制地域区分			計
	第1種	第2種	第3種	
1. 金属加工機械	20	327	347	
イ 液圧プレス	(3)	(72)	(75)	
□ 機械プレス	(4)	(211)	(215)	
ハ セン断機	(13)	(44)	(57)	
2. 圧縮機	46	535	581	
3. 破碎機・磨碎機・ふるい機・分級機		5	5	
4. 織機		663	663	
5. コンクリートブロックマシン	3	5	8	
6. 木材加工機械	2	3	5	
□ チッパー	(2)	(3)	(5)	
7. 印刷機械		83	83	
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		12	12	
9. 合成樹脂用射出成型機	3	283	286	
10. 鑄型造型機		56	56	
計	74	1,972	2,046	

※( )内は指定施設の種類ごとのうち数

## 3. 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設

(令和7年3月31日現在)

規制地域区分 特定施設の種類	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1. 金属加工機械			14		19	33
(2) 製管機械			(3)		(3)	(3)
(3) ベンディングマシン					(1)	(1)
(4) 液圧プレス			(3)		(6)	(9)
(5) 機械プレス			(1)		(6)	(7)
(6) せん断機			(3)		(4)	(7)
(9) プラスト			(2)		(1)	(3)
(11) 切断機			(2)		(1)	(3)
2. 空気圧縮機および送風機			392	3	261	656
3. 土石、鉱物用破碎機・摩碎機			56			56
4. ふるい機・分級機			19			19
5. 織機					1,902	1,902
6. 建設用資材製造機械			16		3	19
(1) コンクリートプラント			(7)		(3)	(10)
(2) アスファルトプラント			(9)			(9)
8. 木材加工機械			34		5	39
(1) ドラムバーカー			(3)			(3)
(2) チッパー			(7)			(7)
(3) 碎木機			(5)			(5)
(4) 帯のこ盤			(12)		(1)	(13)
(5) 丸のこ盤			(3)		(1)	(4)
(6) かんな盤			(4)		(3)	(7)
10. 印刷機械			15		66	81
11. 合成樹脂用射出成型機			95		24	119
14. ディーゼルエンジン	3	21	91	5	22	142
15. 冷凍機			134	317	10	111
計	3	155	1049	18	2,413	3,638

※( )内は指定施設の種類ごとのうち数

## 4. 福島市公害防止対策条例に基づく指定施設

(令和7年3月31日現在)

規制地域区分 特定施設の種類	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1. 空気圧縮機		15	100	33	54	202
2. 送排風機		98	423	59	47	627
3. 石材引割機及び切削機		7	25			32
石材引割機			(8)			(8)
石材切削機		(7)	(17)			(24)
4. 動力打綿機、動力梳綿機等	1	24	16	26		67
動力打綿機	(1)	(16)	(10)	(16)		(43)
動力混打綿機		(3)	(2)	(6)		(11)
動力梳綿機等		(5)	(4)	(4)		(13)
6. コンクリートブロック成型機			1			1
8. 動物の飼育等施設			1			1
計	1	144	566	118	101	930

※( )内は指定施設の種類ごとのうち数

※福島市公害防止対策条例では規制地域の指定をしていないため、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域の区分ごとに集計を行った。

## 騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数

建設作業の種類		年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
騒 音	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	2	5	8	
	2. びょう打機を使用する作業				
	3. さく岩機を使用する作業	37	45	27(1)	
	4. 空気圧縮機を使用する作業		5	2	
	5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業				
	6. バックホウを使用する作業	1	5		
	7. トラクターショベルを使用する作業				
	8. ブルドーザーを使用する作業				
計		40	60	37(1)	
振 動	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	6	11	4	
	2. 鋼球を使用して工作物を破壊する作業				
	3. 舗装版破碎機を使用する作業				
	4. ブレーカーを使用する作業	23	30	13	
計		29	41	17	

※( )内は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出数（外数）

※複数の作業を1通の届出書で届け出しがあるため、作業数の和と計が一致していない場合があります。

# —化学物質—

資料19 ダイオキシン類調査結果

## 1. 一般環境大気調査結果

項目(単位)	調査地点	
	夏 季	冬 季
採取日	令和6年8月9日(金)～ 8月16日(金)	令和6年12月6日(金)～ 12月13日(金)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> ) (環境基準: 0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.0058	0.0038

全国の調査結果(※)

平均値: 0.013pg-TEQ/m<sup>3</sup>

濃度範囲: 0.0025～0.13pg-TEQ/m<sup>3</sup>

## 2. 公共用水域水質調査結果

項目(単位)	調査地点	摺上川 (幸橋上流)	八反田川 (阿武隈川合流前)	松川 (松川橋上流)
採取日	令和6年8月20日(火) 天候: 晴(前日 曇)	令和6年8月20日(火) 天候: 晴(前日 曇)	令和6年9月4日(水) 天候: 晴(前日 晴)	令和6年9月4日(水) 天候: 晴(前日 晴)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) (環境基準: 1.0pg-TEQ/L)	0.19	0.057	0.035	0.035
pH	7.8	7.1	6.3	6.3
SS (mg/L)	4.2	5.2	<0.5	<0.5
透視度 (cm)	>100	>100	>100	>100
水温 (°C)	22.0	27.5	23.4	23.4
気温 (°C)	29.5	30.0	28.0	28.0
色相	淡黄色	淡黄褐色	無色	無色
臭氣	無臭	無臭	無臭	無臭

全国の調査結果(※)

平均値: 0.18pg-TEQ/L

濃度範囲: 0.0081～2.9pg-TEQ/L

## 3. 公共用水域底質調査結果

項目(単位)	調査地点	摺上川 (幸橋上流)	八反田川 (阿武隈川合流前)	松川 (松川橋上流)
採取日	令和6年8月20日(火) 天候: 晴(前日 曇)	令和6年8月20日(火) 天候: 晴(前日 曇)	令和6年9月4日(水) 天候: 晴(前日 晴)	令和6年9月4日(水) 天候: 晴(前日 晴)
ダイオキシン類(pg-TEQ/g-dry) 環境基準: 150pg-TEQ/g-dry	0.18	3.5	0.18	0.18
強熱減量 (wt.% dry)	0.9	14.0	1.1	1.1
泥質	小石混じり砂	シルト	小石混じり砂	小石混じり砂
泥色	濃茶褐色	濃灰色	濃茶褐色	濃茶褐色
臭氣	微植物性臭氣	微腐敗性臭氣	微植物性臭氣	微植物性臭氣
泥温 (°C)	23.0	26.0	26.5	26.5

全国の調査結果(※)

平均値: 5.6pg-TEQ/g

濃度範囲: 0.0092～410pg-TEQ/g

## 4. 一般環境地下水調査結果

項目(単位)	調査地点
採取日	泉地内
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) (環境基準: 1.0 pg-TEQ/L)	0.033
水温 (°C)	21.0

全国の調査結果(※)

平均値: 0.044pg-TEQ/L

濃度範囲: 0.00052～0.94pg-TEQ/L

## 5. 一般環境土壤調査結果

項目 (単位)	調査地点 茶屋沼公園
採取日	令和6年8月20日 (火)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g) (環境基準: 1,000 pg-TEQ/g)	0.034
土 色	にぶい黄褐色

全国の調査結果 (※)

平均値: 2.6pg-TEQ/g  
濃度範囲: 0~140pg-TEQ/g

## 6. 発生源調査結果

項目 (単位)	調査地点 福島市あらかわクリーンセンター
採取日	令和6年11月28日 (木)
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m³) (規制基準: 0.1 ng-TEQ/m³)	0.00084
湿り排ガス量 (Nm³/h)	24,200
渴き排ガス量 (Nm³/h)	18,200
排ガス平均温度 (°C)	151
硫黄酸化物 (Nm³/h)	0.04
ばいじん (g/m³)	0.0003
窒素酸化物 (ppm)	29
塩化水素 (mg/m³)	5

※全国の調査結果: 令和5年度ダイオキシン類に係る環境調査結果(環境省)より。

# —環境保全—

資料 20 発生源業種別公害苦情件数

業種	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
農業							0
林業							0
漁業							0
鉱業							0
建設業	4		7	1			12
製造業							0
電気・ガス・熱供給・水道業							0
情報通信業							0
運輸業							0
卸売・小売業							0
金融・保険業							0
不動産業							0
飲食店・宿泊業			2				2
医療・福祉							0
教育、学習支援業							0
複合サービス事業							0
サービス業							0
公務							0
分類不能の産業			1				1
家庭生活		1					1
その他							0
不明							0
合 計	4	1	10	1	0	0	16

資料 21 用途地域別公害苦情件数

業種	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
住居地域	2	1	4				7
近隣商業地域			2				2
商業地域			1				1
準工業地域	1						1
工業地域			1	1			2
市街化調整区域	1		1				2
都市計画区域外			1				1
合 計	4	1	10	1	0	0	16

# 用語解説



# —用語解説—

イ

## 硫黄酸化物

重油などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼して生じるガスです。代表的なものには二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)と三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)があります。無色で刺激臭が強く、呼吸器系に影響を与えたたり、植物を枯らしたりします。

## 一般廃棄物

法令で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物を言い、一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭ごみ」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。

ウ

## 上乗せ基準

ばい煙や排水等の規制に関しては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づき定められていますが、その基準より厳しい基準として都道府県が条例で定める基準をいいいます。

才

## 汚濁負荷量

環境に排出される汚濁物質の量で、排出量と濃度の積で表します。工場や事業場などからの排水や排出ガスについては濃度による規制が多く用いられていますが、濃度が小さくても排出量が大きければ環境に与える影響は大きくなることから、通常、環境への影響を推定・評価するときには汚濁負荷量が用いられます。

力

## 化石燃料

地質時代の生物の遺骸が堆積し、長い年月をかけて変成されてできた石炭・石油・天然ガスなどの燃料の総称です。

## 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める行政目標です。環境基本法では大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について定めることとされています。なお、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なります。

キ

## 規制基準

法律または条例に基づいて定められた公害の原因となる騒音、振動、悪臭などの行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられています。

コ

## 光化学オキシダント

工場や自動車等から排出される窒素酸化物、炭化水素などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの強酸化性物質の総称。強い刺激性を有し、大気濃度が0.12ppm以上になると粘膜を刺激し、目、鼻、のどを痛めることができます。

## 公共下水道

「下水道法」によれば、地方公共団体が管理する下水道で、生活や事業活動に起因した排水、または雨水を処理する施設をいいます。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものとがあります。

## 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する水路(終末処理場に流入する下水道を除く)をいいます。

## サ

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいいます。

## シ

### 次世代自動車

平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車・天然ガス自動車等を「次世代自動車」と定めています。平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」において、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とする目標を掲げています。

### 浄化槽

浄化槽とは「浄化槽法」では、便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水を除く）を処理し、公共下水道以外に放流するための施設と定義づけられています。

## セ

### 生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水。「生活排水」のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」といいます。

## タ

### ダイオキシン類

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン（135種類）とポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（75種類）、コプラナーPCB（十数種類）の総称。物の燃焼過程などで非意図的に生成されます。ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンについては、人に対する発がん性が指摘されています。

## チ

### 窒素酸化物

窒素(N)と酸素(O)の化合物を窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )といい、主なものには一酸化窒素(NO)と二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )があります。太陽光線の作用により炭化水素と反応して光化学スモッグの原因となります。工場やビル暖房などにおける燃焼工程、自動車などから排出されます。

## ト

### 等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)

騒音の大きさを表す指標の一つで、変動する騒音をエネルギーに着目して時間平均値を算出したものをいいます。平成11年度より騒音の環境基準の評価にはこの等価騒音レベルを用いております。

### 生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味します。

## ヒ

### PFOS 及び PFOA

主に泡消火薬剤等に含まれる有機フッ素化合物で、PFOS はペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOA はペルフルオロオクタン酸のこと。

PFOS、PFOA は、環境中で分解しにくい物質で、環境中での残留性や健康影響の懸念から、国際的に規制が進み、国内では PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年に、製造と輸入原則禁止されています。

環境省は、令和 2 年 5 月に PFOS と PFOA を要監視項目に指定しました。

## モ

### モニタリング調査

環境の変化を知るために、継続的に同じ環境指標を用いて、調査、観測を行うことです。

## ヨ

### 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とはせずに、引き続き知見の集積に努める項目のこと。

### 要請限度

自動車から発生する騒音などにより、人の健康や生活環境が害されないとされる最低限度。この限度を超えた場合は、公安委員会に「道路交通法」の規定による車両の通行の禁止、または速度の制限、徐行などの措置を要請することができます。

---

MEMO

令和7年度版 福島の環境  
－令和6年度事業報告－  
第3部 環境保全編  
令和7年12月

福島市 環境部  
〒960-8601 福島市五老内町3番1号  
TEL 024-535-1111（代表）

福島市ホームページ  
<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS**

本冊子は、再生紙を使用しています。